よのつぢ

浦添市文化部紀要　第9号

BULLETIN OF CULTURE DEPARTMENT
URASOE CITY No.9 “YO-NO-TUDI”
2013・3

目　次

屋嘉比朝寄の墓調査報告　安斎英介・鈴木悠　1
ー浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果からー　上原千明・玉那覇有登

屋嘉比朝寄とその家族について　鈴木悠　15

浦添市の文化財行政について（5）　下地安広　25
ー浦添の文化財保護行政のあゆみー

極楽寺創建場所の考察　武部拓磨・長濱健起　37
ー極楽寺と山岳信仰ー（上）

ラオスの漆文化と歴史的なラオス漆器の科学分析　宮里正子　49
ーランサーン王国の漆芸試論ー　本多貴之・宮腰哲雄

浦添市美術館における教育普及活動　又吉さやか　59
ー教育普及活動と地域ネットワークー

幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究 Ⅱ　栗野慎一郎　67
ー『島津斉彬文書』に見る「評定所文書」関係記事ー

ー九三〇年代における沖縄出身南洋漁業移民の渡航について　川島淳　98（一）

URASOE CITY BOARD OF EDUCATION

〔表紙写真〕

普天満参詣道（ふてんまさんけいみち）

普天満参詣道は、中頭方西海道から分岐して宜野湾間切に向かう街道である。尚賢王代の1644年（順治１）以降、国王の普天満宮参詣が王府の公事となったことや、1671年（康熙10）に宜野湾間切が新設されたことによって宿道として整備された。

写真の当山橋を挟んだ一帯は勾配が急なため「馬転ばし」または「馬ドゥケーラシ」と呼ばれる難所であった。普天満参詣道は中頭方西海道とともに平成24年９月19日に「中頭方西海道及び普天満参詣道（なかがみほうせいかいどうおよびふてんまさんけいみち）」として国の史跡に指定された。

タイトル「よのつぢ」は、古琉球の歌謡集『おもろさうし』にみられる古語で、世間・現実の頂上や最上を意味します。オモロで謡われる「よのつぢ」は大半が浦添関係オモロにあり、「うらおそい（浦襲い）」の同意語としてやや固有名詞化して「浦添城」を指しています。

屋嘉比朝寄の墓調査報告

－浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果から－

屋嘉比朝寄の厨子甕（左）と妻・真伊奴の厨子甕（右）

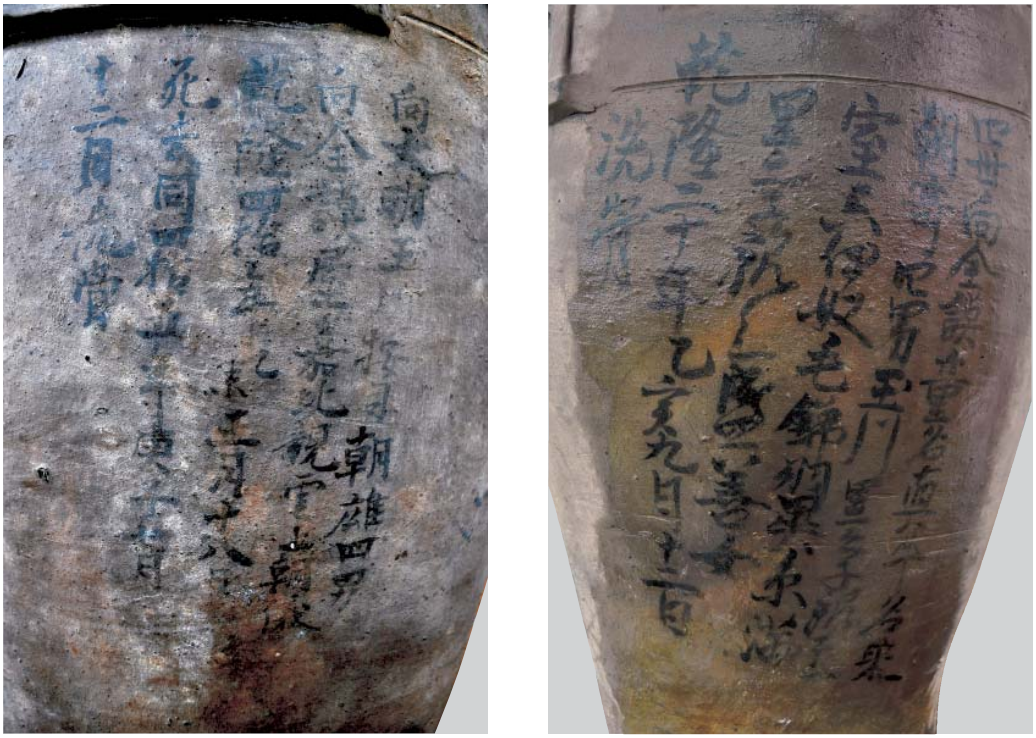

屋嘉比朝寄の厨子銘（左）と妻・真伊奴の厨子銘（右）

ラオスの漆文化と歴史的なラオス漆器の科学分析

－ランサーン王国の漆芸試論－

写真１　旧王宮のルアンパバーン国立博物館の金箔扉

写真２　朱漆箔絵の破損した仏像が安置されるタムティン洞内

写真３　ワット･マイ･スワンナブーム･アハーム

写真４　OUNHEUANE SOUKASEUM 氏の自宅工房と作品

写真５　ラオス産 Semecarpus の葉

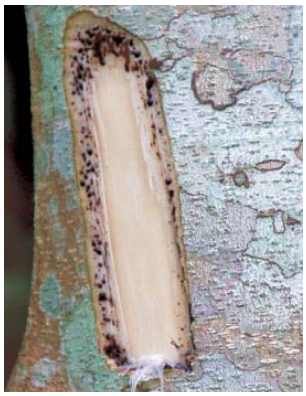

写真６　樹液採取の跡（表皮の掻き取り跡に認められる多数の黒色の樹液道）

写真７　ラオス産 Melanorrhoea 系統のウルシの葉（左と中央）、タイ産 Melanorrhoea（Gluta）usitata の葉（右）

写真８　ラオスの宝貝つき漆塗りの籠（No.24）

よのつぢ

浦添市文化部紀要　第９号

BULLETIN OF CULTURE DEPARTMENT URASOE CITY NO.9

浦添市教育委員会

2013・3

『浦添市文化部紀要 よのつぢ』原稿募集規定

平成20年12月３日 文化部長決裁
最 終 改 正　平成24年７月13日

１．目　　的：浦添市文化部紀要よのつぢ（以下「よのつぢ」という。）に掲載する、浦添・沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する論考を募集するために、この規定を定める

２．発 行 主 体：浦添市教育委員会文化部

３．原 稿 内 容：①浦添市の文化財、文化振興、図書館、美術館の将来展望につながる調査・研究など
②浦添や沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する研究
③日本本土や東アジア（東南アジアを含む）の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する調査・研究で、①②への貢献が期待されるもの

４．応 募 資 格：①浦添市文化部内の職員、嘱託職員、臨時職員
②県内外の研究者ほか

５．応 募 方 法：タイトル（仮題でも可）と簡単な論旨（400字以内）及び住所・氏名・所属等・連絡先（電話・ＦＡＸ・E-mail）等を明記の上、郵送またはメールにて提出

６．掲載の可否：よのつぢ編集委員会にて審査の上、掲載の可否を決定し応募者へ通知

７．原 稿 枚 数：１頁1,800字（45字×40行）で10頁程度（註、写真、図版等含む）

８．そ　の　他：①論文はオリジナルのものとし、二重投稿は不可
②提出された原稿は返却しません
③原稿料は無料。執筆者には、本誌５部を贈呈する
④市ＨＰ掲載の様式で申し込むこと
⑤掲載された原稿は、Web上で一般公開されるものとする

屋嘉比朝寄の墓調査報告
－浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果から－

安　斎　英　介・鈴　木　　悠
上　原　千　明・玉那覇　有　登
（浦添市教育委員会文化課）

1　はじめに

屋嘉比朝寄は、18世紀に生きた琉球古典音楽の大家で、すぐれた創作力と音楽の資質を持ち、古典曲集の編集や琉球音楽の記譜法を創案、後の琉球三味線音楽の楽譜の元となる『屋嘉比工工四』を編纂した人物である。屋嘉比は、これらの功績から後世の琉球古典音楽継承の礎を築いたとの評価を受け、「琉球古典音楽中興の祖」と形容されている。しかし、屋嘉比朝寄を始祖とする屋嘉比家は、戦災により家譜資料が現存せず、1869年に野村安趙らによって編纂された『野村流工工四』に屋嘉比朝寄の略歴と音楽に関する功績を記したものがあるものの、屋嘉比朝寄個人やその家族については、ほとんど分かっていないのが現状である。

浦添市では平成４年度から本市字前田と経塚地区で土地区画整理事業を行っているが、同開発事業に伴う埋蔵文化財「前田・経塚近世墓群」の緊急発掘調査において屋嘉比家の墓の調査が行われた。本稿では、調査時に得られた資料と屋嘉比家のご協力で実施することができた厨子甕とそこに記載された銘書の調査の成果をあわせて報告する。これらの成果は、琉球古典音楽中興の祖といわれる屋嘉比朝寄に関する貴重な歴史資料として位置づけることができると考えられる。

2　調査の経緯

浦添市では、浦添市南東部の前田・経塚地域において平成４年度より土地区画整理事業を行っている。同事業地の小字真知堂には、都市計画街路国際センター線及び交差する沢岻石嶺線の建設が予定されていたため、市教育委員会では平成14年度に埋蔵文化財の範囲確認調査を行い、47基の古墓があることを確認した。その後、平成15・16年度に市都市建設部区画整理課と市教育委員会文化課がその取り扱いについて協議を行った結果、道路工事に係る古墓について記録保存のための緊急発掘調査を実施することとなった。そのうち平成16年度に調査を実施した墓のうち、真知堂Ｂ丘陵の021号墓と命名して調査した墓の墓庭から採集された厨子甕に「屋嘉比」「朝寄」等の墨書きの銘が入ったものが発見された。その後、資料調査を実施していく過程で、墓の所有者である屋嘉比家と連絡をとり、同墓が屋嘉比朝寄とその家族の墓であることが確認された。

上記の経緯を経て、著者は屋嘉比朝寄の子孫である那覇市首里在住の屋嘉比朝一氏に2012年（平成24）８月２日と８月30日の二度にわたって、屋嘉比家の墓に関する話や屋嘉比朝寄やその家族についての聞き取り調査を実施した。その後、墓の移転時に新規の墓へ移したという厨子甕の調査について快諾を頂き、厨子甕と銘書の調査を実施できることとなった。調査については、浦添市前田で平成24年９月19日に、浦添市教育委員会文化課の安斎英介と嘱託職員の鈴木悠・上原千明・玉那覇有登の四

名で実施した。本稿では、上記の一連の調査成果のうち墓と厨子甕・銘書について報告を行う[1]。

3　前田・経塚近世墓群と屋嘉比朝寄の墓

浦添市が土地区画整理事業を行っている前田・経塚地域は、浦添市の南東から南側に位置する（第１図）。同地域は、豊見城層と呼ばれる軟質砂岩層（ニービ）の丘陵とその間に走る谷地により形成され、丘陵斜面を墓地に利用し、谷地部分は水田や畑として利用されていた。地区内のほとんどの墓は、丘陵斜面を掘削して平場を造り、そこから横穴を掘り込んで墓室にした掘込墓で方言では「フィンチャー」と呼ばれる。これらの墓は、近年造られたものもあるが、組踊の創始者である玉城朝薫の墓（浦添市指定文化財）をはじめとして近世期に造られた墓も多いと考えられている（浦添市教育委員会1989・2006、北條ほか2004）。

浦添市教育委員会では、平成６年から９年にかけて同事業地内の分布調査を実施し、多数の古墓を確認した結果、その総数は事業地内に約1,000基を超えるものと推定された（浦添市教育委員会1998）。その後、浦添市教育委員会が実施した遺跡の詳細な範囲確認調査において、実際にそれより多くの墓が確認されている（浦添市教育委員会2007a・2010・2013）。また浦添市教育委員会では、これらの墓群を埋蔵文化財「前田・経塚近世墓群」とし、過去数カ年にわたって緊急発掘調査を実施している（佐伯ほか2001、浦添市教育委員会2004、2007b、2011、2012）。

今回報告を行う屋嘉比朝寄の墓は、前田真知堂Ｂ丘陵と呼称した丘陵に位置する。字前田の小字真知堂は、前田の南東端部に位置し、西側を経塚南小島・南側を経塚子の方原に接する地域で、特に埋没墓等の墓が多い地域である。また、同丘陵は、真知堂の南方に位置する南東から北西方向に伸びる丘陵であり、屋嘉比朝寄の墓は、丘陵の北西部の標高110m付近に位置する（第２図）。この周辺は、平成14年度に墓の基数確認のための範囲確認調査を実施し、屋嘉比朝寄の墓も含めて47基の墓が確認されている（浦添市教育委員会2010）。当時まだ墓は使用中であったために墓の内部などの詳細は不明であった。この後、道路造成のための移転補償がされ、墓所有者の墓の移転後に平成16年度に市教育委員会により墓の記録保存のための緊急発掘調査が行われた。調査終了後、現地は道路が造成され、都市計画街路国際センター線と沢岻石嶺線の交差点になっている。

写真１　平成14年度調査時の前田真知堂Ｂ丘陵

写真２　調査地周辺の開発後の状況

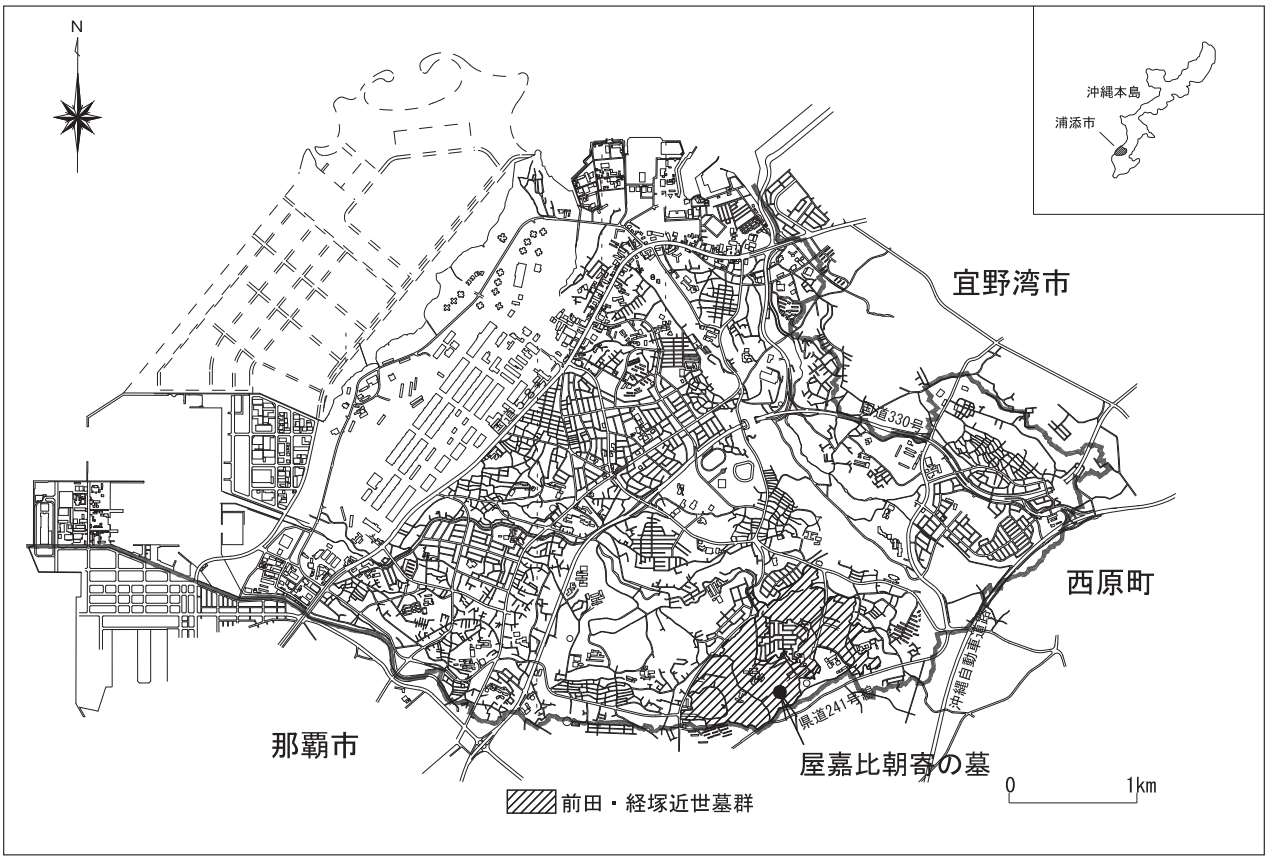

第１図　遺跡の位置

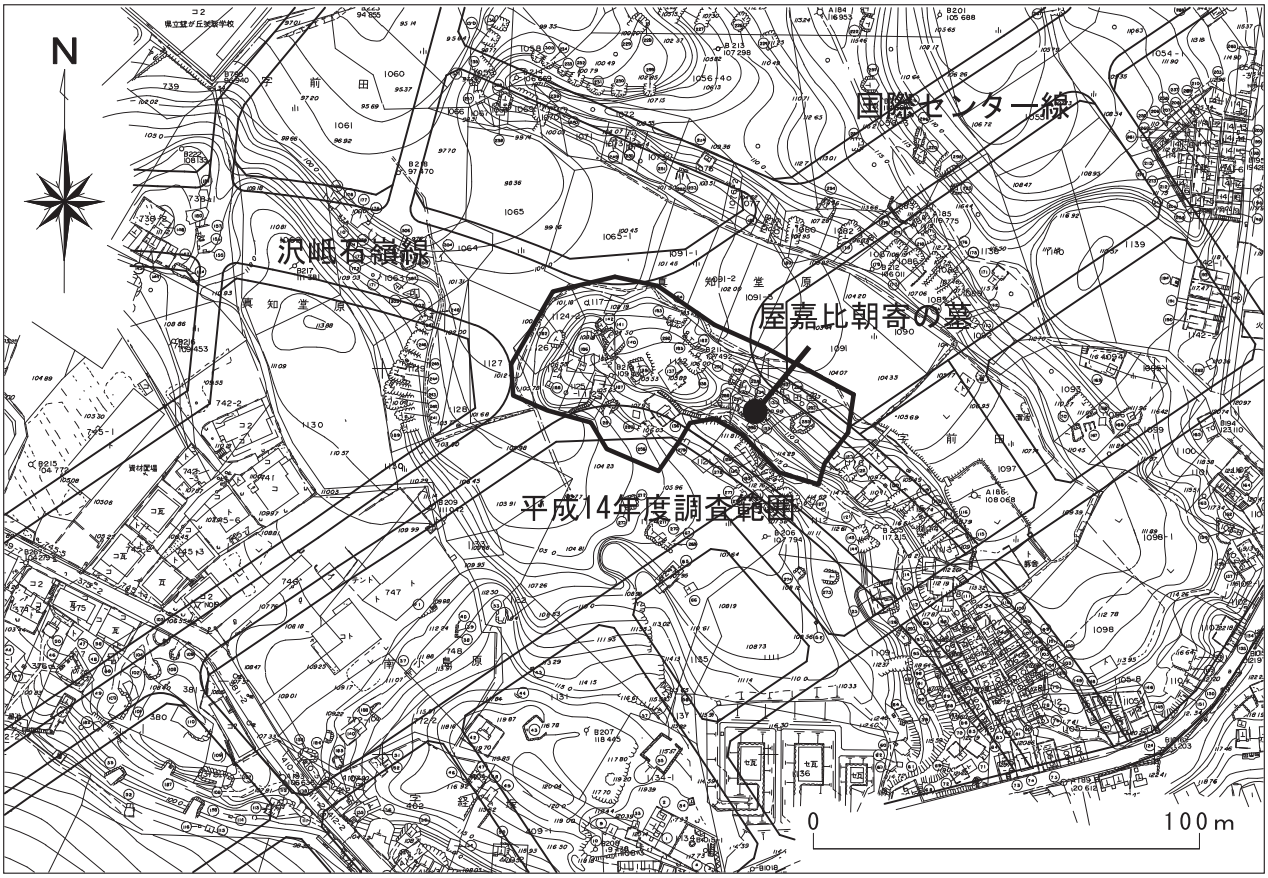

第２図　屋嘉比朝寄の墓の位置図

４　墓の概要

平成16年度に浦添市教育委員会が記録保存のための発掘調査を行った当時は、屋嘉比家の墓はすでに移転後であった。墓の入り口は空けられ、墓室内には厨子甕のわずかな破片と、墓庭に残置された厨子甕の身が集積されている状況であった（写真10)。そのため、墓室内にはどれだけの厨子甕がどのように配置されていたかについては、不明であった。しかし、平成24年度に実施した屋嘉比家の墓の所有者である屋嘉比朝一氏への聞き取り調査で、墓の移転時の状況について詳細なお話を聞くことができたこと、また屋嘉比朝一氏が移転時に墓室内部の写真を撮影しており、それらを提供して頂くことができたことから、墓室の内部の状況についても大概の状況を把握することが可能になった（写真３～９)。浦添市教育委員会が実施した調査で作成した墓（遺構）の実測図（第３図）と屋嘉比朝一氏から提供して頂いた写真などを参考に墓の移転前の状況の復元を試みる。

（１）墓の形態

まず、墓の概要についてふれる。墓は、軟質砂岩層（ニービ）の丘陵の中腹部に位置し、平場を造成した後に横穴を掘り込んで造られた横穴墓で、いわゆるフィンチャー墓と呼ばれるものである(写真３)。墓前面の入り口部には、方形に成形した石灰岩を填め込み墓口が造られ、墓口は同じく方形に成形した石灰岩を布積みにして塞がれていた（写真４)。墓口の方位は、磁北から約10° 西向き(N10° W) に造られている。墓室の平面形は、幅約2.5m ×奥行約2.2m の方形で、天井の高さは約1.4mであった。墓室は中央部のいわゆるシルヒラシと呼ばれる洗骨前の遺骨を安置するための中央の空間を配置し、その周囲に洗骨後の骨を納める厨子甕を安置するための棚が造られている。棚もやはり地山のニービを削りだして造られており、シルヒラシの左右に一段ずつと奥壁側に階段状に二段が造られている。棚は、左右の棚が概ね110×40 ～ 45cm 程度、奥棚が210×50cm 程度の広さを有する。棚の高さは奥棚30cm 程度で、左右棚が若干低く25cm 程である。天井部分は割と平らになるように成形されており、その際に使用した工具の痕が明瞭に残っていることが観察されている。

第３図からも判るように、墓口を背にして右側に小規模な掘込みがみられるが、この遺構については、屋嘉比朝一氏への聞き取り調査によると、那覇市の垣花町にあった屋嘉比家筋の墓が戦後軍用地に接収されて使えなくなった際に、一時的に使用していた墓であるとの聞き取りを得ることができた。この他にも、屋嘉比家の墓から墓口を背にして左側には遠い親戚の墓が二基ほどあったとのことである。

（２）厨子甕の配置

次に屋嘉比朝一氏から提供して頂いた墓内部の写真などから、屋嘉比朝一氏が墓の移転作業をする直前の蔵骨器が安置された状態を復元する。まず、図３から墓室内には、奥壁側に二段、左右に一段ずつ棚があったことが判明している。写真６から９にはこの奥二段の棚に安置された厨子甕が写っている。墓口を開けた状態で撮影されたものと思われる写真６からは、シルヒラシの部分には厨子甕は確認できず、すべて棚に安置されていたと考えられる。写真７から９を観察すると、一番奥の棚に五基、奥から二段目の棚に四基の厨子甕が写っていることから、計最低でも九基の厨子甕が安置されていたことが判る。そのうち、二段目の棚に安置された四点の厨子甕のうち中央の二点については、この時にすでに破損している状況がみてとれる。浦添市教育委員会が調査で記録・採集した厨子甕片の数量からは、奥棚二段目の奥や側棚にも小さなものを含めてもう数基の厨子甕が安置されていた可能

写真３　墓移転前の状況

写真４　屋嘉比朝寄の墓閉塞状況

写真５　屋嘉比家の脇墓

写真６　屋嘉比朝寄の墓閉塞石除去後

写真７　墓内部［墓室右側］

写真８　墓内部［墓室中央］

写真９　墓内部［墓室左側］

写真10　墓移転後の状況

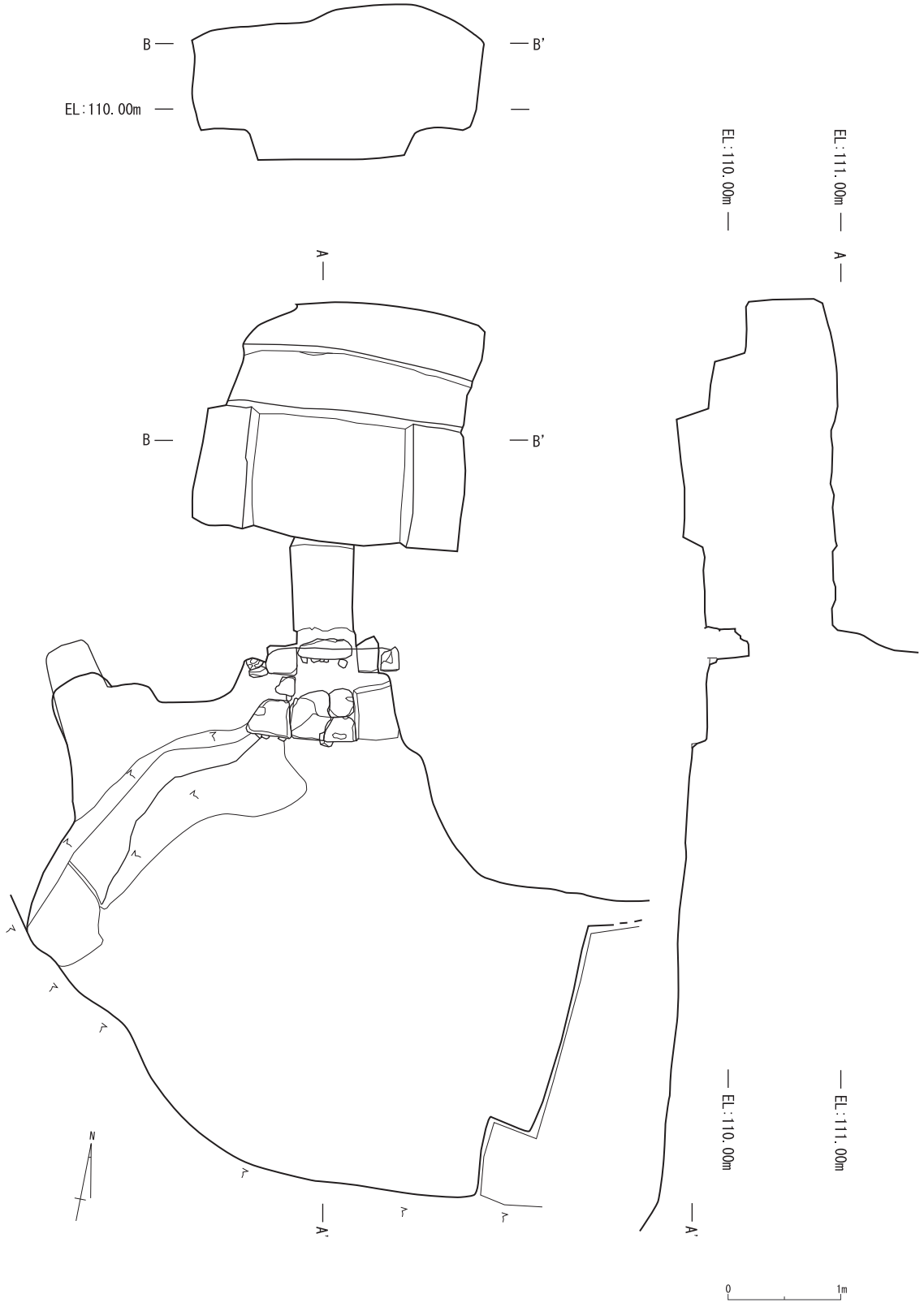

第３図　墓の実測図（中央：平面図、上：横断面図、右：縦断面図）

性があるが、写真では側棚の状況が写っておらず詳細は不明である。

上記の厨子甕について写真で判別可能なものについて、便宜的に１～９までの番号を付した。厨子甕は全て陶器製の甕形である。蔵骨器の種類は、１～４がいわゆるボージャー厨子と言われる古手の甕形であり、５～９がマンガンを掛け焼き締められた比較的新しいタイプの甕形である[2]。このことから、奥棚から世代が古い順に並べられていたことが分かる。特に、後述するように奥棚中央に屋嘉比朝寄の厨子が置かれ、写真の右側にその妻である真伊奴の厨子が置かれている。また、その更に 右側にはその子供たちのものと考えられる厨子甕が安置されていた。そして、その手前にはそれ以降の家族や子孫の甕が安置されていたことが判明した。

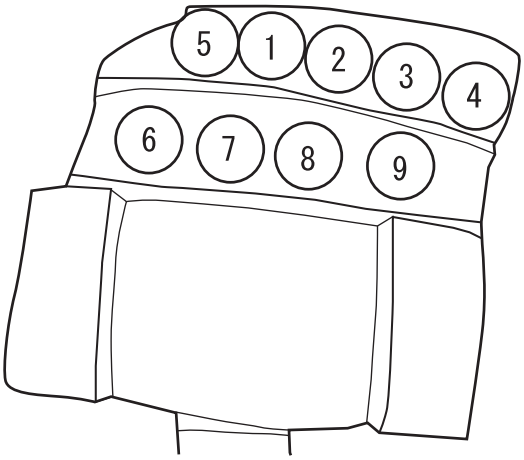

第４図　厨子の配置（模式図）

５　厨子甕の概要

厨子甕については、浦添市教育委員会が実施した記録保存調査で採集したものと、屋嘉比朝一氏のご協力により同氏が新規の墓に遺骨と共に移転した厨子甕について墓を開けて実見させて頂くことができたので、それらについても報告を行う。なお、浦添市教育委員会が採集した資料については、残存状況が良好で、図化可能なものと銘書が確認されたものを中心に報告を行う[3]。

厨子甕の身については、浦添市教育委員会の採集資料の中から図化したほぼ完形資料の三点と、残存状況は良くないが銘書が確認された資料一点の計四点と、屋嘉比家の墓追加調査で確認できた一点の五点を報告する。厨子甕の蓋については、浦添市教育委員会採集資料の中から銘書のある破片資料四点と屋嘉比家の墓の追加調査で確認できた完形七点の計十一点を報告する。

なお今回報告を行うにあたり、蓋と身の対応関係と墓の中での配置について、厨子の型式の分析とともに写真７～９の分析を行うことで、できる限り復元を試みた。厨子の詳細については、第５～７図と第１表を参照頂きたい。なお、第４図と第５～７および第１表の厨子番号は対応関係にある[4]。

写真11　調査風景（撮影）

写真12　調査風景（計測）

写真13　調査風景（銘書判読）

写真14　集合写真
（後列中央・右が屋嘉比夫妻）

厨子１

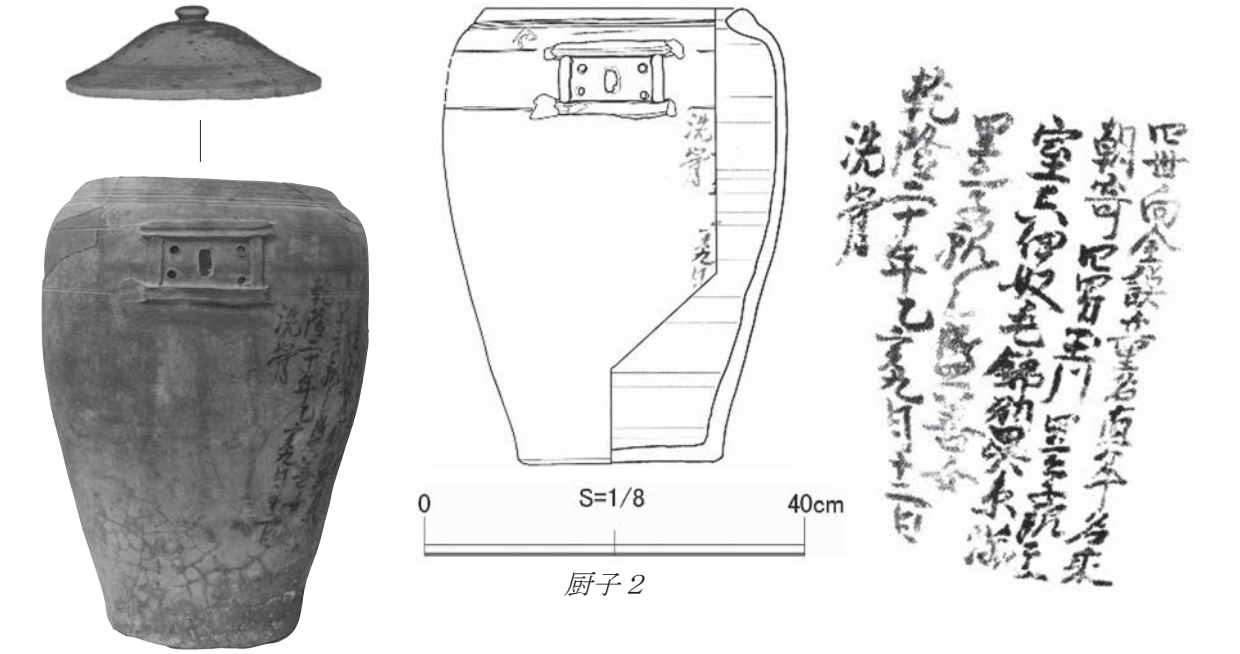

厨子２

第５図　厨子甕図版１（写真と銘書実測図は縮尺不同）

第１表　厨子甕観察一覧表

図番号	厨子番号	タイプ	蓋・身	大きさ（蓋：上段、身：下段）：cm					形状・文様・釉薬など	調　　整	銘　　書	調査
				上部径	口　径	内　径	器　高	体部高				
				口径	胴径	底径	器高	庇上凸				
第５・６図	1	無頸甕形（ボージャー）	蓋	11.0	38.0	37.3	11.4	－	笠形。つまみ・鍔なし。文様なし。釉薬なし。	外面の体下部は回転ナデ調整、上部はヘラで調整されるが、あまり調整されず未調整に近い。鍔は回転ヘラ削り。内面は丁寧な回転ナデ調整。	向文明玉川按司／朝雄四男向全謨／屋嘉比親雲上朝儀／乾隆四拾年乙未正月十八日／死去同四拾五年庚子／七月拾二日洗骨	平成24年度調査
			身	30.5	39.0	25.0	58.0	0.9	屋門は唐破風形。窓は３個（１方形、２円形）。横帯１：凹３、横帯２：凹１、横帯３：凹１。底面孔６個（円形）。窯印あり。釉薬なし。	外面は、全体に丁寧なナデ調整を施す。底部付近にはヘラ削りによる調整。内面は、水挽き成形の後、回転ナデ調整。下部は水挽き痕が顕著に残る。	向文明玉川按司朝雄四男／向全謨屋嘉比親雲上朝儀／乾隆四拾年乙未正月十八日／死去同四拾五年庚子七月／十二日洗骨	平成16年度墓庭表採
	2	無頸甕形（ボージャー）	蓋	－	30.2	30.2	9.3	7.9	つまみあり（扁平形）。つまみ接合部に孔なし。鍔なし。文様無し。釉薬なし。	外面は轆轤成形の後、全体に回転ナデ調整。つまみ部は回転ナデ調整、縁は回転ヘラ削りを施す。内面には全体的に水挽き痕が残る。	四世向全謨童名真牛／名乗朝寄四男玉川里之子／親雲上室真伊奴毛錦翼／糸満里之子親雲上盛善女／乾隆二十年乙亥九月十二日／洗骨	平成24年度調査
			身	23.0	32.0	21.0	47.0	1.0	屋門は平葺形。窓は５個（１方形、４円形）。横帯１：凹３、横帯２：凹１、横帯３：凹１。底面孔５個（円形）。窯印あり。釉薬なし。	外面は全面に丁寧なナデ調整。内面は水挽き成形の後、回転ナデ調整。下部には水挽き痕が顕著に残る。	四世向全謨童名真牛名乗／朝寄四男玉川里之子親雲上／室真伊奴毛錦翼糸満／里之子親雲上盛善女／乾隆二十年乙亥九月十二日／洗骨	平成16年度墓庭表採
第６図	3	無頸甕形（ボージャー）	蓋	9.1	29.7	28.2	8.2	7.4	つまみ・鍔なし。上部がつまみ台状になる。文様無し。釉薬なし。	外面は轆轤成形後、回転ナデ調整。頂部と縁部は回転ヘラ削り。頂部平坦部に糸切痕が見られる。内面は全体的に水挽き痕がみられる。	乾隆三拾五年／庚寅八月十五日／洗骨毛氏／豊城親雲上／盛栄妻／向氏屋嘉比／親雲上朝義／女子	平成24年度調査
			身	24.5	30.4	21.0	46.5	1.4	屋門は平葺形。窓は３個（１縦長円形、２円形）。横帯１：凹２、横帯２：凹１、横帯３：凹１。底面孔８個（円形）。窯印あり。釉薬なし。	外面は水挽き成形後、全体的に回転ナデ調整が施される。底部付近はヘラ削りが施される。内面は、全面水挽き成形後、丁寧な回転ナデ調整。	乾隆三十五年…／洗骨毛氏豊■〔城ヵ〕…／妻向氏屋嘉比	平成24年度追加調査
	4	無頸甕形（ボージャー）	身	－	29.5	－	－	0.4	屋門は平葺形。窓は残存部から判断して３個（１方形、２円形）。横帯１：凹３、横帯２：凹１、横帯３：凹１。釉薬なし。	外面は水挽き成形後、全体的に回転ナデ調整が施される。内面は、全面水挽き成形後、丁寧な回転ナデ調整が施される。	判読不能	平成16年度墓庭表採
	5	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	10.4	29.1	22.7	14.5	10.3	つまみあり（扁平形）。つまみ接合部に孔あり。つまみ台１段。鍔３cm、き２㎜。文様無し。マンガン釉が掛けられる。	外面は全体に回転ナデ調整。つまみ、鍔の縁部は回転ヘラ削りの後に回転ナデ調整。内面は丁寧な回転ナデ調整。上部にわずかに水挽き痕が残る。	道光十年子十月廿六日■■嫡子屋嘉比里之子／同人嫡子屋嘉比子子八月十八日	平成24年度調査
第７図	6	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	11.7	30.5	25.0	13.5	10.6	つまみあり（扁平形）。つまみ接合部に孔あり。つまみ台２段。鍔2.8cm、き１㎜。文様無し。マンガン釉が掛けられる。	外面は水挽き成形後に回転ナデ調整。つまみ・つまみ台・鍔の縁部は回転ヘラ削りの後回転ナデ調整。内面は回転ナデ調整。上部に水挽き痕残る。	無し	平成24年度調査
	8	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	10.3	29.9	21.6	15.4	11.0	つまみあり（宝珠形）。つまみ接合部に孔あり。つまみ台３段。鍔4.6cm、き４㎜。文様無し。マンガン釉が掛けられる。	外面は水挽き成形の後ヘラ調整と回転ナデ調整。鍔の縁部は回転ヘラ削り後に回転ナデ調整。内面は丁寧な回転ナデ調整。上部には水挽き痕が残る。	屋嘉比／向全謨屋嘉比親雲上朝儀【判読不可】洗骨	平成24年度調査
	9	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	10.5	29.9	22.0	14.0	10.2	つまみあり（宝珠形）。つまみ接合部に孔あり。つまみ台１段。鍔3.9cm、き３㎜。文様無し。マンガン釉が掛けられる。	外面は水挽き成形後、全体に丁寧な回転ナデ調整。つまみ、つまみ台と鍔の縁は回転ヘラ削りの後回転ナデ調整。内面は回転ナデ調整が施される。	咸豊元年寅ノ八月廿五日洗骨三男祝嶺子母卒／屋嘉比二代元祖ノ妻昭和九年旧十一月廿五日具志川村平良川ヨリキタル	平成24年度調査
			身	24.5	35.0	20.0	52.5	－	屋門は線彫り（アーチ形）。窓は３個円形。横帯は凹２、２、３、４。肩部と胴部に線彫りで蓮華文、胴下部に波文。底面孔11個（楕円形）。窯印なし。マンガン釉。	外面は丁寧なナデ調整。底部付近にヘラ削りによる調整が施される。内面は水挽き成形後、丁寧なナデ調整。下部は水挽き痕が顕著に残る。	無し	平成16年度墓庭表採
	10	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	10.8	－	－	－	－	つまみあり（宝珠形）。つまみ接合部に孔あり。つまみ台２段。マンガン釉が掛けられる。	外面は全体を轆轤成形の後、回転ヘラ削りを施した後に回転ナデ調整。内面は丁寧な回転ナデ調整。	道光…／九月十…／骨屋嘉比…／朝邑…	平成16年度採集
	11	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	－	－	－	－	11.0	つまみ台２段。鍔あり（３cm）、き１㎜。文様なし。マンガン釉が掛けられる。	外面は水挽き成形後、回転ナデ調整。つまみ台と鍔付近は、回転ヘラ削り後に回転ナデ調整。内面は、丁寧な回転ナデ調整。	三男屋嘉比里之子親雲上光緒拾壱…／明治十八年旧十二…	平成16年度採集
	12	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	－	－	－	－	－	体部片。マンガン釉が掛けられる。	外面は回転ナデ調整が施されるが、水挽き痕が顕著に残る。内面は丁寧な回転ナデ調整が施される。	■〔一ヵ〕同洗骨…／■年卯…／	平成16年度採集
	13	有頸甕形（マンガン掛け）	蓋	－	－	－	－	－	鍔あり（3.2cm）、き２㎜。文様なし。マンガン釉が掛けられる。	外面体部は回転ナデ調整が施されるが、水挽き痕が残る。鍔の縁部は回転ヘラ削りの後回転ナデ調整。内面は全体に丁寧な回転ナデ調整。	六月…／…屋嘉／	平成16年度採集

厨子１蓋裏の銘書

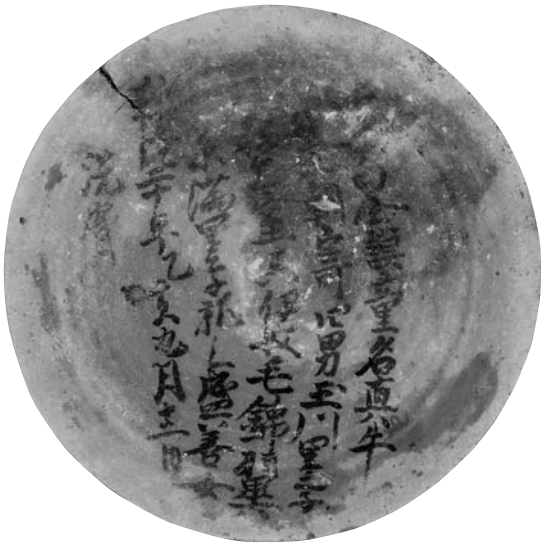

厨子２蓋裏の銘書

厨子３

厨子４

厨子５

第６図　厨子甕図版２（縮尺不同）

厨子６

厨子８

厨子９

厨子10

厨子11

厨子12

厨子13

第７図　厨子甕図版３（縮尺不同）

6　まとめ

今回の調査を通じてその成果と意義について以下の二点を指摘し、まとめとしたい。まず一点目は、屋嘉比朝寄本人とこれまで全く不明であったその家族に関して、蔵骨器と銘書という新資料を確認できた点である。この中で最も死亡年が早いと考えられる朝寄の妻である真伊奴の厨子（厨子２）には「朝寄」の文字が書かれ、本人のものと思われる厨子１[5]や子孫の３には「朝儀」または「朝義」の字がみられる。しかし、銘書に書かれている死亡年や唐名などの記載内容からこれは「朝寄」であることはほぼ間違いないと考えられる。このことは朝寄が晩年に名の一字を変えて名乗っていた可能性を示すものであり、その背景については不明であるが興味深い事実である。これらの調査成果は、屋嘉比朝寄に関する貴重な歴史資料として、今後の調査研究に資することができるものである。

二点目は、浦添市の前田真知堂で屋嘉比朝寄の墓が確認されたということである。浦添市前田では、組踊の始祖と呼ばれる玉城朝薫の墓が確認されている（浦添市教育委員会1989）。このことから、現在の浦添市前田が一定のステータスを有する士族層の墓域として利用されていたことを示唆するものであり、今後の前田・経塚近世墓群という遺跡の評価にも深く関係してくると考えられる。

最後に、今回の屋嘉比朝寄の墓と蔵骨器に関する調査は、屋嘉比朝一氏・トミ子さん夫妻に全面的にご協力頂き、実現することができました。末筆になりますが感謝申し上げます。

---

[1] 聞き取り調査の成果とそれらを交えた屋嘉比朝寄とその家族の復元については、別稿をご覧いただきたい（鈴木2013）。

[2] 厨子甕の分類名称については、上江洲均氏の論文（上江洲1980）を参考にしている。

[3] 今回報告を行うもの以外にも厨子甕の破片が採集されているため、報告した厨子甕が全てではないことを断わっておく。

[4] 写真に写っていた墓室内の厨子７については該当する厨子甕が不明であった。また、墓室内の配置との対応関係が不明な厨子について便宜的に厨子10から13と番号を付した。このことから、厨子７は厨子10から13のいずれかに該当する可能性がある。

[5] 厨子１の身の銘書は正面と向かって正面左側の二ヶ所に同一のものが書かれている。後者の銘書は墨がにじんで判読しづらい。なお第１表では正面の銘書を採用した。

〈引用・参考文献〉

上江洲均1980「沖縄の厨子甕」『日本民族文化とその周辺　歴史・民族編』国分直一博士古稀記念論集編纂委員会　新日本教育図書

浦添市教育委員会1989『玉城朝薫の墓調査報告書』浦添市文化財調査報告書

浦添市教育委員会1998『浦添間切前田村・沢岻村域の近世墓と水田跡分布調査－浦添市南第一地区土地区画整理事業地内の遺跡詳細分布調査概要－』

浦添市教育委員会2004『前田・経塚近世墓群－市道111号線埋蔵文化財発掘調査－』

浦添市教育委員会2006『比嘉門中墓の家族史－家族の数だけ歴史がある－・比嘉門中墓の調査概要』

浦添市教育委員会2007a『市内遺跡発掘調査報告書（1）－平成13年～ 18年度調査報告』

浦添市教育委員会2007b『前田・経塚近世墓群 浦添南第一土地区画整理事業に伴う発掘調査報告1 』

浦添市教育委員会2010『市内遺跡発掘調査報告書（2）－平成14 ～ 20年度調査報告－』

浦添市教育委員会2011『前田・経塚近世墓群２　首里大名地区－那覇広域都市計画道路事業３・３・

16号国際センター線に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』
浦添市教育委員会2012『前田・経塚近世墓群３　前田真知堂Ｂ丘陵（1）前田真知堂Ｃ丘陵（1）－都市計画街路国際センター線及び沢岻石嶺線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』
浦添市教育委員会2013『市内遺跡発掘調査報告書（3）－平成18～23年度調査報告－』
佐伯信之・新里まゆみ・北條真子・山本正昭2001「前田・経塚近世墓群－平成11年度　真知堂地区の成果－」『浦添市立図書館紀要』No.12、pp.45-54、浦添市立図書館
鈴木悠2013「屋嘉比朝寄とその家族について」『浦添市文化部紀要　よのつぢ』第９号、pp.15-24、浦添市文化部
北條真子・新里まゆみ・佐伯信之2004「「伊是名家」墓出土の厨子銘書と家譜－「松川（尚性）」の系図復元をめざして－」『浦添市立図書館紀要』No.15、pp.51-63、浦添市立図書館

屋嘉比朝寄とその家族について

鈴　木　　悠
（浦添市教育委員会文化課）

1　はじめに

屋嘉比朝寄は、琉球古典音楽の大家として広く知られている。現在の工工四の基となる『屋嘉比工工四』を編纂し、多くの後進を育成したことで「琉球古典音楽中興の祖」とも評価されている。このような評価がある一方で、屋嘉比家の系図が戦災によって失われたため、屋嘉比朝寄とその家族や子孫についてはいまだ明らかにされていない点が多い。

このような状況のなか、浦添市の前田・経塚地区から屋嘉比朝寄とその家族の厨子甕が発見された。そして、その後の調査で朝寄の子孫にあたる屋嘉比朝一氏に連絡を取り、２度の聞き取り調査を行った。また、同氏のご協力によって屋嘉比家の墓調査を行った[1]。

本論の目的は屋嘉比朝寄に関連する文献史料の整理と、上記の調査によって得られた成果をもとに、屋嘉比朝寄の家族をも含めた人物像の再構成を目指すものである。本論の構成は２部にわかれており、第１部で屋嘉比朝寄の生涯を叙述し、第２部では本論で使用した史料を紹介したい。

2　先行研究について

屋嘉比朝寄に関する研究は沖縄の芸能史上における屋嘉比朝寄の位置づけと評価を中心に論じられてきた。研究史上、最初に屋嘉比朝寄の生涯について記述したものは野村安趙らが編纂した『御拝領野村工工四（別名『欽定工工四』）』の「附録」である[2]。この史料は1869年（同治８）に編纂され、現在においても屋嘉比朝寄研究の基礎史料となっている。これ以降の研究については、戦前では東恩納寛惇・真境名安興・冨原守清、戦後では山内盛彬・矢野輝雄・池宮正治らの研究が挙げられる。また、近年では新城亘が書誌学的アプローチで『屋嘉比工工四』について論じている。以上の先行研究のなかで真境名1928と池宮1982の論考は研究史上とりわけ重要である。真境名は「附録」以外の史料として初めて「言上写」を紹介した点と屋嘉比朝寄を玉城朝薫と比較して「琉球の能楽界の双璧」と評価している点が特筆に値する。次に池宮は『中山世譜』の記事などを紹介して、「附録」の史料的裏付けを進め、「附録」的朝寄像から一歩進んだ人物像を提示した。

以上が、屋嘉比朝寄に関する先行研究である。これらの研究は屋嘉比朝寄の芸能史上の立ち位置を明らかにすると同時に、屋嘉比朝寄の人物像についても若干の言及を行ってきた。ただ、そこで描かれる朝寄像は基本的には古典音楽（琉球音楽）に携わる「音楽家」としての側面に重きが置かれており、一官吏としての側面や近世琉球という時代を生きた一人の人間を重視して描かれることはなかった。

3　屋嘉比朝寄とその家族について

① 朝寄の誕生とその時代

屋嘉比朝寄は1716年（康熙55）に玉川按司朝雄（向文明）の四男として首里に生まれた。童名を真牛、唐名を向全謨（しょうぜんぼ）と名付けられた。そして、のちに屋嘉比の名島を拝領するまでは玉川里之子親雲上朝寄と名乗った[3]。彼の生まれた時代は蔡温によって羽地朝秀の王府改革が継承される形で近世的支配体制が確立されていく時期にあたる。また、首里・那覇を中心とする町方が人口増大によって都市化していく時代でもある。この人口増大によって士族の就職問題、森林資源の過伐採が進行など様々な問題が噴出した[4]。その一方で、玉城朝薫によって組踊が創出されるなど文化的成熟を見た時期でもある。このように社会が急速に「近世化」していく時代と朝寄の生涯が重なるのである。

② 父と兄弟たち

朝寄の事蹟を追う前にまず、彼の父と兄弟たちについて触れておきたい[5]。父の朝雄は中山世譜の改訂に携わるほか、数々の治水事業などで活躍した人物である[6]。とくに治水に関しては蔡温から指導を受け、のちに『順流真秘』という技術書を伝授されている[7]。その書のなかで蔡温は「思ふに水の性は知り易いやうであるが、その變易の微妙なるを會得するは容易でない。幸に尚氏玉川按司はよく水性玄奥の妙を知つて邦家の為めに盡瘁せるは予の深く慶福に堪へざる所である。」と朝雄を治水の専門家として高く評価している。事実、乾隆年間初頭に南風原、知念、具志川、越来、真和志、恩納、名護、浦添、国頭、大宜味、西原、玉城、大里、兼城、具志頭の15間切にわたる河川の調査、及び改修を総奉行という事業の最高責任者としてその任にあたった[8]。さらに1743、44年（乾隆８、９）には泊港、那覇港浚渫の総奉行に任命されている[9]。これらのことから朝雄が有能な実務官僚であったことがわかる。

３人の兄弟については長兄を朝計（尚全徳）、次兄を朝昆（向全才、小波津親方）、三兄を朝喜（向全勲、渡嘉敷親雲上）といった。長兄以外はそれぞれ分家して現在に至っている。このうち家譜資料が現存するのは朝昆の家系のみであり、自然、記述に濃淡が出てしまうが、次に紹介したい。朝計は父の跡を継ぎ、正使として３度鹿児島に上国していることが『中山世譜』より確認できる。また、1746年（乾隆11）には父と同様に那覇港浚渫の総奉行に任じられている。のちに功績が認められて按司から王子の位に昇っていることから朝計もまた父同様に官僚として有能であったことが窺える。朝昆は1711年（康熙50）に生まれ、1773年（乾隆38）に亡くなった。朝寄にとっては５歳上の兄である。家譜からは朝昆が様々な任に就いたことがわかる。なかでも特記すべきものは高所大屋子を勤めていた1736年（乾隆元）に蔡温が山原の山林を検分した際に上司である高奉行の天願親雲上と共に同行して植林の方法を伝授されたこと。また、1740年（乾隆５）に乾隆検地の針図頭として20ヶ月もその任に当たったこと。1744年（乾隆９）に那覇港浚渫の奉行職に転任し、総奉行である父朝雄の指揮のもと那覇の垣花に遷居して現場の指揮にあたったことである。以上のことから父同様に実務官僚として活躍したことがわかる。朝喜については生没年および事蹟等不明である。朝喜には子供がおらず、兄朝計の娘思松金の嫁ぎ先である松川親方朝應の次男の朝雄が養子に入っていることのみが確認できる[10]。以上のように朝寄の父、兄弟たちの活動から見えることは父朝雄が蔡温より治水術を伝授されたことによって治水の専門家として活動し、その息子たちも何らかの形で治水事業に携わっている点が特徴的である。玉川家の人々は蔡温の政治改革を現場から支えた人々であるといえるだろう。このような家庭環境と前述した時代状況のなかで朝寄は成長していくのである。

③ 役人時代の朝寄

史料上、朝寄の官吏としての記録は少なく、足取りがつかみにくい。一般に御殿（ウドゥン）・殿内（トゥンチ）と呼ばれる上級士族の子弟は元服前に小赤頭（コアクガミ）という職に就いて、首里城内で高官の給仕として働く事例が多く見られる。朝寄も恐らく他の子弟同様に官吏としてのスタートを切ったに違いない。そして、10代の時[11]に内々に尚敬王の上意を受けて鹿児島に上国して師匠４人について謡と脇仕舞を学んだ[12]。つまり、大和芸能である。王命を受けての上国ということを考慮すれば、上国以前から大和芸能を学んでいたのだろう。近世琉球の士族は教養として様々な芸能を学んだため、朝寄にとっても大和芸能は数多く学んだ芸能のうちのひとつだったと考えてよい。ただ、その才能が認められたということは若いうちより音楽に長けた人物であったことが想像できる。

このように上級士族の子弟として順調なスタートを切った朝寄ではあるが、その後30代半ばになるまでどのような職に就いていたのか不明である。場合によっては他の兄弟同様に治水事業に携わる職に就いていた可能性も考えられるが想像の域を出ない。この「空白期間」に朝寄は毛氏糸満里之子親雲上盛善（毛錦翼）の娘である真伊奴（まいぬ）と縁組している[13]。真伊奴の生家である毛氏糸満家は護佐丸を始祖とする首里の名門士族である。家譜によれば真伊奴は「真奴金」と記載されており、1721年（康熙60）の生まれであることがわかる。朝寄には確認し得る範囲で、２人の子供がおり、長男は朝邑（向元俊）といい、長女の名前は不明だが豊城親雲上盛栄の妻となった者がいる[14]。今回行った屋嘉比家の墓調査では朝寄の側室及び後妻の存在は確認できなかったため、２人の子供は朝寄と真伊奴の間に生まれたと考えてよい。官吏としての活動は依然として不明ではあるものの、私生活面では他の士族と同様の暮らしをしていたことが窺える。

次に朝寄の活動が記録からわかるものは1748年（乾隆13）の薩摩への上国である。この時、朝寄は32歳で「玉川小姓」という役儀で上国している[15]。この玉川とは兄の朝計を指しており、『中山世譜附巻』の該当する記事は以下の通りである。

> 本年〔乾隆13年〕。浄国院吉貴公の薨を弔祭せんが事の為に、向氏玉川按司朝計・円覚寺古轍長老を遣わす。六月十六日薩州に到り、十一月廿三日回国す[16]。

この一文は島津家４代藩主吉貴が薨去したため、弔問の使者として玉川按司朝計と円覚寺の長老（僧侶）である古轍を鹿児島へ派遣したという内容である。この時、朝寄は兄の従者として上国したということになる。池宮正治はこの上国時にも「謡や仕舞の勉強をしたらしい。」と指摘しているが、それを裏付ける史料は管見の限り見当たらない[17]。服喪期間があければ場合によっては、音楽の稽古も行いえたのかもしれない。ともあれ、兄に従い５ヶ月ほど鹿児島に滞在した。この上国ののち、朝寄は取納座という徴税に関する部署の筆者役に就く。兄朝昆が30代半ばで奉行職に就いていることと比較すれば朝寄の昇進は遅いといえる。そして、この任期中に眼病を患って退職を余儀なくされ、突然に官途を絶たれることになるのである。

④「音楽家」として生きる

退職後も眼病は癒えることなく、ついに盲目となった。これによって、官吏としての再出発は不可能になった。盲目となった朝寄は三線の名人である聞覚（照喜名名仙）より歌三線を学ぶ。聞覚の没年は1753年（乾隆18）であり、最大で約５年間学んだことになる。もとより音楽の才能があったことは疑う余地もないが、聞覚について初めて歌三線を学んだと考えるよりは、大和芸能同様にすでにあ

る程度の下地があったうえで歌三線に専念するようになったと解釈するのが自然ではないだろうか。

こうして、聞覚について歌三線を学んだことで、朝寄の名前は広く世間に知られたのだろう。薩摩から派遣された役人（詰横目）の有川治右衛門という人物の望みにより、歌三線を教授していることから名声のほどが窺える。歌三線を教える一方で、大和芸能も指導していた。1759年（乾隆24）には国王尚穆が謡の稽古をしているので、上意を受けて仲地筑登之親雲上・喜屋武筑登之親雲上とともに指導にあたり、その時に多人数に稽古をつけたので国王より拝領物を賜った。また、同時期に首里の各村々で番謡[18]の師匠をたびたび勤めて、青年たちに稽古をつけたことも「言上写」からわかる。以上のように「音楽家」として活動する朝寄の姿は後世に伝わる歌三線の大家という人物像よりも大和芸能と歌三線のどちらにも精通した人物という方が実像に近いのだろう。

⑤ 苦悩と光明

失明後、つまり官途が絶たれて以後の朝寄は「音楽家」としての道を歩んだことは上記の通りである。一方、家庭環境に目を向ければ、自身の失明から間もなく妻の真伊奴が亡くなっている[19]。失明による挫折に加えて、妻の死は彼に非常な悲しみを与えたに違いない。また、1753年（乾隆18）に聞覚が病没したことも同様だろう。「音楽家」としての名声の陰には一個人としての苦悩があったのである。しかし、このような状況に光明が差す。既に述べたように、1759年（乾隆24）の尚穆たちへの謡の教授、ならびに首里の村々で勤めた番謡の師匠の功績が認められて屋嘉比の名島を賜ることになったのである。これによって、朝寄は玉川里之子親雲上から屋嘉比親雲上へと名を改めた。

⑥ 改名と晩年

また、具体的な時期は定かではないが、名乗を朝寄から朝儀に改めている。1770年（乾隆35）に娘（豊城親雲上妻）を洗骨した際には、「屋嘉比親雲上朝儀」と名乗っていることが銘書からわかる。玉川姓時代には「朝寄」と名乗っているため、屋嘉比の名島拝領に合わせて改名した可能性がある[20]。では、なぜ改名をしたのだろうか。まず前提として近世琉球において改名という行為自体はさして特別なことではなかったことを確認しておきたい。そして、改名の理由は大別して２種類にわけることでき、ひとつが将軍・島津家当主・琉球国王らの諱を憚っての「偏諱」、もうひとつが個人的な動機である。管見の限り「寄」を諱とした上記該当者はいない。よって、改名の動機が個人的な理由にかかるということだけはわかる。だが、その具体的な動機は今の我々には想像するより他ない。

改名後の朝寄はどのような生活を送ったのだろうか。名島拝領の理由が音楽の指導にあったことから考えれば、晩年もまた同様に音楽の指導にあたっていたのだろう。豊原朝典や仲田朝朗らを始めとする弟子たちを指導する余生だったのだろうか。こうして、波瀾万丈の人生を送った朝寄は1775年（乾隆40）に59歳でその生涯を閉じるのである。

⑦ 朝寄の子孫たち

朝寄以後の屋嘉比家はどのような道を辿ったのだろうか。朝寄の嫡子である朝邑には３人の息子がいたらしく、長男の系統は朝邑の孫の代で途絶えたことが銘書から窺え、次男の系統は屋嘉比朝一氏につながる。三男の系統については不明な点が多い。

そこで、本論では次男系統に絞って話を進めたい。屋嘉比朝一氏によると、屋嘉比家はいわゆる「琉球処分」によって琉球王国が併合されるまで首里に居住していたという。「琉球処分」期には王国の併合過程に伴い、多くの社会的混乱が生じた。そのため、多くの士族が故地を離れて地方（じかた）へ移り住

んだ。屋嘉比家もその例外ではなく、朝邑の孫にあたる屋嘉比朝忠の代に現在の沖縄市高原にあった「内間屋取」へと移住した。朝忠には長男の朝順と次男の三郎という２人の息子がいた。長男の系統は朝順、朝善、朝一氏と続き、朝善氏の代に「内間屋取」を離れた。ただし、朝順はのちに単身、那覇の垣花へ移住した。次男の三郎はハワイへ移民をし、子孫は現在もハワイに居住している。

以上のように「琉球処分」期の混乱による「内間屋取」への移住、ハワイへの移民など屋嘉比家の歩みは、近代沖縄の歴史を体現していると言えるだろう。

４　まとめ

これまで朝寄の生涯をその社会的背景と関連させつつ述べてきた。本論で明らかになった点は次の３点である。

①朝寄夫妻の厨子甕の発見、およびその後の墓調査によって、朝寄の家族の存在が明らかになったこと。この家族の「発見」は彼を一人の優れた音楽家として語る他に、近世琉球を生きた一人の士族男性として語ることを可能にしたともいえる。

②晩年に「朝儀」と改名している点。朝寄没年の５年前に記された銘書によって晩年に「屋嘉比親雲上朝儀」と改名していることが明らかになった。その改名の理由は明らかではないが、個人的な理由によって改名した点が指摘できる。

③朝寄の父と兄弟たちの存在が家譜資料などによって明らかにされた点。これまで、父が玉川按司朝雄であることは知られていたが、治水技術に長けた実務官僚であったことは知られていなかった。また、朝寄の兄弟たちについてはその存在自体がこれまで確認されることはなかった。彼らの存在は朝寄の個人史を語るうえで欠かすことはできないだろう。

以上の点が従来の屋嘉比朝寄像をより豊かにさせると同時に新たな課題も残したといえる。例えば、今回明らかになった朝寄の生涯が、彼の芸風にどのような影響を与えたのか。本論では筆者の力量不足でその点を論じることができなかった。また、特殊技能（朝寄の場合は大和芸能）による名島拝領を特殊事例と見なすのか。もしくは全ての役人に「再チャレンジ」の機会があり、そこに近世琉球社会の成熟を見い出すことができるのか[21]。以上を今後の課題として本論をしめくくりたい。

謝辞

末筆となりましたが、調査に快くご協力いただきました屋嘉比朝一・トミ子ご夫妻に心よりお礼を申し上げます。また、本論執筆にあたっては琉球大学の大城學先生、沖縄県立美術館・博物館の岸本敬氏、琉球大学附属図書館の冨田千夏氏・崎原綾乃氏、那覇市歴史博物館の喜納大作氏にご協力と貴重なご意見を賜りました。あわせて感謝申し上げます。

図１　屋嘉比朝寄を中心とした親族図

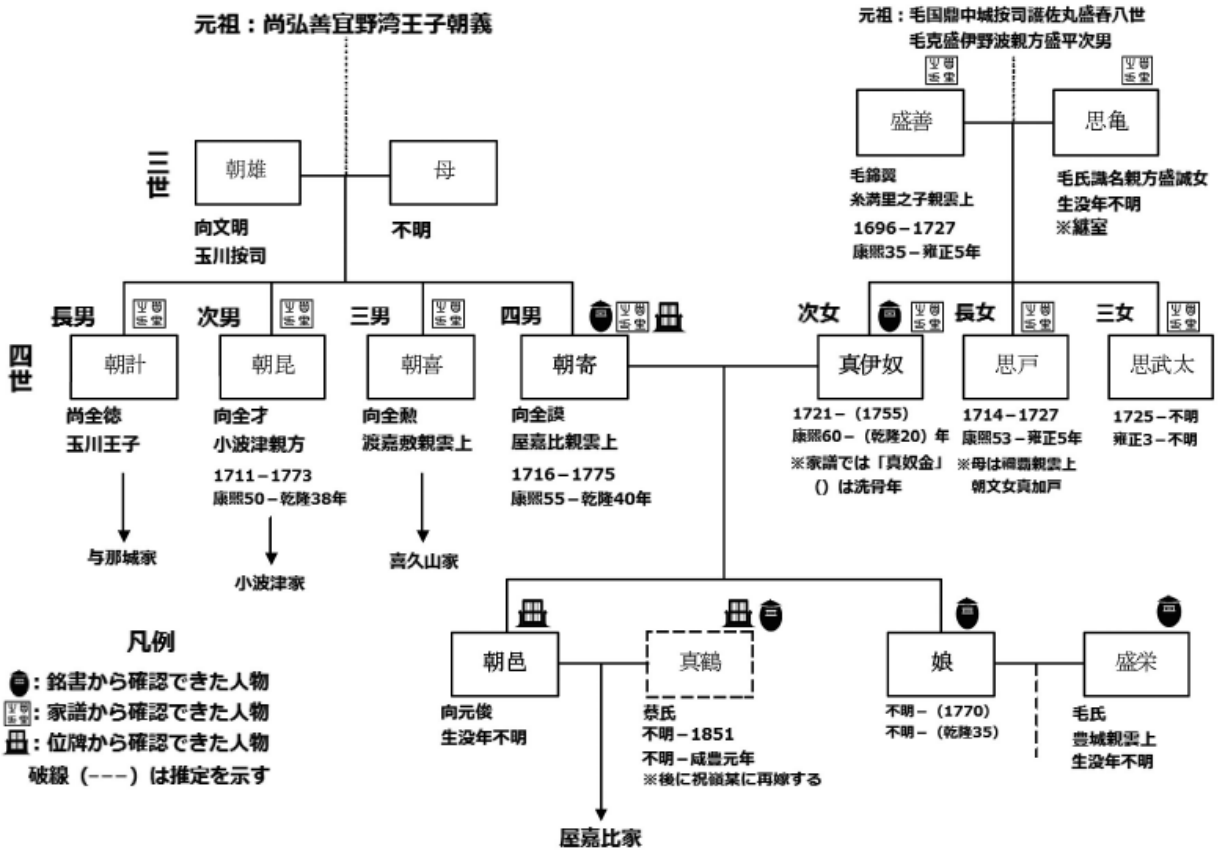

図２　屋嘉比朝寄関連年表

西暦	年号	年齢	出来事	典拠
1716年	康熙55年	0	朝寄生まれる。（向文明玉川按司朝雄４男）	『欽定工工四』所収「附録（銘々略伝）」。以下、「附録」
1721	康熙60年	5	室真伊奴生まれる（「家譜」には「真奴金」と記されている）。	「家譜」
不明	不明	二才（青年）	上意を受けて上国。師匠４人について謡と脇仕舞を学ぶ。	「附録」、「口上覚」
1740	乾隆５年	24	豊原朝典生まれる。	「附録」
1742	乾隆７年	26	仲田朝朗生まれる。	「附録」
1748	乾隆13年	32	兄、玉川按司朝計の小姓として薩摩へ上国する。	「口上覚」、『中山世譜』
不明	不明	不明	取納座筆者を勤めるが、在職中に失明。失明後は聞覚について歌三線を学ぶ。	「附録」、「口上覚」
1752	乾隆17年	36	尚穆王即位。	『中山世譜』
1753	乾隆18年	37	聞覚没。	「附録」
1755	乾隆20年	39	室真伊奴洗骨（没年は不詳）。享年は30歳前後か？	「銘書」
不明	不明	不明	有川治右衛門に琉歌三味線を教える。有川の帰国に際して工工四を渡したとされる。	「附録」 ※「附録」には工工四に関する記述はない。
1759	乾隆24	43	仲地筑登之親雲上・喜屋武筑登之親雲上とともに尚穆王に謡の稽古をつける。その時、多人数に謡を教えたため、拝領物を賜る。	「口上覚」
〃	〃	〃	首里の各村々で番謡の師匠をたびたび勤める。	「口上覚」
1761	乾隆26年	45	知念績高生まれる。	『歌姓家譜』
不明	不明	不明	乾隆24年の功績などが認められ、屋嘉比の名嶋を賜る。	「附録」、「口上覚」
1770	乾隆35年	50	娘（豊城親雲上盛栄妻）洗骨	「銘書」
1775	乾隆40年	59	朝寄没。	「附録」、「銘書」
1780	乾隆45年	－	朝寄洗骨。	「銘書」

5　参考資料

①「附録」抜粋（『欽定工工四』所収[22]）

（原文）※句読点は筆者によるもの。

一、向氏屋嘉比親雲上は唐名全謨名乗朝寄、当與那城王子三世之祖玉川按司朝雄か四男なり、尚敬様御代康熙五十五年丙申正月十九日生、素生声音に達したるを以、二才之時御内々蒙上意上国謡仕舞稽古、其後王子御使者小姓、また取納座筆者等勤めたるか眼気を煩ひ職を辞し、終に盲目となりて聞覚より歌三味線を学ひ、精々修練の功を積、古道に則り、時宜にしたかひ音節をしらへなし当流の師祖となり、尚穆様御代臨時肝要成御用段々相勤、時の詰横目有川治右衛門殿依望琉歌三味線を教爾後屋嘉比の名嶋を賜はり、乾隆四十年乙未正月十八日死去寿六十

（現代語訳）

一、向氏屋嘉比親雲上は唐名を全謨名乗を朝寄と言い、いまの与那城王子家の三代目の先祖にあたる玉川按司朝雄の四男である。尚敬様御代の康熙五十五（1716）年丙申正月十九日に生まれ、生まれつき音楽に優れていたので、青年の時に内々に上意を受けて上国をし、謡・脇仕舞を稽古した。その後、王子御使者小姓、また取納座筆者などを勤めたが眼病を患って職を辞し、ついに盲目となって聞覚より歌三味線を学び、精一杯修練の功を積み、古道にのっとり、時宜に従って音楽を奏でて当流の始祖となった。尚穆様御代に臨時の重要な仕事をいろいろと勤め、当時の詰横目である有川治右衛門殿の望みによって歌三線を教えた。その後、屋嘉比の名嶋を賜った。乾隆四十（1775）年乙未正月十八日に死去、享年六十歳。

② 言上写[23]

（原文）

請国頭間切

屋嘉比名島　　玉川里之子親雲上

右者、声音能有之者にて、先年御内々蒙上意、御国元江罷登、師匠四人相付、謡並脇仕舞稽古いたし候、其後玉川小姓にて上国、一度取納座筆者役も相勤候処、眼病相煩、御断申上、終に盲相成、不便の仕合候、然処去る卯年上様御諷被遊、御稽古候間、教上候様[24]、御内々蒙上意、仲地筑登之親雲上、喜屋武筑登之親雲上相合、出精、其時稽古人、多人数相教候付、拝領物等被成下候、且村々番諷師匠、度々相勤、二方共引進稽古させ世上の為に相成申候[25]〔以下略〕。

（現代語訳）

右〔玉川里之子親雲上〕は、声音のよい者で、先年内々に上意を受けて、薩摩へ上国し、師匠四人について謡とワキ仕舞を稽古致しました。その後、玉川（按司朝計）の小姓として上国し、一度取納座筆者役も勤めましたが、眼病を患ったので、筆者役は辞職し、ついに盲目となり、不憫な次第です。そうしたところ、去る卯年（1759、乾隆24年）に尚穆様が御謡をなされて、お稽古をなさっているので、尚穆様にお教えするように、内々に上意を受けて、仲地筑登之親雲上・喜屋武筑登之親雲上と協力して、精を出し、その時に稽古人の多人数へ教えたので、拝領物などをいただきました。かつ、首里の各村々の番謡の師匠をたびたび勤め、青年たちを引き立てて稽古をさせて世の中のためになりました。

③ 乾隆13年玉川按司朝計上国に関する史料（『中山世譜附巻』抜粋[26]）

（原文）

本年為弔祭浄国院吉貴公薨事遣向氏玉川按司朝計円覚寺古轍長老六月十六日到薩州十一月二十四日回国。

（訓読）

本年〔1748、乾隆13年〕。浄国院吉貴公の薨を弔祭せんが事の為に、向氏玉川按司朝計・円覚寺古轍長老を遣わす。六月十六日薩州に到り、十一月廿三日回国す。

④ 銘書

屋嘉比朝寄の銘書

向文明玉川按司朝雄四男 / 向全謨屋嘉比親雲上朝儀 / 乾隆四拾年乙未正月十八日 / 死去同四拾五年庚子七月 / 十二日洗骨

真伊奴の銘書

四世向全謨童名真牛名乗 / 朝寄四男玉川里之子親雲上 / 室真伊奴毛錦翼糸満 / 里之子親雲上盛善女 / 乾隆二十年乙亥九月十二日 / 洗骨

写真１　屋嘉比朝寄の厨子甕

写真２　真伊奴の厨子甕

⑤『毛姓家譜　支流（糸満家）[27]』抜粋。真伊奴の父、糸満里之子親雲上盛善の家譜

（原文）※太字強調は筆者によるもの。

十世盛善

童名真蒲戸唐名毛錦翼行二康熙三十五年丙子十一月十七日生

父盛任

母尚氏思戸金

室向氏禰覇親雲上朝文女真加戸

長女思戸（康熙五十三年甲午二月十二日生雍正五年丁未五月二十三日死享年十五号花葆）

継室毛氏識名親方盛誠女思亀
次女真奴金（康熙六十年辛丑八月二十一日生）
三女思武太（雍正三年乙巳十二月二十五日生）

省益王世代
康熙四十九年庚寅二月十八日為下庫理小赤頭
同五十一年壬申二月十四日結欹髻
尚敬王世代
康熙五十三年甲午六月十三日叙若里之子
同五十八年己亥七月二十八日叙黄冠
雍正元年癸卯十二月二十七日為高所筆者
同三年乙巳十二月十八日為同所大屋子
同五年丁未五月二十九日不禄享年三十二号華清

---

[1] 調査の経緯および詳細ついては安斎2013を参照されたい。
[2]『欽定工工四』は1869（同治８）年に成立。「附録」とは一般に「銘々略伝」と呼ばれる史料で、湛水から野村安趙に至る近世琉球期を代表する音楽家12人の来歴を簡潔に記したもの。
[3] 名島とは勲功のあった者に褒賞として称号と姓を与えること。実際に地頭地が与えられるわけではない。
[4] これらの問題については髙良倉吉1996、田名真之1992を参照されたい。
[5] 朝寄の母については不明。次兄朝昆の母が馬氏宮平親方良康女思亀であるので、朝寄の母もこの思亀かもしれない。
[6] その他には1721年（康熙60）の円覚寺正殿の再建や、1743年（乾隆８）の泊港浚渫、1744年（乾隆９）の那覇港浚渫などに携わっている。
[7] 原史料の所在は不明だが、琉球大学附属図書館の仲原善忠文庫にある立津春方1937に現代語訳されたものが紹介されている。
[8]『毛姓家譜（永吉家）』、『毛姓家譜（支流野村家）』に記載あり。
[9]『毛姓家譜（永吉家）』、『向姓家譜（支流小波津家）』に記載あり。
[10]「向姓家譜（小宗幸地家）」による。なお、『沖縄県姓氏家系大辞典』p439では「玉川」を誤って「具志川」と紹介している。
[11] 原文では「二才の時」とあり、筆者は二才（青年）を元服して間もない頃と解釈した。
[12] 謡とは謡曲のこと。脇仕舞の脇は能を演ずるワキ（一方はシテ）のことで、仕舞とは能の略式演奏のひとつで、紋付・袴で能の一部を抜粋して舞うこと。つまり、脇仕舞とはワキが行う仕舞のこと。
[13] 縁組の具体的な年代は不明。「毛姓家譜支流糸満家」によると父の盛善は1696年（康熙35）に生まれ高所大屋子などを勤めていたが、1727年（雍正５）に若くして亡くなっている。
[14] 朝邑については屋嘉比家の位牌並びに厨子甕の蓋の破片に記された銘書から確認できる。豊城親雲上妻については銘書から確認できる。厨子甕の詳細については安斎2013参照。
[15] 池宮正治は池宮1982で初めて『中山世譜』附巻から朝寄の上国に該当する記事を引用している。ただし、同論文では1748年（乾隆13）の上国を1735（雍正13）年と誤解して引用している。
[16] 原文は参考史料参照。
[17] 前掲池宮1982、p259
[18] 一番の謡曲全部をうたうこと。
[19] 真伊奴の没年は不明であるが、洗骨年は1755年（乾隆20）である。死去から洗骨までの期間が３～５年だと仮定すれば、朝寄失明後に亡くなった可能性が高い。また、真伊奴の年齢は30歳前後であったと考えられる。
[20] 1755年（乾隆20）の真伊奴洗骨時には「玉川里之子親雲上朝寄」と名乗っている。現在のところ同時代史料として「朝寄」の名乗が確認できるのはこの資料のみである。

[21] 現時点では類例を探すと同時に、特殊技能が評価されて新参士族に取り立てられる事例との比較が有効なのではないかと考えている。

[22] 原本は沖縄県立博物館・美術館所蔵。なお、所蔵先における資料名は『御拝領野村工工四』

[23] 真境名1928所収。なお、原史料は戦災によって失われたため現存しない。

[24] 真境名1928には「上様御諷被遊、御稽古候間、数上候様…」とあるが、「数」の草書体は「教」と混同されがちであり、文意の上でも「教」が適当であると思われるので、本論では「教」に改めて解釈した。なお、原史料が戦災によって失われたため、推測とならざるをえない点を断っておきたい。

[25] 真境名1928には「二方共」とあるが、文意の上では「二才共」が適当であると思われるで、「方」を「才」に改めた。

[26] 『蔡温本中山世譜附巻』沖縄県教育委員会　1987、p60

[27] 複製原本は那覇市歴史博物館所蔵。

〈引用・参考文献〉

安斎英介ほか「屋嘉比朝寄の墓調査報告－浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果から－」『浦添市文化部紀要　よのつぢ』第９号　2013

池宮正治「屋嘉比朝寄とその位置」『沖縄芸能文学論』光文堂企画出版部　1982

池宮喜輝『琉球芸能教範』月刊沖縄社　1987

沖縄県教育庁文化課（編）『蔡温本中山世譜附巻』沖縄県教育委員会　1987

新城亘「『屋嘉比工工四』再考」『沖縄文化』107号　2010

東恩納寬惇「琉球の歌謡及び音楽」『音楽』第２巻第１号　1911

真境名安興「琉球音楽の沿革につきて」「沖縄毎日新聞」

真境名安興「組躍と能楽との考察」南島研究会『南島研究』第２巻　1928

冨原守清『琉球音楽考』沖縄書籍株式会社　1929

山内盛彬『琉球の音楽芸能史』民俗芸能全集刊行会　1959

矢野輝雄『沖縄芸能史話』日本放送出版協会　1974

髙良倉吉『琉球王国史の課題』ひるぎ社　1989

髙良倉吉「近世琉球における都市の論理」『新しい琉球史像』榕樹社　1996

田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社　1992

浦添市の文化財行政について（5）
－浦添の文化財保護行政のあゆみ－

下　地　安　広
（浦添市教育委員会文化部）

1　はじめに

私はこの『よのつぢ』浦添市文化部紀要でタイトルを「浦添市の文化財行政について」として「文化財行政の体制変遷を中心に」「文化財の指定と整備を中心に」「市のまちづくり計画と浦添城跡復元整備」「埋蔵文化財と文化財関係法律等を視点に」のサブタイトルで４回の報告を行った。今回は、この報告を考えた時の「浦添市の文化財行政の激動の時代を記録に残す必要がある」の視点で、サブタイトルを「浦添の文化財保護行政のあゆみ」として1945年（昭和20）以降の年毎の主な出来事を概述する。

2　これまでの報告

過去に報告したサブタイトル「文化財行政の体制変遷を中心に」では浦添市の文化財担当課と体制の移り変わりを紹介した。概述すると、1979年（昭和54）当時は文化財担当課は市教育委員会の社会教育課で社会教育全般を担当している職員が文化財も担当していたこと。その後、1982年（昭和56）に市教育委員会に文化課を新設して文化財係に担当職員（行政事務）を配置し、1984年（昭和59）には担当職員として埋蔵文化財の専門職員１名、事務職員１名を配置して浦添市主体の文化財行政が始まったこと。また、先の報告では、1982年から1985年を市の文化財行政の１回目の画期とし、以後、1993年（平成５）の専門職の課長（主幹）と係長配置を２回目の画期、2003年（平成15）の文化部長新設と同職への専門職配置を３回目の画期とした。その３回の画期を経て浦添市の文化財行政体制は県内市町村ではトップクラスの12人体制となったことを紹介した。

次に報告した「文化財指定と整備を中心に」では市内の文化財指定と文化財整備の状況、市内の文化財に関係するサイン（標識）や説明板などの設置状況を紹介した。文化財の指定については、市に昇格した1970年（昭和45）から1980年（昭和55）を第１期、1981年（昭和56）から1884年（昭和59）を第２期、1982年（昭和60）から1993年（平成５）を第３期、1994年（平成６）から2003年（平成15）を第４期、2004年（平成16）以降を第５期と５つの時期に区分して文化財指定と文化財整備の状況について各期別に概述した。前記した区分は市の行政変化や文化財行政の組織体制の変化を視点にしたが、概観した結果を踏まえると、第２期以降に市の主体的な文化財指定が行われ、第３期の頃から浦添市の特徴的な文化財指定と説明板設置などが見られた。第４期以降は体制充実に伴い本格的な文化財整備が進展する状況が確認できた。また、関連するサインや説明板の設置についてもその実態が概ね理解できるようにした。

三回目の報告サブタイトル「浦添市のまちづくり計画と浦添城跡復元整備」では、浦添城跡の史跡指定や城跡の復元整備が、何故、他の著名なグスクより20年以上も遅れて始められたのかを探る目的

と、浦添市の浦添城跡復元整備計画を広く市民県民などに紹介する目的で報告した。その中では、文化財行政は戦前から戦後の日本復帰後のしばらくの間、旧沖縄県や琉球政府（文化財保護委員会）、新沖縄県教育庁が文化財事務を主に所管していたこと。琉球政府の当時、浦添グスクは現地調査の対象になったが文化財指定の手続きまでには至ってないこと。日本復帰後の県内のグスク復元は国指定史跡が中心となったため、当時、国指定史跡ではなかった浦添グスクの復元整備は着手されなかったこと。1980年には市内における埋蔵文化財分布調査が行われ、その以降に県営浦添大公園との調整を目的とする同グスクの発掘調査が実施されて1989年（平成元）８月に国指定史跡になり同グスク復元整備がスタートラインに立ったことを報告した。

一方、浦添市のまちづくり計画の中で浦添グスク復元整備はどのように位置づけられたかを見るため、浦添市総合計画で同グスク復元計画がどのように位置づけられたかを第一次から第三次までの計画で概観した。1985年（昭和60）を目標年度とする第一次総合計画では同グスクは都市公園の整備の区域とし、県営浦添公園として公園事業で整備するところと位置づけられたこと。目標年度2000年の第二次総合計画では、第一次の計画が大きく見直され、同グスクを文化財の保存・保護の基本的方針で政策として専門的立場から調査研究し、その復元及び歴史的環境の再現に努めるとなったこと。さらに目標年度を2010年とする第三次総合計画では「浦添城跡整備の第Ⅰ期事業の浦添ようどれの復元を進め、戦前の荘厳な中山王陵を再現し、併せてガイダンス施設を整備します」とその計画が具体化した内容に変わったことを紹介した。先の浦添市総合計画を基礎に同グスク事業が進捗する中で同グスクの保存計画と整備基本計画が策定されたこと。また、各計画の概要についても紹介した。

４回目の報告は「埋蔵文化財と文化財関係法律等を視点に」のサブタイトルである。その内容は1871年（明治４）から2004年（平成16）までの日本における埋蔵文化財に関する主な文化財関係法律や通達などの概要を示した。また、1947年（昭和22）から1965年（昭和40）までの琉球政府の頃の沖縄における主な文化財関係法律や通達などを紹介した。併せて、琉球政府の頃の埋蔵文化財の取り扱い状況の事例を一部紹介し、沖縄における埋蔵文化財の取り扱い実態は法律の執行や事務といった点では、本土に比較してやや厳しい状況であったことに触れた。続いて1985年（昭和60）以降の埋蔵文化財に関する法律や取り扱いの変更について特徴的な事例を略述した。特に大きな変更としては、1998年（平成10）の文化庁次長の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知で基本的な事項について共通認識する意図を含め国が具体的に示したことである。さらに、2004年（平成16）には文化庁次長の「行政目的で行う埋蔵文化財の標準化について」の通知を受けて、2006年に沖縄県教育委員会が示した「沖縄県埋蔵文化財調査基準」で近世や近現代の遺跡も地域にとって重要なものや、特に重要なものは埋蔵文化財として取り扱う基準となったことを紹介した。前記した法律や通知等に関連して浦添市内における埋蔵文化財（貝塚や遺跡、城跡など）は1970年（昭和45）までは11件の認識であったが、2011年（平成23）の時点では101件の埋蔵文化財が確認されていることを紹介した。

３　浦添の文化財保護行政のあゆみ

最初の報告で触れたが過去から現在までの浦添の文化財行政に関係する記録が殆どないことから1945年（昭和20）から2012年（平成24）途中までの年毎の主なことを「浦添の文化財行政のあゆみ」として後半に表にして略述した。なお、日本復帰以前（1972年以前）の浦添市教育委員会のエピソードを浦添市史の中で確認したので少し紹介する。「教育委員会の事務局は、会計係一人からのスター

トであった。初めのうちは会計係も非常勤で、その主な仕事は教員の給与支払いの事務であった。最初は会計係も教育委員と同様公選であったが、1954年から委員会の任命となった。（途中省略）事務局内の機構は組織化されてなかった。教育長もそこにはおらず、連合区の教育長が兼ねていたので決裁などをもらいに那覇まででかけることもあった。」とのことである。前記した初期の状況から1960年（昭和35）８月の九坪のトタン葺き事務所設置、1972年（昭和47）の日本復帰などに伴う法律などの変更や初代教育長の就任、1973年（昭和48）４月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の適用などにより、以後、浦添市教育委員会の組織体制は次第に整えられながら拡充していった。

今回の「浦添の文化財保護行政のあゆみ」については、日本復帰以降は文化財保護行政は市町村教育委員会でも所管することが位置づけられた。具体的な取り組みとして市町村の社会教育行政の中で対応されることになったが、浦添の復帰後の取り組みを見てみると婦人学級と成人学級、青年学級、公民館活動の支援、ＰＴＡの設立や支援、スポーツ振興が主体となっている。浦添で文化財保護行政に係わる具体的な取り組みを確認できるのは現時点では1973年（昭和48）の条例制定からである。

後述する「浦添の文化財保護行政のあゆみ」には1945年（昭和20）の去る沖縄戦以降の「浦添村や浦添市が係わった可能性が高い浦添城跡の現状変更に関すること」「琉球政府の文化財保護委員会が浦添で行った文化財保護に関すること」「浦添ようどれの文化財保護に関すること」をはじめ、1972年（昭和47）の日本復帰以後の浦添の文化財保護行政に関係する主な出来事を年毎に略述した。

４　まとめ

この報告は浦添の文化財保護行政の途中報告である。過去の出来事にしばられる事無く、新たな視点で浦添の文化財保護行政に臨むことを関係各位と共に考えたい。改めて、今日まで浦添の文化財の保存・整備・活用などを推進できたのは浦添の文化財保護に係わった多くの浦添市文化財調査審議委員や文化財専門の先生方をはじめ、政治家（歴代の市長・議員など)、事ある毎に指導・助言をいただいた文化庁記念物課の主任調査官や調査官、事務官、沖縄県教育庁文化財課の県職員、県内外大学の教授・准教授などのお陰である。また、県内市町村の文化財関係職員からは色々な場面で助言や励ましの言葉を頂いた。そして、浦添市教育委員会の関係職員、浦添市役所の関係した事務吏員の方々のお陰である。改めて、この紙面をかりて関係各位に感謝する次第である。さらに、近年、文化財の活用ではＮＰＯ法人うらおそい歴史ガイド友の会の皆様には特に色々な事業でお世話になっている。同友の会の日頃の文化財行政支援に深く感謝申し上げる次第である。

〈参考文献〉

１．下地安広「浦添市の文化財行政について（１）－文化財行政の体制変遷を中心に－」『よのつぢ』浦添市文化部紀要第５号　浦添市教育委員会文化部　2009年３月
２．下地安広「浦添市の文化財行政について（２）－文化財の指定と整備を中心に－」『よのつぢ』浦添市文化部紀要第６号　浦添市教育委員会文化部　2010年３月
３．下地安広「浦添市の文化財行政について（３）－浦添市のまちづくり計画と浦添城跡復元整備－」『よのつぢ』浦添市文化部紀要第７号　浦添市教育委員会文化部　2011年３月
４．下地安広「浦添市の文化財行政について（４）－埋蔵文化財と文化財関係法律等を視点に－」『よのつぢ』浦添市文化部紀要第８号　浦添市教育委員会文化部　2012年３月
５．仲西昌秀他「第六章　教育・スポーツ」『浦添市史』第七巻　浦添市教育委員会　1987年３月
６．浦添市教育委員会　「教育委員会の沿革」『浦添市の教育』 2010年８月

写真１　チヂフチャー古墓群発掘調査メンバー（1983年）

写真２　文化財資料室展示概要リーフレット（1986年10月）

写真３　勢理客橋碑復元除幕式（1989年３月）

■浦添の文化財保護行政のあゆみ

西暦	年号	事　　項	備　　考
1945	昭和20	・沖縄戦にて浦添ようどれ、浦添城跡等、浦添の文化財が甚大な被害を受ける。	
1952	昭和27	・浦添村を含む那覇連合教育事務所に社会教育主事２人配置。	社会教育法に基づく配置
		・浦添城跡内に浦和の塔を建立。	村慰霊祭を開催
1953	昭和28	・浦添城跡内に和光地蔵尊を建立。	四天王寺門徒より村へ寄贈
1954	昭和29	・琉球政府文化財保護法制定。	
1955	昭和30	・浦添ようどれと石厨子４基を特別重要文化財に指定。	管理者：浦添村長
		・浦添ようどれ英祖王陵復元工事竣工。	文化財保護委員会が発注
1956	昭和31	・浦添ようどれ尚寧王陵復元工事竣工。	文化財保護委員会が発注
		・浦添に分布する貝塚などとして牧港貝塚、親富祖貝塚、伊祖城遺跡が紹介される。	琉球列島の貝塚分布と編年の概念（多和田真淳）
1958	昭和33	・浦添区教育委員会に初代社会教育主事を配置（派遣）。	社会教育法に基づく配置
1960	昭和35	・浦添に分布する貝塚などとして浦添貝塚、仲西貝塚、浦添村沢岻祝部遺跡、浦添城遺跡が追加紹介される。	琉球列島の貝塚分布と編年の概念補遺（多和田真淳）
		・浦添城跡の遺物採集と一部発掘調査を実施する（成果は沖縄文化財調査報告の1962年版、琉球古瓦調査抄報で報告）。	早稲田大学の大川清氏ほか
1961	昭和36	・伊祖城跡、史跡として、字伊祖後原863番地他４筆の1479坪が文化財指定となる。	琉球政府の文化財指定
		・浦添城の青磁、染付、瓦など、伊祖城の須恵器、青磁などの時代区分を発表。	琉球列島に於ける遺跡の土器、須恵器、磁器、瓦の時代区分（多和田真淳）
1962	昭和37	・「愛国知祖の塔」を浦和の塔の南側に建立（和光地蔵と並んで）。	
1964	昭和39	・浦添城跡霊域公園化の目的で土地買上げ始める。	
1965	昭和40	・浦添城跡に休憩所を建設（費用は琉米親善委員会委員長が村長へ寄贈。工事は役場が発注）。 ・愛国知祖の塔を浦和の塔の西側へ移転。	寄贈は千ドル小切手
1968	昭和43	・浦添城跡一帯を県営の浦添大公園と浦添市墓地公園に都市計画決定する。	都市計画法による決定（２／２）
1970	昭和45	・浦添貝塚及び伊祖の高御墓が開発で危機であると住民より連絡（文化財保護委員会へ）。	浦添市に昇格７／１
1971	昭和46	・宅地造成に伴う沢岻祝部遺跡緊急発掘調査。	文化財保護委員会が調査
1972	昭和47	・伊祖の高御墓、建造物として文化財指定となる。	琉球政府の文化財指定
		・浦添貝塚、史跡として文化財指定となる。	
		・沖縄の日本復帰により、浦添ようどれ石厨子は県指定の有形文化財、伊祖城跡と浦添貝塚は県指定史跡、伊祖の高御墓は県指定建造物へ移行。	

西暦	年号	事　　項	備　　考
1972	昭和47	・日本復帰により「浦添教育区」から「浦添市教育委員会」へ変更。文化財行政を基本的に市町村教育委員会も担う事となる。	
		・浦添貝塚及び伊祖の高御墓は道路の設計変更決定で現地保存となる（対応：文化財保護委員会）。	オープンカット工事からトンネル工事へ変更
1973	昭和48	・浦添市文化財保護条例制定。市として条例を根拠に文化財保護行政が始動。	条例第22号
		・「勢理客の獅子舞」国選択の無形文化財となる。	
1974	昭和49	・市教育委員会社会教育課で文化財行政を担当。	社会教育課を５／10設置
		・浦添市文化財調査審議会規則を制定。	
		・初の文化財調査審議会を開催（委員は５人）。	
1976	昭和51	・「内間の獅子舞」復活。	
1977	昭和52	・「小湾のアギバーリー」復活。	
1978	昭和53	・沖縄県住宅公社の団地建設に伴い牧港貝塚を市文化財調査審議委員が現地調査。	
		・浦添中学校で遺跡発見（後に浦添原遺跡となる）。	
		・「仲西の獅子舞」復活。	
1979	昭和54	・浦添市、沖縄地区史跡整備市町村協議会に加入。	中央公民館開館に伴い社会教育課移転。
		・市内の埋蔵文化財分布調査を実施。	国庫補助事業
		・浦添市文化財保護条例施行規則を策定。	
		・個人住宅建築中に第二港川遺跡を発見。	
		・浦添中にあった石碑（浦添城の前の碑など）を市役所内へ移管。	
		・第二港川遺跡緊急発掘調査を実施（県文化課より調査員派遣）。	
		・牧港第二貝塚範囲確認調査実施。	
		・第二親富祖遺跡確認。	
		・内間遺跡確認。	
		・伊祖真久原遺跡確認。	
		・前田高地平和の碑を浦添城跡内の採石した箇所へ建立。	
		・「前田の綱引き」復活。	
1980	昭和55	・浦添市文化財の指定認定又は選択基準を策定。	
1981	昭和56	・経塚の碑、西原東ガー、勢理客の獅子舞、仲西の獅子舞、内間の獅子舞、内間の棒、前田の棒、内間の大アカギの８件を市指定の文化財とする。	
		・県内市町村で初の文化課を６月１日に設置し、文化課事務所を浦添市民会館内に設ける。文化課文化財係が文化財行政を担当。文化財担当職員を１名配置する。	
		・親富祖遺跡を市道改良工事に伴い緊急発掘調査する（調査の専門員は県から派遣）。	
1982	昭和57	・浦添城跡第一次発掘調査。	調査の専門員は県より派遣
		・市内の字別、民俗文化財調査を実施。	

西暦	年号	事　　項	備　　考
1983	昭和58	・沖縄考古展＋浦添城跡発掘展を市民会館中ホールで実施。	浦添城跡シンポジウムを文化振興事業で併せて実施
		・浦添城跡第二次発掘調査。	調査の専門員は県より派遣
		・宅地造成に伴う港川越地原遺跡緊急発掘調査。	
		・宅地造成に伴うチヂフチャー古墓群緊急発掘調査。	調査の専門員は県より派遣
		・県道建設に伴う真久原遺跡緊急発掘調査。	県文化課で調査対応
		・県道建築に伴う牧港貝塚緊急発掘調査。	県文化課で調査対応
1984	昭和59	・市文化課文化財係に専門職員（考古学）を採用して１名配置。	
		・浦添城跡第三次発掘調査。	調査の専門員は県より派遣
		・「当山の石畳道」を市指定の文化財とする。	
		・浦添中グラウンド整備に伴う浦添原遺跡範囲確認発掘調査。	
		・「玉城朝薫」の厨子甕が字前田の墓から確認される。	関係者により確認、報道される。
1985	昭和60	・安波茶橋発掘調査。	
		・浦添中グラウンド整備工事に伴う浦添原遺跡緊急発掘調査。	
		・高速道路建設に伴う拝山遺跡緊急発掘調査。	県文化課で調査対応
		・浦添城跡の国指定範囲をほぼ確定し、土地所有者等へ説明会を実施。	後に土地所有者から指定同意を頂く。
1986	昭和61	・浦添城跡の史跡指定申請書を文化庁へ提出。	
		・牧港テラブのガマを市の史跡に指定。	
		・チヂフチャー洞穴遺跡を市の史跡に指定。	
		・牧港補給地区内の再開発に伴い埋蔵文化財分布調査実施。	嘉門貝塚、城間遺跡、城間古墓群の３遺跡が再開発に係る事を確認。
		・文化財資料室オープン（仲西小学校南側旧校舎を改修）。文化課文化財係事務所併設。	10 ／ 21（式典）
		・当山の石畳道の北側約80ｍの石畳を修復。	
1987	昭和62	・牧港補給地区内発掘調査等に対応する為、専門職員１人を増員して文化課へ配置。	
		・基地内の開発に伴う城間古墓群緊急発掘調査。	
		・基地内の開発に伴う城間遺跡Ａ緊急発掘調査。	
		・基地内の開発に伴う嘉門貝塚Ａ緊急発掘調査。	
		・浦添市文化財悉皆調査始まる。	同調査は三カ年計画
		・チヂフチャー洞穴遺跡範囲確認発掘調査。	
		・当山の石畳道の南側約18ｍと橋付近約35ｍの石畳を修復。	
1988	昭和63	・基地内の開発に伴う嘉門貝塚Ｂ緊急発掘調査。	
		・玉城朝薫の墓（辺土名家の墓）発掘調査を実施。組踊の始祖「玉城朝薫」の厨子甕を確認。また、墓が特徴ある構造、形であることを確認。現地保存並びに市指定に取り組む運びとなる。	

西暦	年号	事　　項	備　　考
1988	昭和63	・浦添市文化財悉皆調査（二年目）。	
		・基地内３遺跡の緊急発掘調査に伴う資料整理。	
		・当山の石畳道の南側約35ｍと橋付近約12ｍの石畳などを修復。	
		・沖縄地区史跡整備市町村協議会会長に浦添市長が就任。	平成21年度まで浦添市長は会長継続。
1989	平成元	・勢理客橋碑復元建立。	３／10建立
		・「浦添城跡」国の史跡指定。	８／11告示
		・浦添市文化財悉皆調査（最終年）。	
		・基地内３遺跡の緊急発掘調査に伴う資料整理。	
1990	平成２	・市美術館保管の緑漆鳳凰雲点斜格子沈金丸櫃他29点を市の有形文化財として指定。	１／19
		・市美術館保管の朱漆花鳥螺鈿卓他４点を県有形文化財として指定を受ける。	２／６
		・基地内３遺跡の緊急発掘調査に伴う資料整理。	
		・文化課に部長級の文化担当参事を配置。	
1991	平成３	・埋蔵文化の専門職員１人採用（文化財係に専門員３人）。	
		・史跡浦添城跡保存管理計画策定会議を立ち上げる。同計画策定は二カ年かけて策定することとなる。委員は６人。	国補助事業
		・浦添城跡国指定記念文化財展を開催。	11／６
		・基地内の城間遺跡緊急発掘調査に伴う資料整理。	
1992	平成４	・史跡浦添城跡保存管理計画を策定（同計画は６人の委員で策定、委員が一部原稿を執筆）。	国補助事業
		・浦添城跡の史跡整備用地買い上げ始まる。	国補助事業
		・基地内の嘉門貝塚Ｂ緊急発掘調査に伴う資料整理。	
		・都市計画道路工事に伴う内間西原古墓群緊急発掘調査（第一次）。	
		・全国民俗芸能保存振興市町村連盟総会及び浦添大会を開催。	
1993	平成５	・市文化課に主幹（文化財専門職）並び文化財係長（文化財専門職員）と土木技師の技査を配置。	今後の浦添城跡等の文化財整備を考えて技師を配置。
		・浦添城跡の用地買い上げ実施。	国補助事業
		・浦添城跡の南側石畳を発掘調査。	
		・都市計画道路工事に伴う内間西原古墓群緊急発掘調査（第二次）。	
1994	平成６	・マンション建設に伴い伊祖の入め御拝領墓を発掘調査。	
		・浦添城跡の用地買い上げ。	国補助事業
		・史跡浦添城跡整備基本計画の策定はじまる（二カ年計画）。	
		・市道改良工事中に当山東原遺跡を発見。	
		・浦添南第一区画整理事業地内の遺跡詳細分布調査をはじめる（平成９年度まで）。	国補助事業
		・愛国知祖の塔を糸満市摩文仁に移転（市からの要請に愛知県が対応）。	浦添城跡が国の史跡に指定された為。
1995	平成７	・新発見考古速報展を市美術館で開催。	11／30 ～ 12／24

西暦	年号	事　　項	備　　考
1995	平成７	・浦添城跡の用地買い上げ。	国補助事業
		・歴史の道整備活用事業スタート（以後７カ年間）。安波茶橋周辺と当山の石畳道の発掘調査及び再整備をはじめる。	国補助事業
		・市指定文化財の「経塚の碑」を一帯の区画整理事業に伴い整備する。	
		・史跡浦添城跡整備基本計画を策定し、教育委員会及び庁議メンバーへ報告。	
		・玉城朝薫の墓（辺土名家の墓）を市の史跡として指定。	８／８
		・市道改良事業地内の当山東原遺跡範囲確認調査を実施。	
		・尚家から浦添市へ浦添ようどれ寄贈。	
1996	平成８	・浦添市文化財の指定・認定・選定及び選択基準を一部改正し告示。	４／５
		・歴史の道整備活用事業で安波茶橋の北橋周辺と当山の石畳道の南側を発掘調査などを実施。	国補助事業
		・浦添城跡の用地買い上げ。	国補助事業
		・老人保健施設の建設に伴う真久原遺跡発掘調査。	
		・市道改良地内の当山東原遺跡範囲確認調査（二次）を実施。	
		・文化財資料室を文化課事務所移転に伴い閉じる（仲西小学校南側旧校舎）。	
1997	平成９	・浦添城跡第Ⅰ基整備に伴い浦添ようどれ発掘調査をはじめる。以後、浦添ようどれの復元整備の平成18年度まで発掘調査は続く。	１／10に安全祈願
		・浦添城跡復元整備に伴う発掘調査と市内の開発工事に伴う発掘調査に対応するため文化財専門職員２人を増員。	
		・市文化課事務所及び文化財作業室、市役所近くのあかひらステーションビル内に移転。	
		・浦添城跡の用地買い上げ。	国補助事業
		・第17回親子史跡めぐり　（ほぼ毎年11月３日文化の日に実施し、課内の事業見直し後、以降中止）。	
		・安波茶橋（北橋）及び石畳修復。	国補助事業
		・市道改良事業に伴う当山東原遺跡緊急発掘調査（第一次）。	Ⅰ地区
		・浦添大公園整備に伴う浦添貝塚崖上地区緊急発掘調査。	（その１）
1998	平成10	・市道改良事業に伴う当山東原遺跡緊急発掘調査（第二次）。	Ⅰ地区
		・浦添城跡第Ⅰ基整備に伴う浦添ようどれ発掘調査。	国補助事業
		・安波茶橋（北橋）及び石畳修復。	国補助事業
		・「浦添城の前の碑」復元実施設計。	
		・浦添大公園整備に伴う浦添貝塚崖上地区緊急発掘調査。	（その２）
1999	平成11	・屋富祖の御願所のガジュマルを市指定の文化財とする。	３／５・天然記念物
		・文化課に新たにグスク整備係を設け係長以下の職員を配置する。	
		・市内の区画整理等の開発に伴う文化財調査に対応する組織にするため専門職員２人を増員。この年に文化財専門職の主幹を文化課長とする。	
		・市道改良事業に伴う当山東原遺跡緊急発掘調査（第三次）。	Ⅱ－Ａ地区
		・「浦添城の前の碑」復元竣工。	９／19復元除幕式

西暦	年号	事　　項	備　　考
1999	平成11	・全国史跡整備市町村協議会沖縄浦添大会を開催。	10／6
		・浦添城跡第Ⅰ基整備に伴う浦添ようどれ発掘調査。	国補助事業
		・安波茶橋及び当山の石畳道等修復。	国補助事業
		・仲間後原近世墓群の３基を緊急発掘調査。	浦添大公園整備に伴い
		・浦添ようどれ復元基本調査をまとめる。浦添城跡外郭東地区で岩崩落対策工事を実施。	報告はH12年３月発行。
2000	平成12	・浦添南第一区画整理事業地内の遺跡詳細分布調査の結果、同事業地内に近世の掘り込み墓が約1000基程度と推測される。	３月末
		・浦添ようどれ一番庭南石積復元工事他。	国補助事業
		・勢理客線道路改良に伴う内間遺跡緊急発掘調査。	
		・「浦添市文化財ガイド養成講座」をはじめて実施。ガイド認定書を交付。	公民館と共同事業
		・国道58号宜野湾バイパス事業に伴う牧港岩山の宜野湾ノロの墓緊急発掘調査。	
		・安波茶橋及び当山の石畳道等修復。	国補助事業
2001	平成13	・道路改良に伴う内間カンジャーヤーガマ遺跡緊急発掘調査。	
		・市道改良事業に伴う当山東原遺跡緊急発掘調査（第四次）。	Ⅱ－Ｂ地区
		・当山の石畳道等修復。歴史の道整備活用事業の最終年度。	国補助事業
		・浦添ようどれ石積み修復（一番庭南石積み及び東石積み、外周北石積み）。	国補助事業
		・仲間後原近世墓群の１基を発掘調査。現地保存となる。	浦添大公園整備に伴い
		・浦添原遺跡範囲確認調査（浦添中学校内）。	
		・個人造成に伴う拝山遺跡の緊急発掘調査。	
		・市道111号線改良工事に伴う前田・経塚近世墓群緊急発掘調査。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群発掘調査。	
2002	平成14	・市内の開発に伴う調査体制強化ため文化財専門員を１人採用。	
		・仲間拝所群（仲間樋川・仲間火ヌ神・クバサーヌ御嶽・仲間ンティラ）と安波茶樋川を市の史跡として文化財指定。	３／1
		・道路改良に伴う内間西原近世墓群緊急発掘調査。	
		・浦添ようどれ石積み修復（一番庭東石積み及び北石積み）。	国補助事業
		・市道111号線改良工事に伴う前田・経塚近世墓群緊急発掘調査。	
		・玉城朝薫の墓（辺土名家の墓）上部発掘調査。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・浦添ようどれ墓室見学会を実施。	
2003	平成15	・近世墓シンポジウム「墓からわかる家族の歴史」。	２／22
		・市教育委員会に文化部を設置し、文化部長を配置。	部長の所管は文化課、図書館、美術館
		・浦添ようどれ石積み修復（一番庭北石積み及び西石積み、西室西側岩盤の復元、東室袖石積み解体積み直し）。ガイダンス施設新築工事。	国補助事業
		・伊祖の高御墓にアクセス木製階段を設置。	工事は県公園部局

西暦	年号	事　　項	備　　考
2003	平成15	・安波茶橋南橋及び周辺整備（導水トンネル一期工事）。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
2004	平成16	・玉城朝薫の墓（辺土名家の墓）復元整備。	
		・伊祖城跡にアクセス木製階段設置。	
		・浦添ようどれ石積み復元整備（一番庭西石積み、二番庭石積み及び石段、暗しん御門市積み及び浮き道、前庭石積み及び石段、前庭の岩盤復元他。ガイダンス施設展示工事）。	
		・安波茶橋南橋及び周辺整備（導水トンネル二期工事）。	
		・歴史ガイド養成講座を開催（二期生誕生）。	
		・浦添大公園整備に伴う当山世利原古墓群緊急発掘調査。	
		・文化課文化財倉庫を旧経塚調理場へ移転。	
2005	平成17	・浦添ようどれ復元整備竣工式典。浦添ようどれ調査の中間報告を発行。	４／29
		・浦添ようどれ復元整備（木製階段設置工事、説明板設置、監視カメラ設置他）。	
		・浦添グスク・ようどれ館開館。窓口業務を「うらおそい歴史ガイド友の会」へ委託。	４／29
		・「歩き・み・ふれる歴史の道」全国大会を浦添市他で開催。	10／23
		・安波茶橋南橋及び周辺整備。	
		・市の史跡に中頭方西海道（安波茶橋含む）を指定。	10／7
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・浦添大公園整備に伴う当山宗地原古墓群緊急発掘調査。	
2006	平成18	・浦添大公園整備に伴う仲間あさと原の印部土手発掘調査（調査後に現地保存となる）。	１／24～３／31
		・浦添城跡整備委員会の審議を踏まえ、地区区域と地区別の進め方などの計画見直しをする。グスクの外郭南側地区及び外郭東側・西側地区を第Ⅱ期として概ね10ヵ年の整備を進めるとする。	
		・浦添ようどれ参道整備（伝極楽寺跡方向へ向かう参道）。	
		・中頭方西海道の石畳を発掘調査。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・西原洗濯ガーを市の史跡に指定。	12／19
		・浦添御殿の墓敷地（400.73㎡）、市に寄贈。	
2007	平成19	・前年度の専門職員係長昇任に伴い文化財調査体制を維持するため文化財専門員を１人採用。	
		・浦添城跡内郭西側城壁復元工事。	補助事業
		・中頭方西海道サイン整備。	補助事業
		・牧港補給地区返還に向け基地内文化財情報管理・解析・活用事業をはじめる（平成22年度まで）。	補助事業
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・市道52号線道路改良事業に伴う当山東原遺跡緊急発掘調査。	

西暦	年号	事　　項	備　　考
2007	平成19	・歴史ガイド養成講座を開催（三期生誕生）。	
2008	平成20	・「浦添御殿の墓」を市の史跡に指定（３／３）。	所有者より市へ土地などの寄贈有り。
		・浦添城跡内南側の石畳道復元整備ほか。	
		・仲間樋川復元に伴う発掘調査及び復元設計	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に伴う浦添市西海岸の石切場跡緊急発掘調査（城間－仲西地区）。	
		・県道改良工事に伴う港川崎原古墓群緊急発掘調査。	支援業務
2009	平成21	・人事異動により専門員が１人欠員になっていたため、１名採用。	
		・クニンドーの森公園整備事業に伴う沢岻端川原近世墓群緊急発掘調査。	支援業務
		・浦添城跡内郭西側城壁復元工事。	
		・仲間樋川整備工事。	
		・黒漆山水人物螺鈿八角食籠ほか８点を市の有形文化財（工芸品）として指定（８／21）。	全て市美術館保管の作品
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
2010	平成22	・浦添御殿の墓発掘調査及び復元設計。	
		・浦添城跡発掘調査及び地質調査を実施、ワカレジーに岩盤崩落などの対策工が必要と指摘される。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・国道建設に伴う浦添市西海岸の石切場跡緊急発掘調査（港川地区）。	支援業務
2011	平成23	・「宮城の御願山のウスク」を市の文化財（天然記念物）に指定。	３／29
		・文化財の専門職員を１名採用（市内の開発に伴う発掘調査に対応する体制強化のため）。	
		・浦添御殿の墓復元工事完了。	
		・浦添城跡発掘調査ほか。	東日本震災などにより事業規模縮小
		・前田自治会よりワカリジーの字有地（一部）を市へ寄贈。	
		・中頭方西海道及び普天満参詣道の国指定具申書を提出。	
		・浦添第一区画整理事業に伴う前田・経塚近世墓群範囲確認発掘調査（前田真知堂地区）。	
		・歴史ガイド養成講座を開催（四期生誕生）。	
2012	平成24	・牧港補給地区埋蔵文化財調査基本計画を策定。	３月末
		・「中頭方西海道及び普天満参詣道」国の文化審議会より国指定の答申。	９／19告示

極楽寺創建場所の考察
－極楽寺と山岳信仰－（上）

武　部　拓　磨・長　濱　健　起
（浦添市教育委員会文化課・
宜野湾市教育委員会文化課）

1　はじめに

問題の所在

極楽寺は英祖王代の咸淳年間（1265 ～ 1274年）に、浦添グスク周辺に創建されたと伝えられる寺院であり、２回の遷座がなされた後、寺名を龍福寺と改められた。

琉球最初の寺院としてよく知られる極楽寺であるが、その創建場所については謎が多い。極楽寺の様子を伝えるのは主に『琉球国由来記』（1713年）、『琉球国旧記』（1731年）、『球陽』（1745年編纂開始）といった文献史料である。しかしながら、これらの史料にはより詳細な建立場所は示されておらず、さらには沖縄戦や戦後の地形改変などが追い打ちとなって、具体的な場所は不明確な状態となっている。それ故に、先学の研究者たちが極楽寺の建立場所について推定を試みているが[1]、決着点は未だ見出せていない。

文献史料に見る極楽寺

ここでは、『琉球国由来記』・『琉球国旧記』・『球陽』の文献史料から、創建・遷座の変遷状況を確認する。以下に読み下し文を示した（浦添市教育委員会、1981参照）。

〇『琉球国由来記』巻十

天徳山龍福寺記

原以て守礼の北、金剛嶺を過ぎ、歩くこと半里程にして、一練若有り。天徳山龍福寺と号ぶなり。伝えに聞く、昔英祖王践祚の時、咸淳年間、異域より、梵侶海を航し来たる有り。俗に其の名称えず、唯補陀洛僧と言うなり。王始めて之れを見、之れを重んじ、精舎を浦添城西に営み、極楽寺と号ぶ、（旧址なお存す）延て以て焉に居す。是れ我が朝、梵侶・仏宇の始めなり。

其の居、岩石峨峨、峻坂嶮路にして、甚だ往来に苦しむ。既に年を歴ること久しく、殆ど荒廃に逮ぶ。今寺前谷上に一藪有り。再び焉に移営す。蓋し又旧号を称う也。厥の后火災に遇離す。故に住僧の階級・寺宇の記録、皆焼却に了る。既に世遠く年深く、来由詳かに考うる無きなり。（遺址今なお存す）惟此の地亦少隈にして、厦屋を構うるに乏し。更に邑城南の数百歩を越え、梵林霊地たるに宜し。四山環繞にして、竹木繁茂するなり。茲に於いて成化年間

尚円王、先王の業を続ぐ、祖風を踏列し、基を開き草を挾んで畢る。旧号を改め、今の名と為す。乃ち芥隠国師に請いて、開山を為す。其の後、万暦年間の兵火を罹り、悉く煨燼となる。嗚呼興廃時に有り。天運寧ぞ復せざるや。

尚寧王また修め、而して頗る旧制を復するなり。

是れ縦い窮効僻邑に在りと雖も、益須らく敬崇を加うるべきなり。如何なる者なりや、則ち先王最初

の廟寺にして、仏種濫觴の流れ続く者なり。

○『琉球国旧記』巻七

守礼の西、浦添郡に在り。已に王城を離れること一里。咸淳年間、異域梵侶、海を航し来たる有り。俗人皆補陀洛僧と称す。英祖王、甚だ之れを尊重し、即ち地を浦添城西に卜し、極楽寺を創建す。（旧跡今も存す）延く以て居す。尚巴志王に至り、其岩石峨峻、道路嶮嶇として往還尤も苦しきに因り、竟に以て前谷に移営し、以て宗廟と為す。（遺跡亦存す）後火焼に遭い、尽く煨燼に属す。成化年間、尚円王、再び此の寺を城南に移建し、改めて龍福寺と名づけ、乃ち芥隠和尚に請いて住持と為す。

○『球陽』巻三

又寺を浦添村に建て、竜福と名づく。而して歴朝の王廟と為す（是れより先、元の咸淳年間、英祖王始めて寺を浦添城の西に建て、極楽と名づく。疑ふらくは是れ英祖の家廟ならんか。歴年既に久しく、荒壊に至り、乃ち浦添城の南に移建するも、又火災の滅する所と為る。是れに由りて尚円王、浦添村に移建し、改めて竜福と名づけ、並びに旧制に遵ひて以て歴朝の王廟と為す）。

以上の記事を表にまとめた。

表１　史料に見る極楽寺建立に関する一覧

	琉球国由来記	琉球国旧記	球　陽
創　建	英祖王の時代（咸淳年間）に浦添城西に寺を建立し、「極楽寺」と命名した。（旧址は今も残っている）	咸淳年間、浦添城西に極楽寺を創建した。（旧跡は今も残っている）	かつて、咸淳年間に英祖王が初めて浦添城の西に寺を建て、極楽寺と名付けた。
１回目遷座	岩石が高く険しくそびえ立ち、坂道もけわしかったため、往来が困難であった。長年が経ち、寺はほぼ荒廃していたため、寺前谷上に移したが、寺の号は旧来通りとした。（遺址は今も残っている）	岩石が高く険しくそびえ立ち、道路もけわしかったため、往来は困難であった。尚巴志王の時代になって、ついに前谷に移した。（遺跡はまだ残っている）	長年が経ち、寺は荒れて壊れてもいたので、浦添城の南に移したが、また火災に遭ってしまった。
２回目遷座	成化年間になって、邑城南の数百歩を越えた場所に寺を移し、尚円王が旧号を改めて今の名称（龍福寺）にした。そして、芥隠国師に開山させた。	成化年間に尚円王が、再び寺を城南に移し、改めて龍福寺と名づけた。そして、芥隠和尚を住持とした。	尚円王が浦添村に寺を移し、改めて竜福と名づけた。

このように、文献史料から読み取れる情報は非常に限られている上、1回目の遷座場所の記述も史料によって異なり（『琉球国由来記』・『琉球国旧記』の「（寺）前谷」と、『球陽』の「浦添城の南」など）、これだけで極楽寺の建立場所を特定するのは容易ではない。したがって、歴史学ばかりに頼らず、様々な情報を駆使して考察していかざるを得ないことが極楽寺研究の現状である。

極楽寺創建場所考察の二つの視点

そこで、本稿では、次に挙げる二つの視点から極楽寺の創建場所を考察していく。

まず一つ目は、浦添ようどれが山岳信仰の聖地に造営されたと考えられることである。詳細は後述するが、琉球にはグスク時代に遡って山岳信仰が存在した。当時の支配者たちは、その聖山に城を構え、一族の墓をもそこに築いた。浦添ようどれもそうして造営された墓のひとつと考えられる。浦添ようどれの位置する場は極楽山と呼ばれるが[2]、極楽山は元来、山岳信仰の聖山であった可能性がある。

二つ目は、浦添ようどれと極楽寺には、深い繋がりがあったと考えられることである。文献上、極楽寺も浦添ようどれも英祖王によって浦添グスク周辺に造営されていること、浦添ようどれの位置する極楽山が極楽寺と同じ「極楽」を冠すること、伝極楽寺跡の場所が浦添ようどれの近くにあった御墓番屋敷に隣接してあったこと（浦添市教育委員会、2000）、浦添ようどれにある琉球最古[3]の石厨子に仏教彫刻が施されていることなどから、極楽寺と浦添ようどれに何かしらの関連があったことは容易に想定できる[4]。

この二つの点に注目したときに見えてくるのは、極楽寺・浦添ようどれと山岳信仰との関係である。結論を先に述べてしまうと、筆者は、極楽寺も浦添ようどれも、同じ山岳信仰の聖山に造営されたのではないかと考えている。

以上を念頭に、本稿（上）では、極楽寺の創建場所を具体的に想定していく。また、本稿（下）では、浦添ようどれや浦添グスクの発掘調査の成果を踏まえた上で、極楽寺が遷座された時期についても考察していきたい。

2　グスク時代支配者と山岳信仰

日本本土の山岳信仰

浦添ようどれの造営された極楽山とは、いったいどのような性格の“山”なのであろうか。このことを考えるために、まず、日本列島の広範にわたって確認できる山岳信仰の様相を確認しておきたい。

神社は、一般に山、川、海、石などを御神体に見立てる自然崇拝から始まったとされる（國學院大學日本文化研究所、2002年）。奈良県の大神（おおみわ）神社は神社の原初的形態を残すことで有名だが、一般的神社に常設される御神体を祀る本殿が存在せず、三輪山の麓に拝殿が設けられている。拝殿から拝されるのは本殿ではなく三輪山であり、三輪山そのものが神の鎮まる神体山なのである（写真１・２）。また、三輪山中には、頂部の奥津磐座をはじめとした磐座群が随所にみられ、山だけでなく石に対する信仰も合わせて確認できる。三輪山に限らず、山そのものが御神体・聖域であり山中の岩石が磐座として祀られる事例は、日本全国に普遍的にみられる。

写真１　大神神社拝殿

写真２　神体山三輪山と大神神社拝殿位置

沖縄の山岳信仰

沖縄における御嶽やグスクの信仰が、上述した本土の原初的信仰形態と近似していることはすでに指摘されている（小島、1977）。ひとつ例を挙げると、今帰仁グスクの南に位置するクバ御嶽は二峰が南北に連なる丘陵からなるが[5]、クバ御嶽のイベ[6]は山頂近くにあるにも関わらず、そこを拝むための御願所は麓に設けられ、頂部をはじめ所々で自然の岩石がイベ石として祀られている（写真３・４・５）。このようなクバ御嶽の形態は、①神体山（神域）とみなされる山、②山を崇拝対象とする麓の拝所、③頂部やその他山中で祀られる自然石、という三点で共通しており、日本本土と共通する山岳信仰が沖縄にも存在すると見ていい[7]。

しかしながら、沖縄の山岳信仰がいつまで時間を遡らせて確認できるのかという問題は改めて考察する必要がある。近世に確認できる信仰が、グスク時代やそれ以前の時代にまで遡って存在したとは限らないからだ。

1960年代から盛んに議論された「グスク論争」は、聖域の時間的上限をめぐって大きく意見が分かれた最も顕著な例である。グスク内の御嶽が近世には存在したことはほとんどの研究者が認める所であったが、それ以前のグスク時代において信仰の有無を実証的に示す根拠が見出せず、意見が割れたのである。

写真３　クバ御嶽、麓の拝所
クバ御嶽のイベを麓から拝する。

残念ながら、「グスク論争」以降、グスクや御嶽の信仰的研究が前進しているとは言えない。その最大の原因は、グスク時代以前の信仰的状況を明らかにするための文献史料が圧倒的に不足していることが挙げられるが、グスク時代研究が最も依存してきた考古学が、聖地の問題にほとんど触れることがなかったことも研究の遅れに拍車をかけたと言えよう。

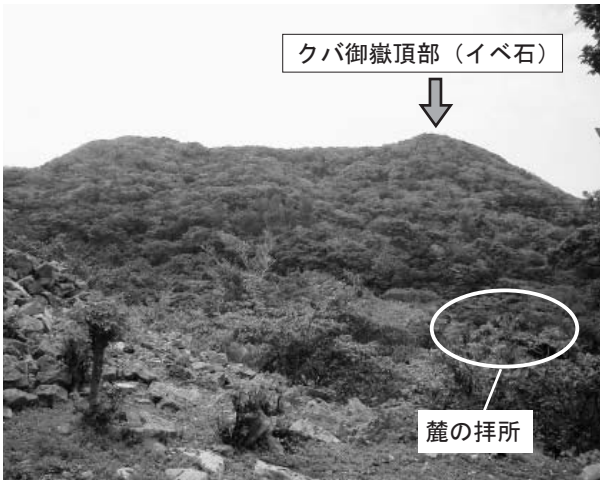

写真４　クバ御嶽遠景（北側から撮影）

写真５　クバ御嶽頂部のイベ石

グスク時代に遡る沖縄の山岳信仰

これらの問題を念頭に、筆者は、城塞的グスクとその城内で祀られる自然石（イベ石）の構造に着目し、山岳信仰がグスク時代に遡って存在したことを論証した（武部、2009）。

城塞的グスクにおいて、造成された平場の中に自然地形の一部であるイベ石が埋められも削られもせず意図的に残されている事例が確認できること（図１・写真６）、グスクの土台となる自然丘陵の頂部にある岩石がイベ石として崇められる事例が沖縄本島全域にみられることなどから、イベ石はグスク時代から拝所の直接的崇拝対象とみなされていたと推察される。また、聖域であるグスク丘陵頂部の自然石がイベ石として祀られる形態は、前述した、神体山である三輪山頂部の自然石が磐座として祀られるような本土の山岳信仰と構造的に一致しており、沖縄本島における山岳信仰は、少なくともグスク時代には広範に定着していたと考えてよかろう。

写真６　米須グスク（糸満市）の頂部イベ石

聖地に築城する神格化した支配者

沖縄で神体山とみなされていたであろう丘陵のいくつかには、グスク時代支配者によって城が構えられた。一般に、神体山のような聖域は禁足地であり、俗人によって城塞化されればその聖性は失われるのが信仰的常識である。しかし、琉球の城塞的グスクにおいては、イベ石への信仰が残されたまま、つまりは、丘陵の聖性が失われることなく支配者の君臨が許されたと考えられる（武部、2010）。

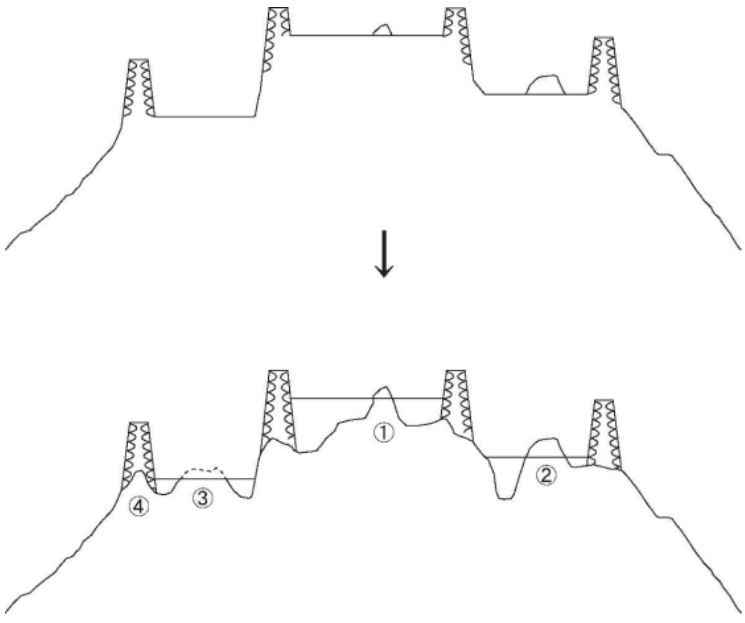

①頂部の特徴的な岩が、埋められも削られもせず、拝所の「本体」とされている。

②丘陵の最高所でなくとも、自然地形が１つの峰を形成している場合、その頂部岩が「本体」とされることがある。

③平場造成のために岩が掘削されることがある。

④特徴的に突き出した岩も、「本体」とされず城壁の土台に利用されている場合がある。

図１　グスク立面イメージ（武部、2009）

このような行為が許されるには、グスク支配者に何かしらの特別な信仰的身分が不可欠であったはずで、その身分を示唆するのが『おもろさうし』にみられる「てだ」の語である。「てだ」は本来太陽を意味するが、『おもろさうし』において、それは、各地の支配者を指す場合もある。これは、グスク時代の支配者が太陽神と同一視されていたことを示しており、支配者の聖地への君臨を許容する信仰的論理がグスク時代に成立していたと考えられる。支配者が神格化されることで、丘陵の聖性を損なうことなく城塞化が果たされたのである（武部、2010）。

聖地に造墓する神格化した支配者

生前、神格化され聖地を城塞化した支配者が、死後、一般民衆と同じように葬られたはずはない。筆者は、グスク時代の支配者の墓は、やはり聖地に築かれたと考えている。

グスク時代支配者の墓、いわゆる按司墓は、丘陵中腹に横穴を穿ち、その中に納骨された木製厨子や石厨子を納めるかたちの崖葬墓が専らであるが、造墓場所は無作為に決められたのではなく、聖なる山の中腹が意図的に選ばれたと考えられる（武部、2012）。按司墓の多くが、山岳信仰の聖地であるグスクやその他の聖なる山の中腹に造営されており、しかも、丘陵上における墓の位置が、頂部の直下にあるという共通点を多くの按司墓がもっているのである（図２・３・４・５）。

もちろん、按司墓と伝承されるものの多くが未調査で、その真贋さえも判然としないものも少なくないが、発掘調査や科学分析を経てグスク時代に遡ることが確実な按司墓のほとんど（玉御殿・漢那ウェーヌアタイ・百按司墓・浦添ようどれ等）が、丘陵頂部の直下に位置していることは注目に値しよう（図６・７、写真７・８）。

３　山岳信仰と極楽寺

極楽山の範囲

グスク時代の支配者の墓が聖なる山の頂部直下に位置することを述べてきたが、浦添ようどれの墓室もまた、浦添グスクの土台となる丘陵頂部の直下に位置する（写真８）。浦添ようどれ直上の頂部の岩は、浦添グスク城内にも関わらず、埋められも削られもせず、造成された平場に自然の姿で残されている[8]（写真９）。これは、頂部の岩が信仰対象として残されたグスクと共通する構造であり、浦添ようどれを包含する丘陵が聖山とみなされていた可能性を示唆している。

ところで、浦添ようどれが造営された場が「極楽山」と呼ばれていることは周知の事実であるが、従来の研究で、「極楽山」なる“山”がどのような範囲を占めるのか考察されたことはなかった。墓室の存在する中腹崖のみで“山”と呼ぶには無理があり、「極楽山」は、墓室を包含する一定範囲の“山”を想定するべきであろう。

とすれば、上述した浦添ようどれの墓室と丘陵頂部の位置関係は非常に重要となってくる。

「極楽山」とは、浦添ようどれ墓室直上を頂部として、麓までの一定範囲を占める聖山を指していたのではないだろうか。浦添ようどれそのものが「極楽山」と呼称されることがあるのは、浦添ようどれが、その山中で最も重要視された施設であったからであろう。

極楽山と極楽寺

次に、何故「極楽山」が“極楽”を冠するのかを考えてみたい。

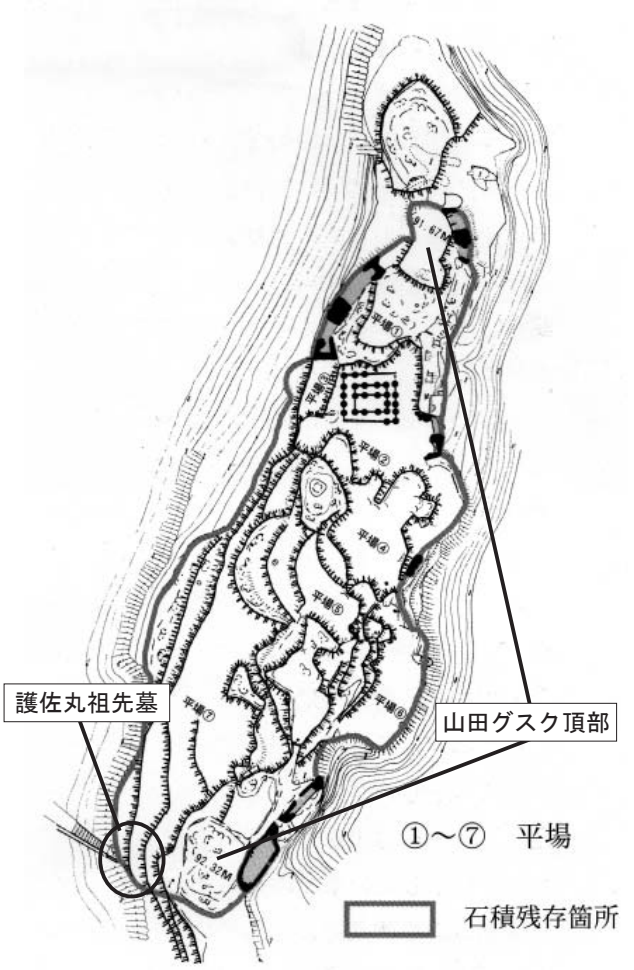

図２　護佐丸祖先墓と山田グスク
（恩納村博物館、2007 に加筆）

図３　江洲按司墓と江洲グスク
（具志川市教育委員会、1991 より一部抜粋の上加筆）

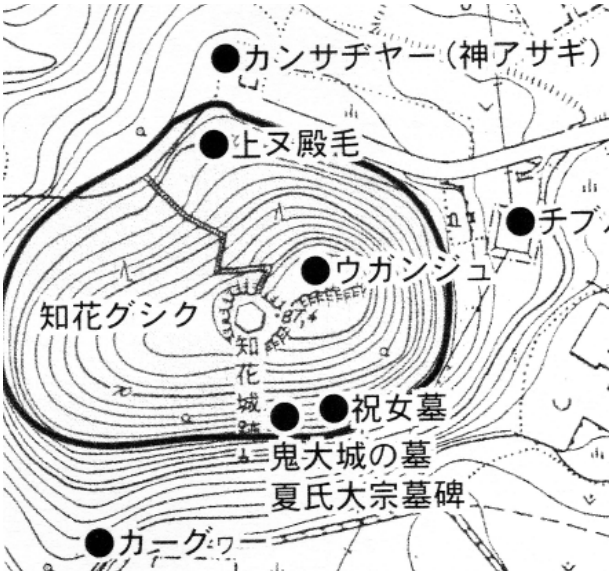

図４　鬼大城墓と知花グスク
（沖縄市立郷土博物館、2002 より一部抜粋）

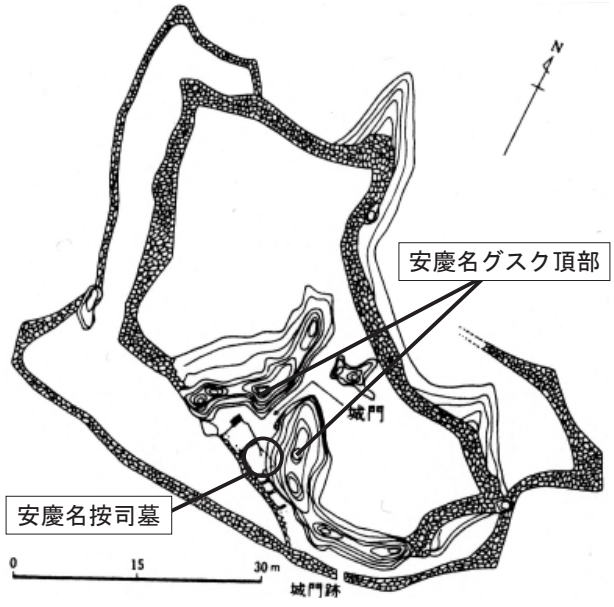

図５　安慶名按司墓と安慶名グスク
（具志川市教育委員会、1991 より一部抜粋の上加筆）

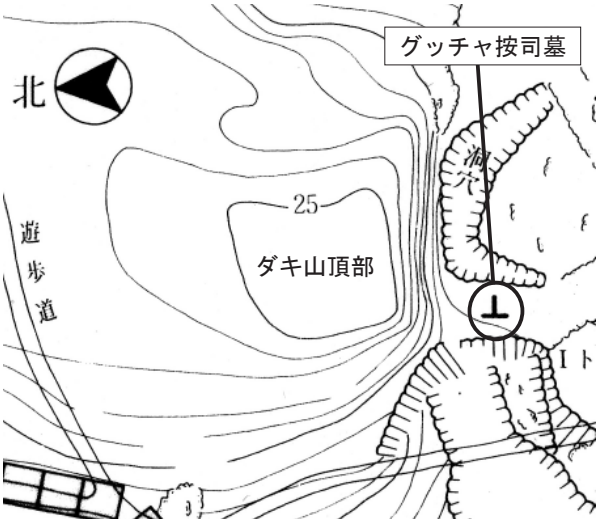

図６　グッチャ按司墓（漢那ウェーヌアタイ）
（宜野座村教育委員会、1990 より一部抜粋の上加筆）

写真７　百按司墓遠景（今帰仁村）

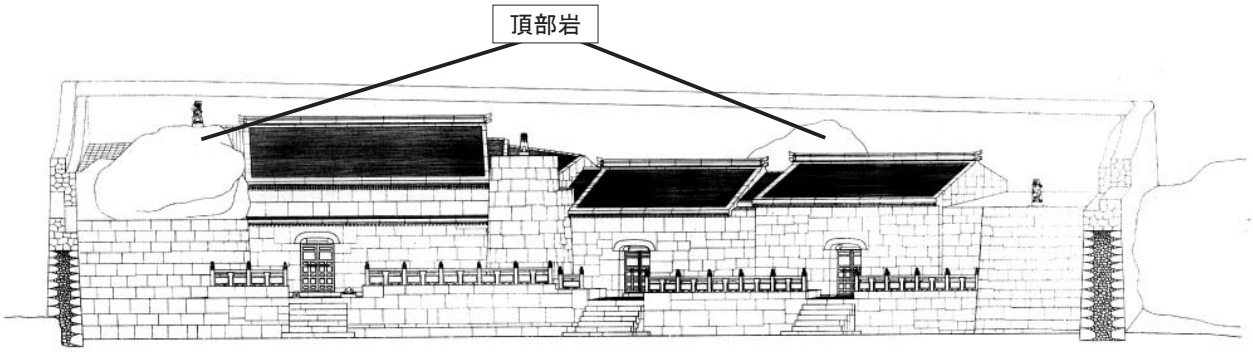

図７　玉御殿正面図
（文化財建造物保存技術協会、1977 より一部抜粋の上加筆）

写真８　復元された浦添ようどれ
（浦添市教育委員会、2005b に加筆）

写真９　浦添ようどれ直上の頂部岩

『琉球国由来記』によると、浦添ようどれは極楽寺と同じ咸淳年間に造営されている。浦添ようどれの造営場所、あるいは浦添ようどれそのものが「極楽山」と呼ばれることと極楽寺の創建とに、何かしらの関連があることは容易に想定できる。では、その関連とはいったいどのようなものであったろうか。

筆者は、極楽山と呼ばれる聖山は、極楽寺の寺域であった、言い換えると、極楽寺が建立されたからこそ、浦添ようどれの造営された聖山は“極楽”山と呼ばれるようになったと考えている。

外部から宗教を取り入れる際、宗教施設の造営場所には何かしらの選定基準があるはずである。日本本土において、外部から伝来した宗教で代表的なのは仏教であるが、寺院はしばしば日本土着の山岳信仰の聖地に造営された。最も有名な例をひとつ挙げると、京都府と滋賀県にまたがる比叡山は元来、日吉大社の神体山であったが、最澄によって山上に延暦寺が開かれる。日本固有の神社の聖地に、外来の仏教が受容された典型的な例である。

外来宗教を土着の聖地に勧請した事例は琉球でも確認できる。いわゆる琉球八社と呼ばれる波上宮・普天満宮・沖宮・末吉宮・識名宮・天久宮・八幡宮・金武宮は本土の神社の神を祀るが、それぞれが土着の自然崇拝の聖地に建立されたと考えられる。中でも、波上宮と末吉宮は屹立した岩山の頂部に本殿が建立されており、琉球の山岳信仰の聖山に外来宗教が受容された事例として挙げられよう[9]（写真10・11）。

以上の状況を鑑みると、極楽寺が琉球固有の山岳信仰の聖地に勧請されていたとしてもなんら不思議はない。浦添ようどれの立地する極楽山は、元来は土着の山岳信仰の聖地であり、浦添ようどれが造営されると共に極楽寺が創建されたために、極楽山と呼ばれるようになったのではないだろうか。

第Ⅰ期浦添ようどれの寺社的構造

極楽寺の寺域、極楽山に造営されたからには、浦添ようどれも極楽寺と無関係であったはずはない。発掘調査で明らかになった第Ⅰ期浦添ようどれの姿は、極楽寺との関係性を考察する上で非常に示唆的である。

造営されたばかりの第Ⅰ期浦添ようどれは、石灰岩丘陵を穿って造った洞に瓦葺礎石立ち建造物が築かれるという姿であった（浦添市教育委員会、2005a）。建造物内には納骨した木製厨子が納められたと考えられているが、洞内に建造物という構造は、本土の寺社建築にしばしば見られるものである。

写真10　波上宮（那覇市）

写真11　末吉宮（那覇市）
写真中央やや右の巨岩頂部に本殿が設けられている。
中央左の建物は拝殿。

例を挙げると、宮崎県日南市に鎮座する鵜戸神宮は[10]、日南海岸の断崖にある洞内に社殿が建立されている[11]（写真12）。また、第Ⅰ期浦添ようどれの建造物に納められた木製厨子は本土の唐櫃を模したと考えられるが（図８）、本土の神社では宝物や御神体を唐櫃に納める場合もある。

納骨された木製厨子を洞内の建造物に納める第Ⅰ期浦添ようどれの形は、唐櫃に納められた御神体を洞内の本殿に祀る神社の姿を彷彿させる[12]。第Ⅰ期浦添ようどれは、本土から伝来した極楽寺の寺域である極楽山に築かれるに相応しい姿であったと言える[13]。14世紀後半～15世紀中葉に造られたと考えられる浦添ようどれの輝緑岩製の石厨子に（知名、2005）、琉球最古の仏教モチーフが刻まれているのも、極楽寺と無縁ではないであろう（写真13）。

浦添グスクと極楽山の位置関係

しかしながら、ここで問題となるのは、浦添グスクの縄張りと極楽山の位置関係である。浦添グスクは南東―北西方向に長いグスクで、その南東側と北西側の二ヵ所に自然地形の頂部が存在する。北西側の頂部を中心とした一帯が、筆者が極楽山と想定する浦添ようどれを包含した丘陵であるが、現在確認できる浦添グスクの城壁は、その頂部を包み込むように築かれている。極楽山頂部が城内に取り込まれる形、すなわち、極楽寺の寺域と浦添グスクの縄張が重複した状態にある訳だが、この問題をどう考えればよいであろうか。

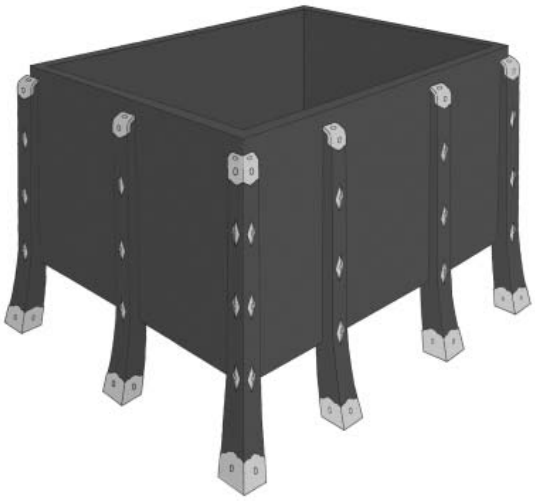

図８　推定復元した漆塗板厨子
（浦添市教育委員会、2005a）

筆者は、北西側丘陵が極楽寺の寺域とされる頃、浦添グスクの縄張りは、未だ南東側の丘陵に限定されていたのではないかと考えている[14]。

近年の発掘調査の結果、現在見られる極楽山頂部を囲む城壁は14世紀後半以降の構築であることが判明している[15]。前述した通り、浦添ようどれは幾度かの改修を経ており、瓦葺礎石立ち建造物・木製厨子が石積み・石厨子に改修された第Ⅱ期浦添ようどれの成立が14世紀後半から15世紀であることを考えると（浦添市教育委員会、2005a）、寺院建築を模したと考えられる第Ⅰ期は、浦添グスクの城壁が極楽山頂部を囲む以前に

写真12　鵜戸神宮、洞内の社殿（宮崎県）

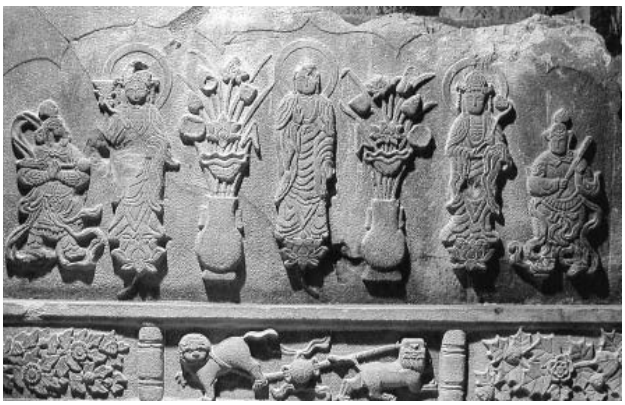

写真13　西室（英祖王陵）の石厨子
（浦添市教育委員会、リーフレット）

成立していた蓋然性が高い。浦添グスクが南東側丘陵に限定され、北西側丘陵が極楽寺寺域であったと考えるならば、極楽寺の創建場所を「浦添城西」とする文献史料とも矛盾しない[16]（図９）。

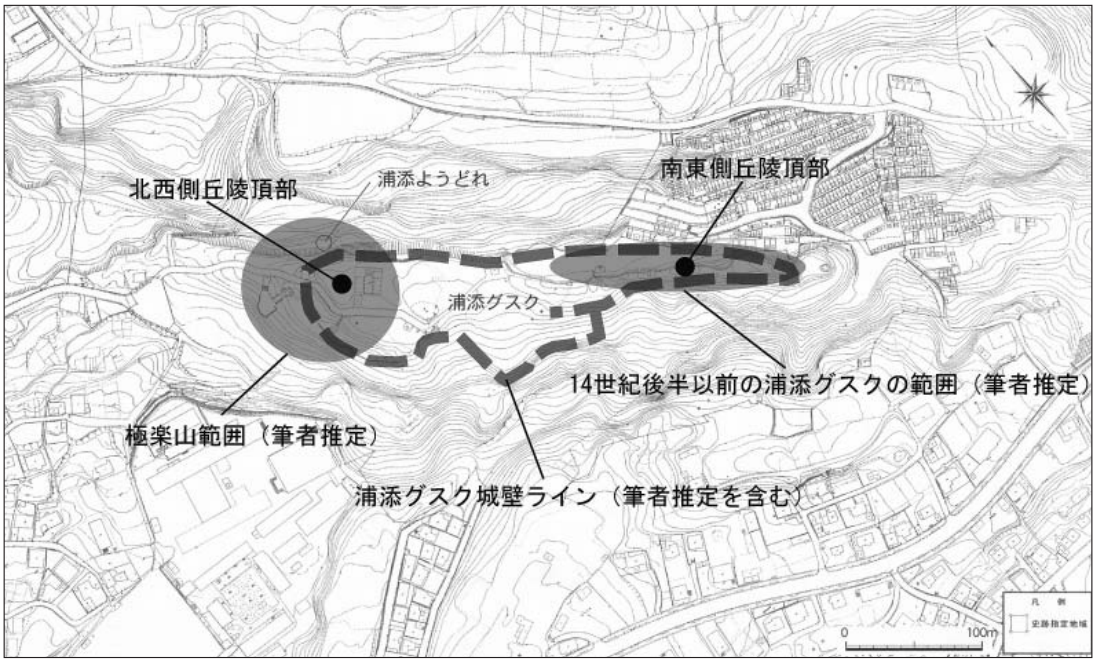

図９　極楽山と浦添グスクの推定範囲
（浦添市教育委員会、2001 に加筆）

---

[1] 西原栄正は、文献の記す極楽寺創建場所の「浦添城西」を沖縄方言で浦添グスクの北（ニシ）と解釈し、その具体的位置を浦添グスク西方の北崖下（浦添ようどれの北側）と推測した（西原、1982）。聞き取り調査（浦添市教育委員会、2000）で伝極楽寺跡とされる場と同一か。一方、安里進は、聞き取り調査による伝極楽寺跡を１度目の遷座を経た極楽寺ととらえ、創建場所に関しては、「浦添ようどれ（極楽山）と極楽寺は、初期には一体化して」いたと想定し、浦添ようどれに極楽寺が創建された可能性を指摘している。（安里、2008）。

[2] 史料における「極楽山」は、浦添ようどれの造営場所を意味する場合と浦添ようどれそのものを指す場合とがあるが、本稿では、便宜上、浦添ようどれの造営された場のことを「極楽山」と呼ぶことにする。

[3] 14世紀後半～ 15世紀中葉の成立（知名、2005）

[4] 考古学的検証による浦添ようどれの造営年代には、13世紀説（安里他、2005）と14世紀後半説（瀬戸、2011）があり、文献の示す造営年代と一致するか否かはさらに検討が必要であるが、仮に一致しないとしても、極楽寺と浦添ようどれ（極楽山）の関係を否定することにはならないであろう。

[5] 二連峰全体が御嶽とする説と、北側だけが御嶽とする説がある（今帰仁グスクを学ぶ会、2010）。

[6] 御嶽の内奥にある神域。

[7] 小島瓔禮は、屋久島の土着信仰である御岳信仰が日本本土の山岳信仰の典型的形態であること、そして、沖縄の「オタケ信仰」（御嶽信仰）が屋久島の御岳信仰と類似していることなどから、オタケは琉球諸島に孤立した信仰ではなく、島伝いに九州及び本土の山岳信仰と繋がるものであることを指摘した（小島、1977）。オタケを、本土から琉球諸島まで続く山岳信仰の一形態であるとしてダイナミックに捉えたのである。

[8] 浦添ようどれ直上の浦添グスク城壁内面に接する地面は、15世紀半ば以降に平坦化されたと考えられている（浦添市教育委員会、2009年）。頂部岩は、この平坦化の際も削られずに残されたと考えられる。

[9] 波上宮・末吉宮以外の六社では、洞が信仰対象となっている。

[10] 鵜戸神宮の創建時期には崇神天皇期（在位、紀元前97 ～紀元前29年）あるいは舒明天皇期（在位、629 ～ 641年）など諸説あり定かでないが（國學院大學日本文化研究所、2002年）、極楽寺が創建された咸淳年間（1265 ～ 1274年）より古い創建であったことは間違いない。

[11] 沖縄県内でも、普天満宮で洞内に建立された社殿を見ることができる。

[12] 第Ⅰ期浦添ようどれと神社の構造の共通性は、第Ⅰ期浦添ようどれの被葬者が、神社の御神体に成り代わって祀られている可能性を示唆している。グスク時代支配者の神格化と併せて考察する必要があろう。

[13] 創建当初の極楽寺は神仏混淆であった可能性もある。
[14] 面積約12,800㎡・城壁総延長約780m（浦添市教育委員会、2009）の大規模グスクが、野面積み主体だったと考えられる13世紀に存在したとは考え難く、当時の浦添グスクは、「コーグスク（古グスク）」（浦添市教育委員会、1985）と呼ばれる丘陵南東側に限定されていたと思われる。
[15] 城壁の根石下層から洪武通寶（1368年初鋳）が出土しているため、城壁の構築はそれ以後となる（浦添市教育委員会、2009）。
[16] ただし、極楽寺創建場所の「浦添城西」は、“浦添グスクの縄張内の西側”と解釈することもできるか。

参考文献

安里進・宮里信勇・木下秋海「浦添ようどれ石厨子と遺骨の調査成果の検討」『浦添ようどれの石厨子と遺骨　―調査の中間報告―』浦添市教育委員会　2005年

安里進「英祖王陵浦添ようどれの造営と改修の年代」『第11回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議　2008年

浦添市教育委員会『浦添城跡発掘調査報告書』1985年

『浦添ようどれ復元基本調査報告書』2000年

『浦添ようどれⅡ　瓦溜り遺構編』2005年ａ

『蘇った琉球国中山王陵　浦添ようどれ』2005年ｂ

『浦添城跡　内郭西地区　西側城壁　―史跡浦添城跡復元整備事業に伴う発掘調査報告書―』2009年

「（リーフレット）琉球国中山王陵　浦添ようどれ」

浦添市史編集委員会（編）『浦添市史　第２巻　資料編1　浦添の文献資料』浦添市役所　1981年

沖縄市立郷土博物館（編）『沖縄市の遺跡　―第２次分布調査報告書―』沖縄市教育委員会　2002年

恩納村博物館『護佐丸展～護佐丸関連のグスク～』2007年

宜野座村教育委員会『漢那ウェーヌアタイ遺跡発掘調査報告書』1990年

具志川市教育委員会『具志川市の文化財　第１集　―埋蔵文化財編―』1991年

國學院大學日本文化研究所（編）『〔縮刷版〕神道事典』弘文堂　2002年

小島瓔禮「オタケ（御岳）からみた山岳信仰」中野幡能編『英彦山と九州の修験道』名著出版　1977年

瀬戸哲也「中世後期の琉球における仏教事情　―考古資料からの検討―」『博多研究会誌』20周年記念特別号　2011年

武部拓磨「城塞的グスクにおける聖域の考察」『よのつぢ 浦添市文化部紀要』第５号　浦添市教育委員会文化部　2009年

「続・城塞的グスクにおける聖域の考察」『よのつぢ 浦添市文化部紀要』第６号 浦添市教育委員会文化部 2010年

「グスク時代における支配者の墓の考察」『よのつぢ 浦添市文化部紀要』第８号 浦添市教育委員会文化部 2012年

知名定寛「浦添ようどれの石厨子と仏像彫刻」『浦添ようどれの石厨子と遺骨　―調査の中間報告―』浦添市教育委員会　2005年

今帰仁グスクを学ぶ会『今帰仁上り（『今帰仁グスク』第４号）』2010年

西原栄正「極楽寺の変遷（龍福寺考）」『うらそえの文化財　第２集』浦添市教育委員会　1982年

文化財建造物保存技術協会『重要文化財　玉陵復原修理工事報告書』玉陵復原修理委員会　1977年（沖縄開発庁　沖縄総合事務局　開発建設部『沖縄県内文化財復元・修理等工事報告書集２』1987年　所収）

ラオスの漆文化と歴史的なラオス漆器の科学分析
－ランサーン王国の漆芸試論－

宮　里　正　子
（浦添市美術館）
本　多　貴　之・宮　腰　哲　雄
（明治大学理学部応用科学科）

Ⅰ　ラオスの漆文化

1　はじめに

ラオス人民民主共和国（Lao People's Democratic Republic）（以下ラオスと称する）は、インドシナ半島北部のメコン川中流域にあり、国土の大部分が山岳・高原地帯である。東側にベトナム社会主義共和国、西側にタイ王国、南側にカンボジアそして北側に中国を配する東南アジアで唯一の内陸国である。1353年から1953年まで、600年にわたりランサーン王国を形成していたラオスでは、現在も仏教寺院やかつての王宮に漆芸の文化遺産は確認できるものの、漆の製作技術やウルシの樹種などが不明である。筆者・宮里も1989年から2011年までの４回にわたる調査で、ラオスでは漆器をナム･キエン（Num Kiang）やナム･ハン（Num Hang）と称していることから、漆芸文化の存在はうかがえるが、1989年の時点では漆芸製作は行われていないとの情報しか得られなかった。本稿は、ラオスの仏像や寺院、旧王宮などに遺る歴史的な漆器の現況や、購入作品の科学分析によるラオスの漆文化についての試論である。

ラオスと周辺の国々

2　ランサーン王国の歴史

ラオスの歴史は、タイ系の民族であるラオ族により1353年に建国された統一国家のランサーン王国に始まる。ラオ族は、中国の南部地域が出自とされ、言語や文字さらに刺青の習俗などから２グループに分類される。ランサーン王国の東ラオ族あるいはラオ・プン・カーウ（腹の白いラオ族）と称されるグループと、チェンマイを中心としたラーンナータイ王国を建国した、ユアン族あるいはラオ・プン・ダム（腹の黒いラオ族）である。東ラオ族はメコン川沿いに東進し、ルアンパバーンやビエンチャンに土候国をつくり、その後統一してランサーン王国を建国した。国名のランサーンはラオ語の「百万頭の象」を意味し、軍事力の中心でもあった象を豊富に所有していたことから、王国の繁栄ぶりがうかがえる。ランサーン王国建国の王ファーグム王は、上座部仏教を請来し統治の理念とし、当初はルアンパバーンを中心に現在のタイ王国北部のチェンマイや東北部のコラート辺りまで支配下においた。16世紀王国は最も繁栄したが、ビルマの侵攻をさけるためアーターティラート王は、1560年にビエンチャンに遷都する。17世紀のスリニャン王の頃に仏教や芸術が最も栄えたとされる。18世紀初頭には、王位継承をめぐり３王国（ルアンパバーン、ビエンチャン、チャンパサック）に分裂し弱

小化したため、隣国のビルマやシャム、ベトナムから国土を蚕食された。後半にはシャム（タイ）は３王国を属国としたり一部を併合した。19世紀には、ベトナムのグエン（阮）朝による侵略や、フランスの植民地政策の拠点として支配を受けるが、1953年王国政府は独立。1975年、王制から人民共和制へ移行した。（参１）現在、国土は24万平方キロメートルで、６割が低地のラオ（Lao）族を含む49の民族、630万人（2008年 IMF（推定値））で構成される。（外務省ＨＰ参照）

３　ラオスの漆芸の文献記録

ラオスの漆芸についての記録を紹介する。

１）三木榮の『暹羅の芸術』（昭和５年）によると「暹羅の北方「ラオス」国にて昔日から盛んに製出される漆器、普通我国にて称する蒟醤塗の沈朱と所謂金間塗箔絵と沈金塗とである。」と記している。三木は1911年（明治44）、東京美術学校漆工科を卒業。漆芸の専門家として暹羅宮内省美術局員に招聘され、およそ40年にわたり暹羅（タイ）の宮殿調度の修理や漆芸教育に携わり、美術学校の校長（現在のシンラパコーン大学）にまでなった。三木は当時のバンコクやチェンマイ、そして隣国ラオスの漆芸情報を把握していた。また、同書には、宋胡録窯や暹羅更紗、石彫建築などについても記されている。（参２）

２）『安南の漆』（昭和17年）は、商工省技師兼工芸指導所技師の谷内治橘が実施した安南漆の報告書である。同書では、ラオスの漆芸に関して「特にラオスには柔軟で極めて珍重なラックの取れる漆の樹がある。ルアンパバーンの二つの旧家がその製法の秘伝を伝えている。もし之を知り得たならば、此の方法は恐らく興味ある新しい作品を提供するに相違ない。」と記されており、同書からその製法を秘伝にするほどの品質の良い漆樹や技術の存在が確認できる。（参３）

３）『－経済技術協力叢書Ⅸ－東南アジアの漆資源』は、昭和35年に実施した東南アジアの漆樹現地調査報告書である。同書には、父祖の時代まで漆工芸があったとの現地の人からの聞き取りや、ビエンチャン北方30キロの所に「漆の村」という意味の B. Nam,Kieng 集落の存在、さらにカンボジアから購入したウルシを用いての寺院修理などを行ったことが記されており、漆芸の存在がうかがえる。そして、漆樹については、メコン河流域以西には Melanorrhoea 種が無限に照葉樹林に混生していること、掻き取ったウルシはラオス内の交通の不便さと需要の無さからタイへ流出しているらしいことが記されている。また、北辺地域花崗岩地帯のモンゴイ郡モンサイ郡には北ベトナム産と同種の Rhus Succedanea の漆樹が野生原始林中に自生しているのを発見したが、村人は漆かぶれを恐れ、あるいは森の神のたたりがあるとして寄り付かず、放置されているとの記述もある。（参４）

４　ラオスの漆文化遺産

現在のラオスで漆芸文化を偲ぶには、寺院や旧王宮の博物館で確認せざるを得ない。1989年、1992年、2009年、2010年の訪問で筆者が実見した、ラオスの漆芸について紹介する。

１）ルアンパバーン

①ルアンパバーン国立博物館　－ Luang Prabang National Museum －（写１）

1909年、シーサンウォン王の宮殿として建立された。1975年に王制は終焉し、1976年から王宮は博物館として一般への公開施設となる。正面入り口の壁やガラス扉の縁は、金箔で飾られている。現在では、表面の金箔の擦れも著しく、箔下の黒漆が目立つが時代を重ねた古色美を醸し出している。内部は、往時の家具や調度品をはじめ外国からの贈答品が展示資料として並ぶ。漆芸資料として「黒漆動物文箔絵冠容器」や「朱漆花文繋経典櫃」、「黒漆花鳥箔絵経典棚」のほか堆起漆などが確認できた。2009年の暮れに訪問した際には、展示室には漆器に関する知識のある職員も何名かおり、漆器は「ナム・キエン」、箔絵を「ティ・カムピュー」、堆起漆を「ティ・カムック」というと誇らしげに教

えてくれた。また、王室の漆職人 Tittanh 氏が1965年に製作した＜堆起漆金彩･ティ･カムック･カンピュー＞技法の僧侶の説法台を確認できた。

②パークウー洞窟　－ Pak Ou －（写２）

パークウー洞窟内のタムティン鍾乳洞は、16世紀頃より多数の仏像が安置される聖地として歴代国王が参詣し僧侶の瞑想の場ともなった。洞窟内には、かつて3万7千体もの仏像が安置されていたとされる。現在でも、およそ５千体の木彫や金箔を施した仏像が安置される。さらに上方のタムブン洞窟は僧侶の修行のための荘厳な洞窟の姿が今も継承されており、“朱漆花文繋箔絵”で飾られた柱が確認できる。しかし、洞窟内はかなりの高湿度のため、加飾の剥落や素地の損傷も激しい状態であった。

③ワット・シェーントン

優雅なルアンパバーン様式で、1560年にセーターティラート王により建立された寺院。屋根や天井、壁面、柱などを朱漆や黒漆の箔絵で飾り荘厳で煌びやかな建造物。1960年、シーサワンウォン王の葬儀で用いられた黄金の霊柩車がおさめられている。

④ワット･マイ･スワンナブーム･アハーム（写３）

「美しい黄金の国の新しい寺院」の意味の寺院で1872年建立。折り重なった屋根はルアンパバーン様式。金箔に覆われた本尊を囲むように箔絵の柱や壁が美しい。廊下の壁には、浮彫箔押しで表された「ラーマヤナ物語」がきらびやかに展開する。天井のシャンデリアが建立時のヨーロッパの雰囲気を醸す。

２）ビエンチャン

①ワット･ホーパケオ　－Wat Ho Phrakeo－

ラーンナー国のチェンマイから、ルアンパバーンに移された「エメラルド仏」を安置するために、16世紀に遷都したビエンチャンに建立された由緒ある寺院。

1779年シャムとの戦いに敗れ同寺院は焼失、エメラルド仏はシャムに移された。1936年に再建され、歴史博物館として活用されている。漆芸品では、木彫に金箔を施した柱の回廊や扉が見事である。また、箔絵花文様の経典櫃は台形で、タイの形態と類似する。「紫檀の木の棚のある城市」を意味する王都ビエンチャンには、かつては100堂以上の寺院があったとされるが現在では約30堂の寺院が確認されるのみである

②ワットシーサケート

1815年、アヌウォン王により建立された。シャムの侵略やフランス植民地時代の損傷も大きい。現在は博物館として活用されている。中には、堆起漆の経典櫃や木彫の像、ブロンズ像など多数展示されている。

５　ラオス漆芸の復興～漆の技術を伝える～

現在のラオスではウルシの採集や漆器製作はほぼ消滅しかかっているといっても過言ではないだろう。そのような状況の下、2009年12月国立博物館の職員の紹介で、ラオス漆器の復興を目指す職人と会う機会を得た。ルアンパバーン市内在住のウンファン氏（OUNHEUANE　SOUKASEUM、34歳）である。同氏は今では消滅しかかっている漆芸を復興させるため、国費留学生としてミャンマーのパガン漆学校で学んだ。帰国後は、ルアンパバーン美術学校で教職に就く傍ら、漆器工房も経営し製作にあたっている。現在はミャンマー産ウルシを使用しているが、かつてウルシ採集をやっていた老人も近隣にいるので、いずれはラオス産ウルシを用いた伝統的なラオス漆器を作ることを目標にしていると、熱く語ってくれた。ラオスの漆芸に対する意識も高く志もあるが、その復興には経済的な基盤や組織としての取り組みを整備していく大きな課題がある。

＊ウンファン氏は自身の漆器製作技法について下記のように述べた。

・黒漆（ナム･キエン）は樹液のみでなにも加えない
・赤色漆（ナム･ハン）は、ディン（赤）ディエン（土）とナムマンニャーン（樹木を燃やして採取する油）を合わせて煮て作る。ディン･ディエーンは村の奥地で採掘される。
・ティ･カムビューは箔絵（無地）で、ポー（型紙）カムビューは型文様の箔絵である。
・カムックは堆起漆。菩提樹の木灰と焼漆を混ぜ成形。菩提樹以外は割れてしまう。
・寺院などの箔絵柱の下地は、石灰＋砂＋牛を煮た汁（ニカワか）＋サトウキビ汁＋バットマクミー（葉）の汁を混ぜて塗る。

6　おわりに

中国から南下したラオ人を中心に、14世紀に建国されたランサン王国を祖とするラオスの歴史は、分断と分裂の歴史を繰り返しながら今日まできた。東南アジアの小国ながら、低地や山岳地帯のタイ系の諸民族やインドネシア系の民族、さらにベトナム系や中国系の人々など、およそ49種族の民族が言語や習俗などが異なる文化に遭遇しながら歴史を積み重ねてきた。ラオスは、まさに民族のるつぼといわれる東南アジアの縮図的な国といえるであろう。このような歴史的背景からラオスの美術をタイの地方版と捉えたり、北タイのチェンマイとの関わりを説く美術史家もいる。(参９・２）しかし、現在のラオスでは漆器の実作者が皆無に近く、文献記録や伝世品も僅少である。したがってその本質を見極めることは困難を要するが、アジアの漆芸研究上の大きな課題でもある。今後は美術史的様式や植物学、化学分析、あるいは出土品の分析などの観点から複合的に検証しラオス漆芸の概念を確立していく必要がある。同時に、地元で漆器製作者を育成し材料である漆樹の植栽、さらに国内外へのラオス漆器の価値を周知させ、ラオス漆芸の再興は今後の大きな目標であろう。

＜参考文献＞

1. 石井米雄/高谷好一/前田成文/土屋健治/池端雪浦監修『東南アジアを知る事典』　平凡社　1994年
2. 三木榮『暹羅の藝術』　黒百合社　昭和５年
3. 谷内治橘『安南の漆』　(財)日本輸出工芸連合会　交通展望社　昭和18年
4. 伊藤清三/松田敏他『－経済技術協力叢書Ⅸ－東南アジアの漆資源』　アジア協会　昭和35年３月
5. 宮里正子「ラオスの漆文化と漆工芸」『次世代機能材料「漆」の高度利用に関する学際的研究』紀要第２号　明治大学バイオ資源化学研究所　2010年４月
6. 宮里正子「ラオスの漆文化と塗りの特徴」『次世代機能材料「漆」の高度利用に関する学際的研究』紀要第３号　明治大学バイオ資源化学研究所　20111年９月
7. 永瀬喜助『漆の本』　研成社　平成２年
8. 宮里正子『東南アジアの漆工芸～タイ・ラオス』　浦添市美術館　1994年
9. フィリップ・ローソン/レスカー・M/永井文/白川厚子訳『東南アジアの美術』　めこん　2004年
10. 宮里正子『アジアの漆工芸～琉球そしてミャンマー・タイ・ヴェトナムの漆器たち～』　那覇市歴史博物館　平成20年
11. 佐々木高明『照葉樹林文化への道～ブータン・雲南から日本へ～』日本放送出版協会　昭和60年６月１日
12. 桜井由躬雄/石澤良昭/桐山昇『地域からの世界史－４東南アジア』　朝日新聞社　1993年
13. 河部利夫『世界の歴史18東南アジア』　河出書房新社　1994年３月25日
14. 『地球の歩き方D23ラオス2008 ～ 2009』㈱ダイヤモンド・ビッグ社　2009年５月28日
15. Patoricia Cheesmann Neanna『COSTUME AND CULTURE』 Studio Naenna Co.Ltd　1990

Ⅱ ラオス産漆の科学分析

1　概要

ラオスの漆文化と漆芸を探るためにラオスに生育するウルシの種類を調べるために樹液を採取し、その成分を調べた。

2　実験

2－1　ラオス産漆液

ラオス産のウルシの種類を調べるためにラオス国立大学森林学部（National University of Laos, Faculty of Forestry）Vice Dean の H. Houngpheth 教授と Khamseng Nanthanong 研究員に協力していただきビエンチャン特別市サイタニー町ディアーンサーン村に生育するウルシから漆液を採取した（2009年３月）。またルアンパバーン美術学校（Luang Prabang Provincial Secondary School of Fine Arts）の教員 Ounheuane Soukaseum 氏に協力していただきルアンパバーン郊外の水田脇に広がる林の中に生育するウルシから樹液を採取した（2010年９月）。

2－2　ラオス産漆膜

ビエンチャン郊外で採取した漆液を76μm フィルムアプリケーターで70x70mm のガラス板に塗布し、25℃、80％ＲＨの恒温恒湿乾燥器中で１週間乾燥し、その後室温で８ヶ月間保管した塗膜を熱分解－ GC/MS 分析に用いた。

2－3　漆の科学分析

赤外線吸収（IR）スペクトルはフーリエ変換赤外分光光度計 FT-IR/4100型を用い、液膜法と KBr 錠剤法で、分解能２cm^{-1}、積算回数16回測定した。核磁気共鳴吸収（NMR）スペクトルは日本電子製 ECA-500型 NMR 装置を用い、漆液３mg を１ml の重クロロホルムに溶解し、メンブランフィルターで不溶物を取り除き、そのうち0.4ml をサンプル管にとり、基準物質 TMS（テトラメチルシラン）を加え、積算回数16回で測定した。熱分解 -GC/MS 分析は、熱分解装置はフロンティアラボ社製 PY－2020iD を用い、熱分解温度は500℃で行った。ガスクロマトグラフはアジレント社製6890N を用い、カラムにはステンレススチール製キャピラリーカラム Ultra Alloy PY- 1（HT/MS）（100％メチルシリコン，０.25mm，30m）を用いた。ガスクロマトグラフの設定温度は40 ～ 320℃で、12℃ / 分の昇温速度で、320℃で10分間保持した。質量分析計はアジレント社製5975を用い、イオン化電圧は70eV で分析した。

3　結果と考察

3－1　ラオスの漆文化

ラオスの漆文化を探るためにラオスに生育するウルシの生育を調べ、その樹液を採取し成分を調べた。ラオス周辺の国々には、それぞれ異なるウルシが生育していて、漆液が採取され、それを使った独自の漆文化がある（図１）。ラオスの西隣りのベトナムではハゼノキ *Rhus（Toxicodendron）succedanea Linn.* が生育していて、その漆液を使って漆絵、螺鈿、卵殻を作った漆器作りが行われている。また東隣りのタイにはブラックツリー *Melanorrhoea（Gluta）usitata Wall.* が生育しているが、漆器作りには隣国ミャンマーで生産された *M.usitata* の漆液を輸入して使っている。南隣りのカンボジアにも独特の漆文化があり、*Melanorrhoea（Gluta）laccifera* ウルシが使われていたと言われているが、長い戦争でその文化も途絶え、詳細は不明である。また、ラオスでも長い戦争がありどの

ような漆文化があったのか、また周辺国とどのような漆の文化交流があったのか、更にラオスではどの漆を使って漆工芸品を作っていたのか不明である。そこでラオス国内に生育しているウルシを調べ、その樹液を採取し、その樹液の性質と成分を調べた。この研究のためにラオス国立大学森林学部の植物の専門家や東南アジアのウルシに詳しいタイ・Kasetsart University, Faculty of Forestry の Dr.Wichan Eiadthong 教授に情報を提供してもらいラオスウルシに関する資料収集を行った。

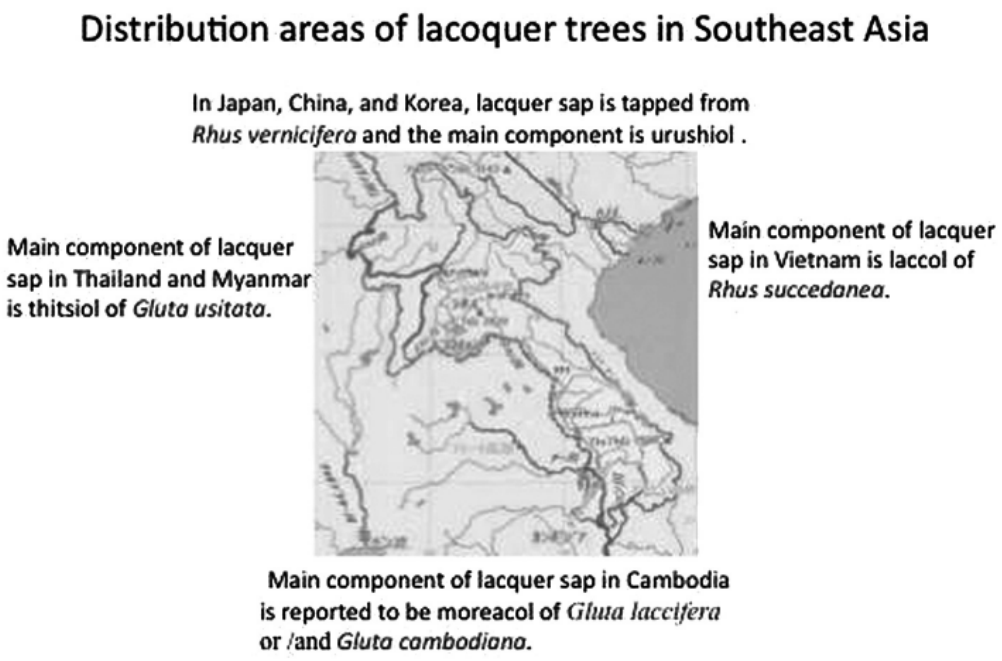

３－２　ラオスのウルシ

ビエンチャン郊外に生育するウルシとルアンパバーン郊外の漆液を採取し、その樹液を分析した。それらの両ウルシ樹は共に大木で、高さは10m 以上有り、幹回りは30 ～ 60cm の大木であった。しかしその葉の形と大きさはかなり異なっていた。前者（写真１）の葉は丸みをおびた８～ 10cm の小葉であったが、後者は細長い15 ～ 18cm の比較的大きな葉っぱであった（写真２）。それらから得られた樹液は共に黒色であったが、前者の漆液は比較的滲出量が多かったが後者は微量であった。

植物学が専門のタイ Kasetsart University の Dr.Wichan Eiadthong 教授に鑑定を依頼したところ、ビエンチャン郊外に生育するウルシは葉っぱ（写真２）や木の様子から *Anacardiaceae* 科 *Holigarna longifolia* と同定された。比較のためにタイやミャンマーに生育するブラックツリー *M. usitata* の葉の写真を掲載した（写真２）。一方、ルアンパバーン郊外に生育するウルシの葉の形状や樹形からウルシ科タイトウウルシ属 *Semecarpus*（セメカルパス）と同定した（写真１）。タイトウウルシは台湾、沖縄から本州の南にも生育し、その樹液に触れるとカブレを起こすことがあり、黒色漆塗料に利用することもあるが品質は良くないと言われている。

３－３　ラオス産漆液の成分分析

ビエンチャン郊外で採取した *Anacardiaceae* 科 *Holigarna longifolia* の樹液中の脂質成分の IR スペクトルは主としてフェノール性化合物を含んでいることが分かった（データの掲載は省略）。またその ^{1}H － NMR スペクトルを測定したところ主要な成分はカテコール環に炭素数17の cis モノエン側鎖を有することが分かった（図２）。しかしタイやミャンマー漆 *M.usitata* に含まれている特徴的な成分であるカテコール環の側鎖末端にフェニル基を有する化合物の存在は認められなかった。また

この漆膜を熱分解－ GC/MS で分析し、その m/z108 マスクロマトグラムでは３－ヘプラタデセニルフェノール（MW 332）が認められた（図３）。一方、ルアンパバーン郊で採取した *Semecarpus* 漆液の IR スペクトルはフェノール性化合物を含んでいて、その NMR スペクトルはカテコール環に炭素数17の cis 不飽和モノエン側鎖を有することが分かった（データの掲載は省略）。しかしタイやミャンマー漆に含まれている特徴的な成分であるカテコール環の側鎖末端にフェニル基を有する化合物の存在は認められなかった（データの掲載は省略）。またこの漆膜を熱分解－ GC/MS で分析し、その m/z108 マスクロマトグラムでは３－ペンタデシルフェノール（MW 304）と３－ヘプタデシルフェノール（MW 332）が認められた（データの掲載は省略）。

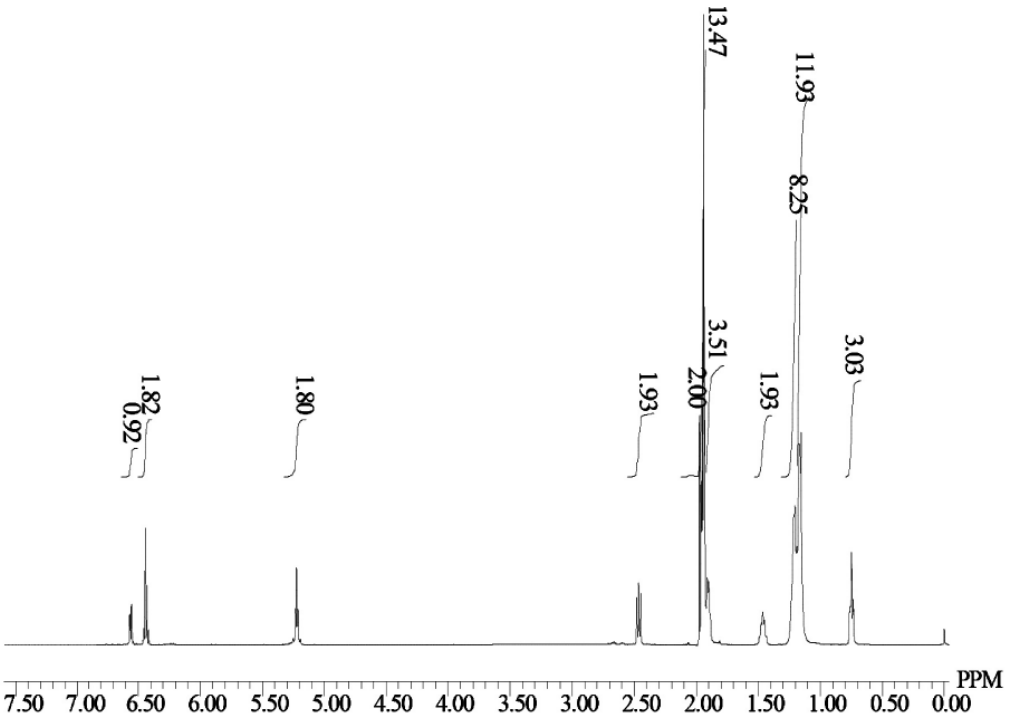

図２　*Holigarna longifolia* の樹液中の脂質成分の ^{1}H － NMR スペクトル

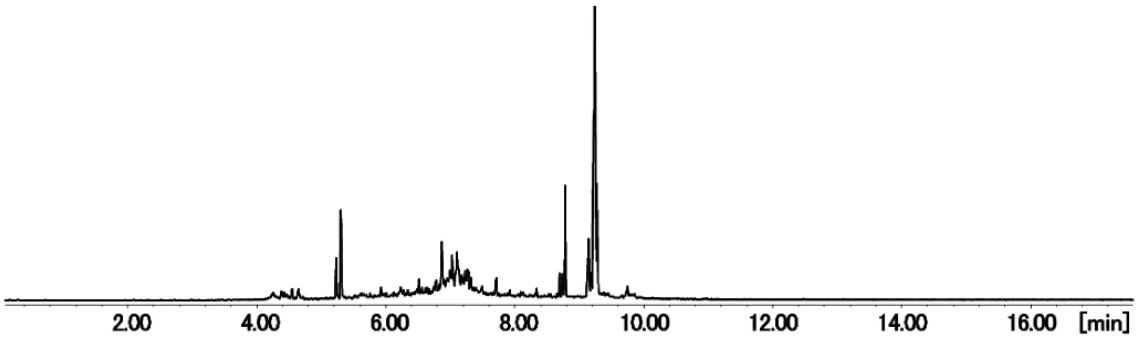

図３　*Holigarna longifolia* の塗膜の熱分解－ GC/MS 分析結果
マスクロマトグラム m/z 108

以上のことからビエンチャン郊外で採取した *Anacardiaceae* 科 *Holigarna longifolia* の漆液にはカテコール環の側鎖に炭素・炭素不飽和二重結合を１つ持つ化合物が主要な脂質成分として含まれていたが、その乾燥性は遅いことから塗料としての性質はよくないと思われる。

以上のようなことからラオスには、タイやミャンマーのウルシ *M.usitata* あるいは *Gluta* 系統のウルシがあるかどうか今後更なる研究が必要だと考えている。

Ⅲ　歴史的なラオス漆器の科学分析

1　概要

ラオス漆器がどのような種類の漆を用いて作られたかを知るために熱分解－GC/MS分析法などの科学分析を用いて歴史的なラオス漆器の剥落片を分析したので報告する。

2　実験分析に用いたラオス漆器

本分析に用いたラオス漆器は、著者の一人である宮里が1992年ラオスで入手した19世紀ころの漆塗りの籠で、内面は赤色の漆が使われ、外側は黒漆で、口渕部分は金で飾りが施された素朴であるが端正で、足の部分に宝貝が付いている珍しいラオス様式の漆器である。この漆器は、現在浦添市美術館所蔵（カタログ番号NO.24）で、分析には漆塗りの籠の内面の赤色剥離部分を用いた（写真８）。

3　結果と考察

ラオス漆器片の熱分解－GC/MS分析の結果を図４に示した。図４のマスクロマトグラムm/z 108には３-heptylphenol (MW 192)、３-pentadecylphenol(MW 304)、３-(10-phenyldecyl)phenol(MW 310)、３-(12-phenyldodecyl)phenol(MW 338)が認められた。これらの成分は*M.usitata*漆膜の熱分解－GC/MS分析で認められる典型的な熱分解生成物で、タイやミャンマーの漆液の主要な成分であるチチオール類であることが分かった。このことからこのラオス漆器に使われた漆液は*M.usitata*であると考えている。

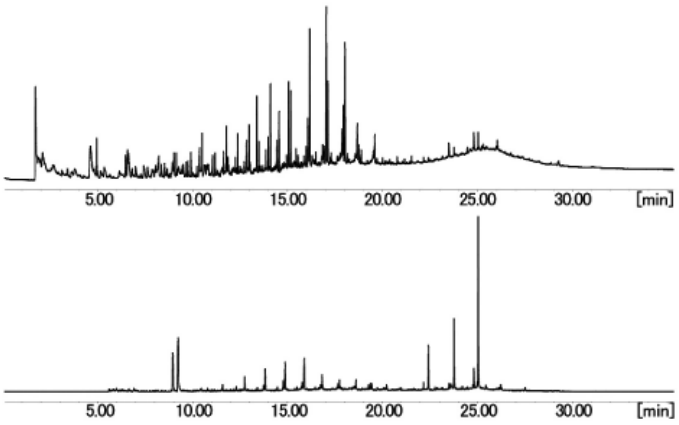

図４　歴史的なラオス漆器（No.24）の剥落片の熱分解－GC/MS分析の結果
TIC（上）、マスクロマトグラフィーm/z=108（下）

ラオス在住の漆芸家Ounheuane Soukaseum氏によると、ラオスではベトナムのようなウルシ*R.succedanea*の樹液を使うことはなく、現在は自国で漆液が生産されていないのでタイ経由でミャンマー産の漆液を購入し、使っているとのことであった。

歴史的に古いラオス漆器を科学分析するとタイやミャンマーのようなウルシ*M.usitata*が確認されたことから、ラオスにも*M.usitata*ウルシあるいは*Gluta*系統のウルシが存在するのか更なる研究が必要である。

Ⅳ　全体のまとめ

本研究は、かつてラオスではどのような漆液が用いて漆器作りが行われていたのかという課題について、歴史的な漆工芸品を科学分析することで漆の種類や産地を考えようと研究した。そこでまずラオス国内に生育する漆液を科学分析して、その成分からに漆の種類について検討した。その結果、ルアンパバーン郊外には*Semecarpus*ウルシが生育し、ビエンチャン郊外には*Anacardiaceae*科

Holigarna longifolia が生育していた。一方、歴史的なラオス漆器を科学分析したところ、その漆器はタイやミャンマーに生育するウルシ *M.usitata* の樹液で出来ていることが分かった。今後は更にラオス国内に生育しているウルシの種類を調べる必要があり、またいろいろな歴史的な漆器を科学分析し漆の種類についてデータを収集する必要があると考えている。以上のような研究を継続することでラオス漆器の製造に使った漆の種類、漆材料の調達先、生産体系及び漆文化を明らかにしたと考えている。

ラオスは長い内戦で漆文化は消滅したがラオスの漆文化を復興しようとルアンパバーン美術学校の教員 Ounheuane Soukaseum 氏は学生を指導し育てながら、歴史的な漆塗りの寺院の保存・修復とラオスの伝統的な漆芸で漆工芸品作りに取り組んでいることを紹介しておく。

謝辞

ラオスのウルシ資料の収集にご協力ご指導いただいたラオス国立大学森林学部の H. Houngpheth 教授と Khamseng Nanthanong 研究員、ルアンパバーン美術学校の教員 Ounheuane Soukaseum 氏、またウルシ資料を同定していただいたタイ Kasetsart 大学 の Dr. Wichan Eiadthong 教授に深謝します。

＜文献＞

1．J. Kumanotani, Urushi (oriental lacquer) − a natural aesthetic durable and future-promising coating. Prog. Org. Coat., 1995, 26,163-195.

2．R. Lu, Y. Kamiya, T. Miyakoshi. Applied analysis of lacquer films based on pyrolysis-GC/MS, Talanta, 2006,70,370–376.

3．R. Lu, Y. Kamiya, T. Miyakoshi. Preparation and characterization of Melanorrhoea usitata lacquer film based on pyrolysis–GC/MS, J. Anal. Appl. Pyrolysis, 2007,78,172–179.

4．R. Lu, X. M. Ma, Y. Kamiya, T. Honda, Y. Kamiya, A. Okamoto, T. Miyakoshi, Identification of Ryukyu lacquerware by pyrolysis–GC/MS, J. Anal. Appl. Pyrolysis, 2007, 80,101–110.

5．T. Honda, R. Lu, N. Kitano, Y. Kamiya, T. Miyakoshi, Applied analysis and identification of ancient lacquer based on pyrolysis-gas chromatography/mass spectrometry. J. Appl. Polym. Sci., 2010,118,897–901.

6．P. Rawson, The art of Southeast Asia, Thames & Hudson Publisher, 1967.

7．Flora Malesiana, Series I, Spermatophyta, Volume 8,Anacardiaceae, (Ding Hou, Leyden), 395-541,Editor：Dr. C. G. G. J. Van Steenis, Published by Sijthoff & Noordhoff International Publishers, Printed in the Netherlands (1974-1978).

浦添市美術館における教育普及活動
－教育普及活動と地域ネットワーク－

又　吉　さやか
（浦添市美術館）

1　はじめに

浦添市美術館は開館当初より我が国初の漆芸専門美術館として、国内外から大いに注目と関心を集めて来た市の公共施設のひとつである。また、当館は近隣に私立図書館やハーモニーセンター、近年ではてだこホールやまじゅんらんどなどの様々な施設が増設されるなどとても充実した環境の中にあると言えるであろう。しかし、昨今大規模な企画展を除いては年間入館者数が低迷し続けており、昨年度の常設展示の入館者数においては１日平均６名という数字に留まる（平成23年度年報より）。常設展は高校生以下を無料とし地域の子ども達が気軽に足を運べるよう配慮しており、企画展の際には無料招待券を市内の小中学校に配布しているが回収率は多くない。

さて、今後そのような問題を少しでも緩和するためには、どのような策があるのか。本稿では主に子ども体験教室の例を取り上げながら、近年当館で開催した教育普及事業や地域連携の実態と今後の事業のあり方を見据えながら述べたい。また、毎年行われている学芸員資格取得のための博物館実習であるが、実習生による子ども向け出前講座をテーマとした企画案についての考察や近隣施設との交流やネットワークによって生まれる対人、対地域とのコミュニケーションの必要性や地域活性化につながる美術館の役割や教育普及事業の提案等を述べたい。

2　子ども体験教室の実態（過去３年分・表１～３）

毎年、夏休み直前になると「子ども体験教室」の申し込みが殺到する。以前は電話受付のみで対応していた先着募集は開館前の時間に申し込みがあったり、回線が混合いクレームがあったり、通常業務にも支障が出ることが多々あった。昨年度からは募集方法を変更し、電話受付を廃止し専用の申し込み用紙を近隣施設に配布・設置するなどの対応で実施している。しかしこの人気ぶりは夏休みという１ヶ月の期間に限るというのが現状である。過去３年間の集計によると平均実施日数は10日、毎年約116名の主に浦添市内の子供が利用している。

これまで当館では教育普及の一環として様々な体験・実習教室を実施してきたが、子ども達の申し込み状況は教室内容や実施時期によってかなりの偏りが見られる（表１～３）。私が子ども教室を企画するに当たり、常に念頭に置くのは「学校では体験できないものづくりの場」である。学校の先生ではない指導者や大学生、また、学年の違う子ども達や他校の子ども達とふれあいの中で新たなコミュニケーションを学び、その環境でものづくりの楽しさを実感してもらいたい。それでは主に小学１～６年生までを対象とした子ども向けワークショップに焦点を当てて、過去３年間の実施事業を紹介する。

表１　平成22年度　教育普及事業（子ども向け）

	教室名	実施日	参加人数	申込人数	講　師	参加料	時　間
1	パラパラＢＯＯＫ	７/22(木)	11名	16名	当館学芸員	300円	午後２～４時
2	美術館探検	７/29(木)	16名	21名	〃	100円	午後２～４時
3	面シーサー（午後）	８/ １(日)	９組19名	16組30名	陶芸サークル（当館所属）	1,100円	午後１～４時
4	パラパラＢＯＯＫ（沢岻学童）	８/ ５(木)	10名	--------	当館学芸員	200円	午後２～４時
5	砂絵を描こう	８/ ６(金)	15名	22名	〃	500円	午後２～４時
6	星座のモービル	８/15(日)	11名	17名	〃	500円	午後１～４時
7	風鈴を作ろう	８/19(木)	11名	30名	〃	500円	午後２～４時
8	等身大自画像	８/20(金)	９名	15名	〃	100円	午後１～４時
9	まっくろネリノ	10/10（日）	10名	13名	〃	500円	午後２～４時
10	まっくろネリノ（クリスマス）	12/19(日)	14名	14名	〃	300円	午後２～４時

※１～８夏休み子ども体験教室・９秋の子ども体験教室・10冬の子ども体験教室

表２　平成23年度　教育普及事業（子ども向け）

	教室名	実施日	参加人数	申込人数	講　師	参加料	時　間
1	デカルコマニーの蝶で壁飾りを作ろう！	７/17(日)	10名	16名	当館学芸員	250円	午後２～４時
2	面シーサー（午前）	７/24(日)	10名	33名	陶芸サークル（当館所属）	600円	午前10～12時
3	面シーサー（午後）	７/24(日)	10名	30名	陶芸サークル（当館所属）	600円	午前10～12時
4	親子藍染め	８/27(土)	９組23名	19組42名	藍染サークル（当館所属）	１組500円	午前10～２時
5	砂絵（午前）	８/17(木)	10名	53名	当館学芸員	300円	午前10～12時
6	砂絵（午後）	８/17(木)	11名	41名	〃	300円	午後２～４時
7	等身大自画像	８/21(土)	10名	11名	〃	100円	午後１～４時
8	かぼちゃのランタンを作ろう！（午前）	10/16(日)	８名	18名	〃	500円	午前10～12時
9	かぼちゃのランタンを作ろう！（午前）	10/16(日)	10名		〃	500円	午後２～４時
10	美術館探検	11/13(日)	６名	６名	〃	100円	午前10～12時
11	ちりめん布で和柄のオーナメントを作ろう！！	12/18(日)	９名	10名	〃	500円	午後２～４時

※１企画展関連事業・２～７夏休み子ども体験教室・８～10秋の子ども体験教室・11冬の子ども体験教室

表３　平成24年度　教育普及事業（子ども向け）

	教室名	実施日	参加人数	申込人数	講　師	参加料	時　間
1	面シーサー	７/21（土）	20名	55名	陶芸サークル（当館所属）	800円	午後１～４時
2	あの顔・この顔・どんな顔？	７/26（木）	７組14名	８組16名	古見輝美（お絵かき教室）	200円	午後１～４時
3	こども紅型（連続講座）	８/ ４（土） ８/12（日）	10名	24名	城間弘子（紅型作家）	1,000円	午後２～４時
4	親子藍染め	８/11（土）	10組22名	21組51名	藍染サークル（当館所属）	1,500円	午前10～２時
5	砂絵（午前）	８/15（水）	11名	60名	当館学芸員	150円	午前10～12時
6	砂絵（午後）	８/15（水）	11名			150円	午後２～４時
7	秘密のビックリおもちゃ	８/23（木）	20名	38名	目島興作（玩具作家）	800円	午後２～４時
8	等身大自画像	８/ ９（木）	20名	----------	当館学芸員 博物館実習生	---------	午後１～４時
9	かぼちゃのお面と美術館探検	10/ ６（土）	10名	14名	当館学芸員	500円	午後２～４時
10	てづくり箸袋でお正月！	12/15（土）	----------	10名	当館学芸員	100円	午後２～４時

※１～７夏休み子ども体験教室・８その他館外教室・９秋の子ども体験教室・10冬の子ども体験教室

３　博物館実習生と子どもたち

当館では毎年学芸員資格取得のために県内外の大学からの博物館実習生の受け入れを行っているが、10日間の実習のカリキュラムには漆芸専門美術館ならではの漆芸講座をはじめ、収蔵漆器の調書作成や教育普及事業の補助・監視業務など様々な体験学習が盛り沢山である。とくに夏休みのこの時期では子供向けの企画展やイベント、子ども体験教室などに参加する観光客や一般客で当館を含めた近隣施設全体が賑わう。そんな時期の博物館実習は元々人手不足な館としては有難いことに、少人数では対応が難しい催事を実習生の手を借りながら実施できることは大きな利点となっている。

特に教育普及事業においては毎週開催される子ども教室の前準備や開催当日の対応などは実習生に協力してもらっている。ここで実習生に習得してもらいたいことは①準備を含め開催当日までの企画立案や当日の行動計画②初心者への指導③対人・対子どもとのコミュニケーションのこの３つである。

平成24年度の博物館実習期間中に実習生が体験したのは「藍染め体験教室」・「砂絵教室」・「等身大自画像教室」である。前頁でも述べたが、彼らが直面する壁は「子どもとのコミュニケーション」だ。毎年と言っていいほど、子どもとの距離感や対話などに困惑した実習生の姿が見られるが、少子化で兄弟姉妹のいない環境がそうさせてしまうのか、子どもたちとのコミュニケーションに対して非積極的である。逆に子どもたちから元気に話しかけられて緊張がほぐれるといったケースも多く、実際に教室終了後に子どもとのコミュニケーションに変化や発見があった実習生からは「子どもに対する苦手意識も無くなり自信になった」などの声を聞くことができるのだ。

さて、そんな彼らが実習最終日に行うのが10日間の実習で学んだ知識や体験を生かしたグループ

ワーク発表である。昨年・今年とグループワークのテーマを「子どもを対象とした漆芸の出前講座」としている。対象・内容・時間など自由な構成で授業をしてもらい、当館職員が生徒として受講し評価するというものだ。今後当館が子どもたちに「漆芸」というものをもっと身近に感じてもらい、「漆」ってこんなものということを知ってもらうための講座を考案し実施するために、実習生の視点からヒントやアイディアを発見できるのではないかという目的がある。これまで、漆を使った子ども向け講座には「漆かぶれ」の問題が一番にあげられてきた。漆独特の臭いや漆液本来の色など子ども達にも実体験から学んでほしい反面、かぶれに関しては個人差もあり本物の漆を扱うこと自体が懸念されてきたことだ。よって、こうした彼らのグループワークでのアイディアや意見は当館にとっても非常に貴重なものであり、実践されるべきだと考える。

実際、今年のグループワークの中からは折り紙やクレヨンなどの低コストの材料で漆芸の加飾技法である沈金・螺鈿・堆錦などを子どもが体験出来る楽しいワークショップの提案があった。細かい修正はあるものの本物の「漆」を使わずに、漆芸という分野をわかりやすい簡単なプログラムにまとめたもので、実習生のアイディアが沢山盛り込まれた完成度の高い発表が聞くことができた。小・中学校を対象とした出前講座や当館のワークショップとしてすぐに使えそうな内容であったのではないかというのが私の評価である。そして、こうした案は企画案として館内会議で持ち上げ、実践に向けて小さな１歩につなげていくことが教育普及担当者の役割であり、実現できるよう努力していきたい。

子供向け出前講座の発表

職員が体験した様々な加飾技法

４　市内施設との地域ネットワーク

本稿の始めにも紹介したように当館の近隣には多くの文化施設が建ち並んでいる。そこで今後、当館と他の施設が連携し地域全体で文化施設を盛り上げて行くための可能性を述べたい。ここ数年の間で実現しているのは表１より平成22年度のパラパラBOOK沢岻学童（当館にて実施）や表３より平成24年度等身大自画像教室（うらそえぐすく児童センターにて実施）、また施設との連携ではないが地域ネットワークとしては美術館サークルを講師に迎えるシーサー教室や藍染め教室などは毎年恒例の教室として定着しつつある。こうした地域施設や市民とのネットワークは地域活性化の重要な基盤になるであろうと考える。

(1) 市内学童・児童センターとの連携

平成24年度夏、うらそえぐすく児童センターから子ども体験教室の講師依頼の話が持ち上がった。センターの館長の話によると児童センターや学童に通う子どもたちにとっては、外部からの講師や普段の日常生活で通い慣れた学校やセンターとは違うイベントは特別感も増し子供たちのモチベーショ

ンも上がるようだ。こちらがセンター職員への指導をし、センター職員が子供たちへということでも良いのだろうが、この教室をきっかけに当館でもこのようなものづくりの場があるのだと子供たちや保護者にもアピールできる良いきっかけになるのではないかと考えるとこの企画は当館にとっても嬉しい話であった。

現在、保育園や小学校が団体で展示会に足を運んでくれることも年に数回見られる。しかし、子供向けの展示や夏休みの時期に限る。年間を通して美術館を利用してもらうためにはどのような方法が効果的なのだろう。まず、数十名の子どもを学童やセンターの先生が引率することは難しいことだろうかということ。もしも可能なことであれば、学童やセンターの職員が子供たちを連れて美術館を訪れ、共に芸術教室を体験することも実現出来ないかと考える。市内に住んでいながらいまだに美術館を訪れたことのない市民は多いと思われる今、その子どもや家族も美術館に行くきっかけが無いだけで、単に子どもは美術館を知らないだけなのではないか。はじめにも話したが、市内の小中学校に配布する招待券であるが、それを学童やセンターがまとまって展示を鑑賞してはどうだろうか。そしてその日程に合わせてこちら側も子供向けの教室を実施する。料金を徴収せずに実施できそうな企画やワークショップを考案し、実践していくべきではないだろうか。また、博物館実習で考案された出前講座のプログラムを試してみることはできないだろうか。学童やセンターの日程と博物館実習の日程を調整し実習のプログラムとして組み込むことは不可能だろうか。など考案すると可能性は幾らでも溢れる。このような地域のネットワークが結束できれば、市町村・都道府県・国などどのような規模でも展開できる事業は広がっていくのではないか。

実習生と一緒に絵を描く様子

完成した等身大自画像

(2) 市立図書館との連携

まず文化施設の中でも一番にネットワークをとるべきではないかと考える施設は市立図書館である。当館で平成22年度に実施した「まっくろネリノ」の体験教室、これは一つの児童図書の読み聞かせから始まるが、道徳・国語の要素が含まれたプログラムから、そこに登場するキャラクターを子どもたちの感性で作ろうという美術教育へつながるものである。

そこで考えるのはこの「まっくろネリノ」を参考とした市立図書館との合同事業である。図書館が考える読み聞かせに適した子どもに良い図書や子どもたちに人気の図書、紙芝居などをベースに芸術教室へつながりそうな作品をピックアップし、その図書を元に美術館の教育普及事業で実施する。あくまでひとつの例ではあるがこのような連携で新しい事業が展開できると双方にとっても良い刺激となり、また子どもたちを対象としたワークショップを実施する側としての反省点や改善点などを発見することもでき情報交換の場が開けるのではと考える。またそれらのプログラムを博物館実習やインターンシプなどで展開することも不可能ではないだろう。

5　芸術の街うらそえし

ここ浦添市は芸術の街であることはどれほどの市民が知っているだろうか。アートに触れる場所は美術館だけではないのである。市内には彫刻やレリーフなどの環境芸術作品があふれており、「うらそえアートマップ」というものも存在する。マップには約50作品が掲載されており、私自身も市民でありながら未だ訪れたことのない場所や見たことのない作品が沢山ある。

このマップには「マップを持って街を散策してみませんか」とあるが、興味があっても実際に単独で散策に出かけることは大人でもなかなか難しいこと。しかし、行動範囲に限りがある子どもたちにとっては市内を散策することは更に難しいことである。そこで、美術館探検のように子ども探検教室をこの「アートマップ」を利用することは出来ないだろうかと考える。例えば、市内全域を散策するために何度かに分けて実施したり、数十名を引率する場合は学校・学童・などの職員やスタッフと協力したり、博物館実習との調整も可能だろう。また、子どもたちに「アートマップ」を作らせるのも面白そうだ。市内の子どもたちが通学路や近くの公園などで見つけた「不思議なもの」「綺麗なもの」「面白いもの」「描きたいもの」などを美術館で収集してマップを作っていく。こどもの目線でしか発見できないもの・こと・様々なストーリーが山ほどありそうで想像するだけでワクワクする。またその地図を見た人がそこへ出かけて本当にこんなものがあるのだろうかと心が動かされると更に面白い。

6　終わりに

今回本稿を執筆させていただくにあたり、「美術館における教育普及活動と地域ネットワーク」というテーマを掲げたが、本来の私自身の大きなテーマは改めて「コミュニケーション」がいかに重要であるかということであった。ひとりの人間は家庭・学校・社会生活どこへ行っても人と人とのつながりの中で生活しなければならない。一つの会社・企業も同じである。美術館というひとつの文化施設では実現できなかったことを他の施設・機関と手をとりながらどんどん新しい事業や企画を生み出していく施設であってほしいと願う、とともにどのようなカタチでもその一員として携わることが出来たら幸いである。しかし「新しい事業」「新しい企画」とは何だろうか？そこを掘り下げて発案していくこと。それが担当者の大きな役割ではないだろうかと考える。

本稿では教育普及事業の報告を兼ねて、私的な意見や発想・企画を自由に書かせていただいたが、少しでも「面白そうだ」と感じていただけただろうか。私にとって教育普及事業のやりがいとは、良くも悪くも子どもたちの素直な反応にある。私は子どもたちにとって苦手意識のある美術やアート、工作といった分野は得意・不得意で決めつけられているように感じてきた。だから、地域の子どもたちが遊び場として学び舎のひとつとして美術館を選択肢の中に入れてほしい。私はそんな「きっかけをづくり」をすることが美術館の役割であってほしいと願う。

（参考文献）

・南里悦史 / 上野景三 / 井上豊久 / 緒方泉編著　2010「子どもの生活体験学習をデザインする」
・桑原広治著　2007「教育の場で、なぜ、コミュニケーションがうまくいかないのか　ー教育コミュニケーション入門ー」
・永山智子編　2003「ずこうのじかん　美術の時間」

・染川香澄 / 吹田恭子著　1996「ハンズオンは楽しい　ー見て、さわって、遊べるこどもの美術館ー」
・正平辰男 / 永田誠 / 相戸晴子著　2010「子どもの育ちと生活体験の輝き　ーこれまでの通学合宿これからの通学合宿ー」
・上野行一監修　2001「まなざしの共有　ーアメリア・アナレスの鑑賞教育に学ぶー」
・ワークショップ知財研究会編　2007「こどものためのワークショップ　〜その知財は誰のもの？」

【史料ノート】

幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究 Ⅱ
－『島津斉彬文書』に見る「評定所文書」関係記事－

栗　野　慎一郎
（浦添市立図書館）

1　首里王府文書の「落穂拾い」という課題

近世期の琉球王国の実像を後世に伝える重要史料群として、評定所文書(1)、尚家文書(2)、歴代宝案(3)、家譜資料(4) 等がある。

このうち、「尚家文書」は尚家の家(いえ)文書（家に伝わる私的な文書）としての性格が強く(5)、「歴代宝案」は外交文書集である。「家譜資料」は琉球士族の系図及び職歴と功績に関する記事を「家」単位でまとめたものであり、公的な側面もあるが「家」の記録（家文書）としての性格を同時に有している。琉球王国の行政組織は多岐に分かれており、各部署で文書記録が作成されていたが、行政組織の中枢機関である王府評定所で作成・保管されていた文書類の総称がいわゆる「評定所文書」である(6)。

この意味で「評定所文書」とはたんに「近世琉球王府時代の歴史を解明する為の一級の文献資料」(7)であるというにとどまらず、首里王府の行政記録の集大成であり、王府の組織と構造を動態的かつストレートに表現しうる最大の史料群であると言ってよい(8)。

ただし、原史料からの残存率ということで言えば、「評定所文書」は上記の史料群中でも極度に欠損率の高い史料群(9) であり、原史料群の全体像(10) が見えにくい史料群でもある。

さいわいなことに、内務省時代に作成され「評定所文書」の原史料群と同じ倉庫内で保管されていたと目される「旧琉球藩評定所書類目録」という目録の謄写本(11) が現存しており、原史料群のおおよその骨格だけはこの目録の写本によって知ることができる(12)。

1840年アヘン戦争勃発を画期とする、その後の半世紀に及ぶ東アジア動乱の時期を呼称する時期区分は未定だが、日本史研究で通常「幕末維新期」と称されるこの時期を琉球側からとらえたおおまかな時期区分として、「外国船来航期」「明治維新期」「琉球処分期」の三区分を提示したことがある(13)。「近世末期」「近代初期」として把握できるこれら三期のうち、琉球からの情報が日本側で「海外情報」として重要視されるのが「外国船来航期」である。「評定所文書」の現存史料もほとんどこの時期に集中している。

しかし、残念ながら、この時期の原「評定所文書」の残存率も決して高いものではない。道光20（天保11=1840）年から咸豊４（安政１=1854）年までの15年間の残存率を上記の「目録」によって単純計算すると約31％、咸豊８（安政５=1858）年までの19年間で約34％という結果が得られる(14)。

そこで、『琉球王国評定所文書』刊行時から今後の課題として指摘されてきたことだが、消失した史料の２次的な探索と集積が必要になる。

浦添市の琉球王国評定所文書刊行事業の残欠を補うことを目的として進められるこの「落穂拾い」にも似た地道な作業の課題は、およそ以下の３つに分けられるはずである。

1、関東大震災時の焼失以前に原「評定所文書」から直接筆写され引用された他文献中の記事をたとえ部分的なものであっても丹念に追跡し集積すること。
2、「尚家文書」やその他の史料群中に存在する原「評定所文書」からの移動及び副本ないし重複文書を調査すること。
3、明治政府の極秘文献扱いだったにせよ、原「評定所文書」を直接読むことのできた少数の研究者や関係者がかつて存在した。彼らの記録類を読み情報を収集すること。

2の課題について言えば、「尚家文書」の目録（註2参照）と「旧琉球藩評定所書類目録」の突き合わせの作業と分析が当面の課題となる。また、「尚家文書」「評定所文書」以外で「琉球処分」時に首里城外に持ち出された第三の史料群とも言うべき史料群の存在が近年明らかにされつつある(15)。これらの史料群と「評定所文書」との関係の分析も一つの課題になるだろう(16)。

3の課題については、明治40年に東恩納寬惇が筆写したノートの存在がつとに知られているが(17)、内容は道光21（天保12=1841）年が最後であり、「幕末維新期」「外国船来航期」に関して現「評定所文書」の欠を補う史料群であると見なすことはできない。

また、現在は那覇市が所蔵する「横内家文書」中に存在する原「評定所文書」からの借用に関する一紙文書の問題もある。当時の沖縄県政の参考に処するために「元評定所ノ書類」の借用を内務大臣に依頼する森沖縄大書記官の書簡（案文）が存在したのである(18)。しかも、その史料内容によれば、今後の借用の問題だけではなく、この書簡が書かれた明治19年5月の時点で既に計55冊の原「評定所文書」資料を現在借用中であるという。事実確認が必要だが、このような借用事例を含め首里王府文書の「その後」をめぐる謎の解明が待たれる。これらの問題の追及と解明もまた重要である。

1の課題については、前稿で『大日本維新史料』『維新史料綱要』の琉球関係記事に注目して、各史料中に見られる「評定所文書」からの引用と抜書の存在の探索を試みた(19)。

前稿では刊本としての『大日本維新史料』について、全記事中の原「評定所文書」からの引用史料を表4として一覧化した。しかし、東京大学史料編纂所のホームページで公開されている史料原本である「大日本維新史料稿本」については、その意義について触れたものの、全データ中に膨大に存在する原「評定所文書」からの転載史料については、十分に視覚化することができなかった。

前回も書いたが、これらの「落穂」を集積し整理することで優に『琉球王国評定所文書』「拾遺篇」を編集することが可能になるだろう。

今回も「大日本維新史料稿本」の史料としての重要性に変わりはなく、参照資料として大いに活用したが、今回は『大日本維新史料』と同じく公刊史料として早い時期から広く利用されている『島津斉彬文書』に注目した。『島津斉彬文書』にも数多くの琉球関係記事が見られるが、その中でも「評定所文書」関係記事、特に原「評定所文書」からの転載記事を探索したいと考えた。

2　『島津斉彬文書』に見る「評定所文書」転載記事について

『島津斉彬文書』は島津斉彬文書刊行会によって1959年・1964年・1969年に上巻・中巻・下巻1の三巻が刊行されている。内容は明治43（1910）年に島津家臨時編輯所が発行した『照国公文書』の前半の史料をベースに「参考」資料として関係文書400余通を収録していること(20)が最大の特徴である。「参考」資料として掲載された史料に「評定所文書」からの転載が多く見られることが魅力であり、掲載史料を検討することで原「評定所文書」についての情報取得がある程度まで期待できる史料でもある。ただし「典拠史料が明らかにされていない」(21)ため、資料収集課程についての謎の多い史料だと言える。「評定所文書」からの転載史料についても、明治期に内務省で保管されていた「評定所文

書」原本（「内務省文書」）を直接閲覧・筆写して成立した史料なのか、関東大震災時に焼け残り昭和16（1941）年までに4215冊に達していた[22]「大日本維新史料稿本」[23]からの筆写によるものなのか、にわかに判断をつけがたい。

ともあれ『島津斉彬文書』全３巻中の「評定所文書」関係記事を抽出し、表５を作成した[24]。

『島津斉彬文書』各記事の内容と『琉球王国評定所文書』の史料本文を比較検討した上で該当すると思われる『琉球王国評定所文書』の文書番号と巻数頁数を各欄に記載した。ただし現「評定所文書」に目録のみ収録されている史料については、各号「目録」の目録番号をカギ括弧と数字で示した。つまり原「評定所文書」「目録」見出し文（綱文）の内容からの比定であるにすぎない。たとえば【1・2】は『琉球王国評定所文書』第５巻の321頁に記載がある「評定所文書」1447号の目録番号「149」「150」（原文と刊本では「百四十九」「百五十」）の綱文の記述内容と比較して推定したということである。

ただし、このような推定による誤った判断を減らすため「大日本維新史料稿本」の画像データとの突き合わせ作業を行った。「稿本」各史料の扉の頁には「琉球評定所書類」「琉球評定所記録」「案書」「内務省所蔵」等の記載のほか、多くの場合「一四四七」「一四五五」等目録番号と判断される数字が付されている。「稿本」画像データの本文と表紙の「目録番号」の情報から上記した比定の「正しさ」を確認した（数字には消し線も多かったがほぼ透視できた）。

その結果として、表５の記事154件のうち【7〜9】【11〜14】の７件[25]を除く137件については、「稿本」の画像データとの照合を果たすことができた。表５の「稿本」欄の数字は前稿の表１「『維新史料綱要』に見る琉球記事・琉球史料一覧」表の通し番号である。たとえば【4】の「稿本」欄の「171」という数字は、前稿の表１【171】の嘉永４年３月29日の記事に該当する「稿本」史料（『維新史料綱要』第１巻303頁に記載された綱文に該当する「稿本」史料原稿）を表現している。

例外は「稿本」欄の数字「223」に小アスタリスクを添付した【112】で、この記事だけは同一文書を「侯爵尚裕異国日記所載」史料でしか確認できなかった。

逆に、欄外にアスタリスクを付した【20】では『維新史料綱要』に記載のない「評定所文書」からの転載史料を「稿本」史料中に発見した[26]。

なお、「年月日」欄は基本的に刊本の目次と本文見出しの表記に準じたが、実際の文書内容と大きく相違がある箇所については、文書本文に記載のある年月日を欄内に記し、刊本の目次と本文見出しの記載を、アスタリスクを付した注記として欄外に示した。

表５.『島津斉彬文書』に見る評定所関係文書一覧

No.	巻名	頁	文書標題	番号	年月日	『評定所文書』	同書巻頁	稿本
93　12月２日　伊達宗城への書翰								
1	中巻	106-110	奥武親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考６	嘉永４年１月３日	1447号「149」	⑤321	161
2	中巻	110-111	奥武親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考７	嘉永４年１月６日	1447号「150」	⑤321	161
94　12月８日　伊達宗城への書翰								
3	中巻	115-116	島津久徳より浦添朝熹等への書翰	参考１	嘉永３年12月12日	1442号「45」	⑤282	166
107　４月７日　伊達宗城への書翰								
4	中巻	175-177	垣花親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考１	嘉永４年９月３日	1455号「94」他	⑤391	171
108　４月７日　島津久宝への書翰								
5	中巻	191-192	垣花親方等より国吉親方等への問合書翰	参考３	嘉永４年８月３日	1455号「29」	⑤387	166
6	中巻	193-194	垣花親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考４	嘉永４年８月21日	1455号「5」「6」	⑤385	166
112　９月11日　琉球へ土佐人漂着の件幕府への届書								
7	中巻	208-209	親（新）嘉喜里親雲上等届書	参考１	嘉永４年１月３日	1472号ヵ	⑥541	
8	中巻	209-210	喜屋武親雲上等より鎖之側への問合書翰	参考２	嘉永４年１月９日	1472号ヵ	⑥541	

9	中巻	210–211	喜屋武親雲上等より鎖之側への問合書翰	参考３	嘉永４年１月16日	1472号ヵ	⑥541	
10	中巻	250–253	浦添朝熹等より谷村孫右衛門等への書翰	参考６	嘉永４年２月22日	1458号「4」	⑤445	165
11	中巻	253	吉元筑親雲上等より大和横目への通達書	参考７	嘉永４年２月29日	1472号ヵ	⑥541	
12	中巻	253–254	喜屋武親雲上等より泊地頭への通達書	参考８	嘉永４年５月２日	1472号ヵ	⑥541	
13	中巻	254–255	小禄親雲上より里主物城への問合書翰	参考９	嘉永４年５月５日	1472号ヵ	⑥541	
14	中巻	255	堀与左衛門より仲宗根親雲上への通達書	参考10	嘉永４年７月12日	1472号ヵ	⑥541	
15	中巻	255–261	国吉親方等より新納真助等への書翰	参考11	嘉永４年７月12日	1458号「149」	⑤445	165
16	中巻	262–263	垣花親方等より国吉親方等への書翰	参考13	嘉永４年８月21日	1455号「20」他	⑤387	165
17	中巻	263–264	垣花親方等より浦添朝熹等への書翰	参考14	嘉永４年８月21日	1455号「20」他	⑤387	165
18	中巻	264–265	垣花親方等より国吉親方等への問合書翰	参考15	嘉永４年８月21日	1455号「20」他	⑤387	165
19	中巻	265–266	垣花親方より国吉親方等への問合書翰	参考16	嘉永４年９月８日	1455号「20」他	⑤387	165
114　９月18日　内藤忠明への書翰								
20	中巻	301	垣花親方より国吉親方等への問合書翰	参考５	嘉永５年１月11日	1455号「20」他	⑤387	179
115　９月29日　徳川斉昭への書翰								
21	中巻	307–308	池城親方等より新納真助等への書翰	参考１	嘉永５年４月16日	1471号「94」	⑥40	187
22	中巻	308–311	奥武親方より浦添朝熹等への問合書翰	参考２	嘉永４年８月21日	1455号「30」	⑤387	178
23	中巻	311–312	奥武親方等より国吉親方等への書翰	参考３	嘉永４年８月21日	1455号「11」	⑤386	174
24	中巻	312–314	ベッテルハイムより中山府総理官への書翰	参考４	嘉永４年６月２日	1473号130番	⑥150–152	174
25	中巻	314–316	尚大謨中山府総理官等よりベテルハイムへの書翰	参考５	嘉永４年６月４日	1473号131番	⑥152	174
26	中巻	316	垣花親方より国吉親方等への問合書翰	参考６	嘉永４年９月29日	1455号「130」	⑤387	178
27	中巻	316–317	垣花親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考７	嘉永４年12月28日	1455号「141」	⑤393	180
124　正月晦日　常平倉考								
28	下巻一	25	勝連親方より大里朝教等への問合書翰	参考３	嘉永５年８月23日	1486号「88」	⑥233	181
125　２月29日　伊達宗城への書翰								
29	下巻一	122–126	垣花親方等より浦添朝熹等への書翰	参考１	嘉永５年２月15日	1455号「170」	⑤394	187
30	下巻一	126–127	垣花親方等より浦添朝熹等への問合書翰	参考２	嘉永５年２月15日	1455号「171」	⑤394	187
31	下巻一	127–130	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考３	嘉永５年４月16日	1471号「62」	⑥38–39	187
32	下巻一	131–132	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考４	嘉永５年４月16日	1471号「63」	⑥38–39	187
33	下巻一	133–134	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考５	嘉永５年４月16日	1471号「61」	⑥38	187
34	下巻一	134–137	山田為正より浦添朝熹への書翰	参考６	嘉永５年２月15日	1523号「138」他	⑩17	187
35	下巻一	137–138	大里朝教より山田為正への書翰	参考７	嘉永５年４月15日	1524号「19」他ヵ	⑩134–135	187
36	下巻一	138–141	浦添朝熹より山田為正への書翰	参考８	嘉永５年４月16日	1524号196番	⑩167–169	187
126　２月29日　伊達宗城への書翰								
37	下巻一	158–166	琉球王庁評定所書類	参考７	嘉永４年２月８日・４月16日 嘉永５年１月14日・４月９日 嘉永６年４月15日 *1	1447号「15」、1455号「15」他、1469号、1524号「91」・217番	⑤314・387・565・566・569、 ⑩137・231	193
127　３月25日　那覇琉球へ英艦渡来の件幕府への届書								
38	下巻一	173–185	琉球王庁評定所書類	参考２	嘉永３年８月20・28・29日 *2	1442号「96」、1453号、1473号97・98・100番	⑤283・584、 ⑥119–120・122	153
39	下巻一	185–197	琉球王庁評定所書類	参考３	嘉永３年３月13・16日、５月22日、６月６日 *3	1441号「266」、1449号「139」、1452号	⑤273・378・584	153
132　６月28日　大島琉球等へ外国船漂来等の件幕府への届書								
40	下巻一	243–247	座喜味親方等より新納真助等への書翰	参考１	嘉永５年２月19日	1471号「13」	⑥34	186
41	下巻一	247–248	島津久宝等より座喜味親方等への書翰	参考２	嘉永６年１月15日	1523号12番	⑩20	186
42	下巻一	248–249	大里朝教等より島津久宝等への書翰	参考３	嘉永６年５月12日	1524号258番	⑩251	186
133　６月28日　八重山島琉球へ清国人上陸の件幕府への届書								

43	下巻一	251–257	東恩納筑登之親雲上等より鎖之側への届書	参考１	嘉永５年３月４日	1498号167番	⑥427–430	188
44	下巻一	257–258	東恩納筑登之親雲上等より鎖之側への問合書翰	参考２	嘉永５年３月４日	1498号168番	⑥430	188
45	下巻一	258–259	東恩納筑登之親雲上等より鎖之側への伺書	参考３	嘉永５年３月４日	1498号169番	⑥430	188
46	下巻一	259–266	東恩納筑登之親雲上等より鎖之側への届書	参考４	嘉永５年３月27日	1498号170番	⑥431–434	190
47	下巻一	266–269	座喜味親方等より伊野波里之子親雲上への達書	参考５	嘉永５年３月27日	1480号	⑥542	190
48	下巻一	269–270	小禄親雲上等より八重山島在番への指図書	参考６	嘉永５年３月	1498号143番	⑥412–413	188
49	下巻一	270	伊野波里之子親雲上等より読谷山里之子親雲上への問合書翰	参考７	嘉永５年４月６日	1480号	⑥542	190
50	下巻一	271–276	読谷山里之子親雲上より鎖之側への届書	参考８	嘉永５年４月12日	1480号、1498号171番	⑥434–437	192
51	下巻一	276–280	伊野波里之子親雲上等より小禄親雲上への問合書翰	参考９	嘉永５年４月17日	1480号、1498号176番	⑥444–445	192
52	下巻一	280–283	琉球王庁評定所書類	参考10	嘉永５年４月15日・17日	1480号	⑥542	188
53	下巻一	283–288	小禄親雲上等より伊野波里之子親雲上等への書翰	参考11	嘉永５年４月29日	1480号	⑥542	192
54	下巻一	288–305	金武親方等より新納真助等への書翰	参考12	嘉永５年５月14日	1471号「117」他ヵ	⑥42	192
55	下巻一	305–307	金武親方等より垣花親方等への問合書翰	参考13	嘉永５年５月14日	1471号「117」他ヵ	⑥42	192
56	下巻一	307–311	大里朝教等より島津久宝等への書翰	参考14	嘉永５年５月14日	1471号「117」他ヵ	⑥42	192
57	下巻一	311–315	琉球王庁評定所書類	参考15	嘉永５年５月19日・20日	1480号	⑥542	192
58	下巻一	315–324	伊野波里之子親雲上等より小禄親雲上等への問合書翰	参考16	嘉永５年５月23日	1480号、1498号・190番 191番・196番・193番 194番・195番	⑥451–456	192
59	下巻一	324–325	金武親方等より垣花親方等への問合書翰	参考17	嘉永５年６月９日	1471号「171」他ヵ	⑥42	192
60	下巻一	325–330	金武親方等より新納真助等への書翰	参考18	嘉永５年６月12日	1471号「171」他ヵ	⑥42	192
61	下巻一	330–331	伊野波里之子親雲上より嘉手納親方等への問合書翰	参考19	嘉永５年６月19日	1498号207番	⑥461–462	192
62	下巻一	331–336	三司官より在番奉行への相談書	参考20	嘉永５年８月27・29日	1469号、1498号67・68番	⑤574、⑥378–380	192
63	下巻一	336–340	金武親方等より新納真助等への書翰	参考21	嘉永５年９月３日	1471号「202」	⑥46	192
64	下巻一	340–341	金武親方等より勝連親方への問合書翰	参考22	嘉永５年９月３日	1471号「203」	⑥46	192
65	下巻一	341–344	久手堅親雲上等より伊野波里之子親雲上への書翰	参考23	嘉永５年９月７日	1498号155番	⑥420–422	192
66	下巻一	344–347	大里朝教等より松島親方等への書翰	参考24	嘉永５年９月15日	1498号150–1番	⑥416–418	192
67	下巻一	347–350	野元一郎等より久手堅親雲上への問合書翰	参考25	嘉永５年９月19日	1498号80・81番	⑥387–388	192
68	下巻一	350	松島親方等より表方取次への書翰	参考26	嘉永５年10月３日	1498号87番	⑥390–391	192
69	下巻一	350–351	琉球王庁評定所書類	参考27	嘉永５年10月９日	1480号	⑥542	192
70	下巻一	351	島津久宝城代衆家老等より大里朝教等への書翰	参考28	嘉永６年１月15日	1523号11番	⑩19–20	196
71	下巻一	352	伊野波里之子親雲上等より久手堅親雲上等への問合書翰	参考29	嘉永６年１月21日	1480号	⑥542	192
72	下巻一	352–353	松島親方等より久手堅親雲上等への問合書翰	参考30	嘉永６年１月21日	1498号234番	⑥483–484	192
73	下巻一	353–358	読谷山里之子親雲上より鎖之側への届書	参考31	嘉永６年１月晦日	1498号221番	⑥471–473	192
74	下巻一	358–365	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考32	嘉永６年３月12日	1487号「10」他	⑥264	192
146　４月４日　島津久宝への書翰								
75	下巻一	451–457	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考	嘉永６年５月25日	1487号「3」他	⑥263	216
154　５月29日　末川久平への書翰								
76	下巻一	480–481	新納真助等より大里朝教等への問合書翰	参考	嘉永６年３月27日	1486号「179」	⑥236	218
156　６月朔日　米艦隊那覇琉球碇泊の件幕府への届書								
77	下巻一	487–488	川平親雲上より高嶺親方等への問合書翰	参考３	嘉永６年４月19日	1494号	⑥545	205
78	下巻一	488	高嶺親方等より川平親雲上への問合書翰	参考４	嘉永６年４月19日	1494号	⑥545	205
79	下巻一	488–489	琉球王庁評定所書類	参考５	嘉永６年４月20日	1494号	⑥545	205
80	下巻一	489–492	摂政並三司官よりの内申書	参考６	嘉永６年４月22日	1505号３番	⑦450–452	205
81	下巻一	492–494	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考７	嘉永６年４月23日	1487号３番	⑥277–279	207
82	下巻一	494	宜野湾親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考８	嘉永６年４月24日	1494号	⑥545	205

83	下巻一	494–496	松堂親雲上より宜野湾親雲上への問合書翰	参考９	嘉永６年４月24日	1502号７番	⑦111–112	205
84	下巻一	496–500	摂政並三司官よりの内申書	参考10	嘉永６年４月25日	1505号４番	⑦452–453	207
85	下巻一	500–502	大里朝教よりの内申書	参考11	嘉永６年４月25日	1505号５番	⑦454	205
86	下巻一	502–506	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考12	嘉永６年４月25日	1487号４番	⑥279–281	205
87	下巻一	506–509	摂政並三司官よりの内申書	参考13	嘉永６年４月28日	1505号６・７番	⑦455–457	208
88	下巻一	509–512	摂政並三司官よりの内申書	参考14	嘉永６年５月12日	1505号８番	⑦457–458	209
89	下巻一	512–518	摂政並三司官よりの内申書	参考15	嘉永６年５月12日	1505号９番	⑦458–461	210
90	下巻一	518–523	摂政並三司官よりの内申書	参考16	嘉永６年５月12日	1505号10番	⑦462–464	210
91	下巻一	523–525	摂政並三司官より米国使節への書翰案	参考17	嘉永６年５月	1474号	⑥541	210
92	下巻一	525	摂政並三司官よりの内申書	参考18	嘉永６年５月12日	1505号11番	⑦464	210
93	下巻一	525–526	勝連親方より佐久真親方等への書翰	参考19	嘉永６年５月20日	1486号20番	⑥252–253	205
94	下巻一	526–534	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考20	嘉永６年５月29日	1487号26番	⑥316–320	210
158　６月17日　那覇琉球碇泊米艦隊動静の件幕府への届書								
95	下巻一	538–540	宜野湾親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考１	嘉永６年５月18日	1496号		213
96	下巻一	540–544	佐久真親方等より勝連親方への書翰	参考２	嘉永６年５月22日	1524号220番	⑩233–234	214
97	下巻一	544–546	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考３	嘉永６年５月22日	1487号５番	⑥281–282	205
98	下巻一	547–548	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考４	嘉永６年５月23日	1487号６番	⑥282–283	205
99	下巻一	548–549	宜野湾親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考５	嘉永６年５月24日	1496号		215
100	下巻一	549–552	宜野湾親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考６	嘉永６年５月24日	1496号		215
101	下巻一	552–556	摂政並三司官よりの内申書	参考７	嘉永６年５月24日	1505号12番	⑦464–466	215
102	下巻一	556–562	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考８	嘉永６年５月25日	1487号13番	⑥290–293	215
103	下巻一	562–564	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考９	嘉永６年５月26日	1487号７番	⑥283–284	217
104	下巻一	564–565	島津久宝等より大里朝教等への書翰	参考10	嘉永６年９月15日	1523号25–1番	⑩29–30	215
161　７月９日　英米船等琉球諸島へ渡来の件幕府への届書								
105	下巻一	569–573	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考１	嘉永６年３月14日	1487号12番	⑥287–290	201
106	下巻一	573–574	川平親雲上より宜野湾親雲上への書翰	参考２	嘉永６年６月９日	1501号		220
107	下巻一	574–575	川平親雲上より宜野湾親雲上への問合書翰	参考３	嘉永６年６月９日	1496号		220
108	下巻一	575–577	川平親雲上より宜野湾親雲上への問合書翰	参考４	嘉永６年６月９日	1496号		220
109	下巻一	577–582	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考５	嘉永６年６月12日	1487号15番	⑥294–297	220
110	下巻一	582–583	島津久宝等より大里朝教等への書翰	参考６	嘉永６年８月15日	1523号22番	⑩28	201
111	下巻一	583–584	島津久宝等より大里朝教等への書翰	参考７	嘉永６年８月15日	1523号23番	⑩28–29	220
162　７月９日　米艦隊那覇琉球帰来の件幕府への届書								
112	下巻一	585	伊舎堂親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考１	嘉永６年６月20日	1501号33番	⑦19	223*
113	下巻一	585–588	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考２	嘉永６年６月20日	1501号35・36・37番	⑦19–20	223
114	下巻一	588	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考３	嘉永６年６月22日	1501号43番	⑦24–25	223
115	下巻一	588–590	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考４	嘉永６年６月23日	1487号16番	⑥297–298	223
116	下巻一	590	国頭里之子親雲上より伊舎堂親雲上への問合書翰	参考５	嘉永６年６月24日	1497号、1502号211番	⑦187	223
117	下巻一	591–593	琉球王庁評定所書類	参考６	嘉永６年６月30日	1505号14番	⑦467–469	223
169　７月28日　那覇琉球碇泊米艦隊応接の件幕府への届書								
118	下巻一	613–617	久手堅親雲上より川平親雲上への書翰	参考１	嘉永６年６月21日	1501号40番	⑦21–23	224
119	下巻一	617–618	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考２	嘉永６年６月21日	1501号41番	⑦23–24	224
120	下巻一	618–619	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考３	嘉永６年６月22日	1501号47・48番	⑦26–27	224
121	下巻一	619–622	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考４	嘉永６年６月23日	1501号67番	⑦37–39	225
122	下巻一	622	宜野湾親雲上より川平親雲上への書翰	参考５	嘉永６年６月24日	1501号70番	⑦40–41	225
123	下巻一	622–625	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考６	嘉永６年６月24日	1501号71番	⑦41–42	225

124	下巻一	625-626	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考７	嘉永６年７月４日	1487号19番	⑥299-300	226
125	下巻一	626-627	国頭里之子親雲上より伊舎堂親雲上への問合書翰	参考８	嘉永６年７月６日	1501号120番	⑦68	228
126	下巻一	627-628	国頭里之子親雲上より伊舎堂親雲上等への問合書翰	参考９	嘉永６年７月７日	1497号、1502号256番	⑦204	228
127	下巻一	628	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考10	嘉永６年７月８日	1501号122番	⑦69	228
128	下巻一	628-630	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考11	嘉永６年７月９日	1487号22番	⑥303	228
129	下巻一	630-632	琉球王庁評定所書類	参考12	嘉永６年７月10日	1505号17番	⑦479-480	228
170　７月28日　英船宮古島琉球へ漂著（着）の件幕府への届書								
130	下巻一	633-638	山内親雲上より鎖之側への書翰	参考１	嘉永６年６月26日	1499号	⑥546	221
131	下巻一	638-640	遭難英船乗組清人より琉球国中山府への書翰	参考２	嘉永６年６月25日	1499号	⑥546	221
132	下巻一	640-641	山内親雲上より鎖之側への問合書翰	参考３	嘉永６年６月26日	1499号	⑥546	221
133	下巻一	641-642	久手堅親雲上よりの問合書翰	参考４	嘉永６年７月６日	1496号、1499号	⑥546	221 234
134	下巻一	642-643	川平親雲上より久手堅親雲上への問合書翰	参考５	嘉永６年７月６日	1496号、1499号	⑥546	221 234
135	下巻一	643-644	伊舎堂親雲上より宜野湾親雲上への問合書翰	参考６	嘉永６年７月８日	1496号		221
136	下巻一	644-645	久手堅親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考７	嘉永６年７月8日	1496号		221
137	下巻一	645-646	琉球国中山府総理官尚宏勲より伯徳令への書翰	参考８	嘉永６年７月９日	1496号		221
138	下巻一	647-649	大里朝教等より新納真助等への問合書翰	参考９	嘉永６年７月９日	1487号「175」他	⑥275	221
139	下巻一	650-654	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考10	嘉永６年７月15日	1487号「175」他	⑥275	221
140	下巻一	654-656	久手堅親雲上等より宮古島役人への書翰	参考11	嘉永６年７月16日	1496号、1499号	⑥546	221
141	下巻一	656-657	島津久宝等より大里朝教等への書翰	参考12	嘉永６年９月15日	1523号24番	⑩29	221
173　８月20日　那覇琉球碇泊米艦隊動静の件幕府への届書								
142	下巻一	680	伊舎堂親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考１	嘉永６年７月13日	1501号138番	⑦75-76	230
143	下巻一	680	新垣里之子親雲上よりの届書	参考２	嘉永６年７月13日	1501号139番	⑦76	230
144	下巻一	680-681	伊舎堂親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考３	嘉永６年７月16日	1501号150番	⑦83	230
145	下巻一	681	西銘里之子親雲上よりの届書	参考４	嘉永６年７月16日	1501号151番	⑦83	230
146	下巻一	681-682	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考５	嘉永６年７月17日	1487号23番	⑥303-304	230
147	下巻一	682	富盛親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考６	嘉永６年７月19日	1501号161番	⑦88	230
148	下巻一	682-683	大里朝教等より新納真助等への書翰	参考７	嘉永６年７月20日	1487号24番	⑥304	230
149	下巻一	683-704	佐久真親方等より新納真助等への書翰	参考８	嘉永６年７月29日	1487号25番	⑥304-316	232
189　11月28日　那覇琉球碇泊米艦隊動静の件幕府への届書								
150	下巻一	760-761	伊舎堂親雲上より宜野湾親雲上への問合書翰	参考１	嘉永６年８月28日	1502号397番、1497号	⑦258	230
151	下巻一	761-763	伊舎堂親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考２	嘉永６年８月29日	1502号405番、1497号	⑦260-261	230
152	下巻一	763	伊舎堂親雲上より川平親雲上への問合書翰	参考３	嘉永６年８月29日	1502号406番、1497号	⑦261	230
153	下巻一	763-764	宜野湾親雲上より伊舎堂親雲上への書翰	参考４	嘉永６年８月29日	1502号407番、1497号	⑦261-262	230
154	下巻一	764-766	琉球王庁評定所書類泊詰日記	参考５	嘉永６年８月晦日	1502号408番、1497号	⑦262-263	230

＊1　日付の記載なし
＊2　嘉永３年８・９月
＊3　嘉永３年３・６月

＊尚家

上掲表５の項目ごとに、『島津斉彬文書』のオリジナルな文書番号、日付、各項目の見出しを横断的に挿入したが、より詳しい内容分類を以下に提示しておきたい。

・斉興茶器拝領【1・2】
・斉興隠居【3・6】
・日光東照宮修復【4】
・異国一件宛先【5】

・土佐人漂着一件【7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20】
・木綿実・苗木一件【21】
・異国一件、英国総督渡来計画【22】
・異国一件、薩摩役人衆大島渡海【22・26】
・伯徳令（ベッテルハイム）関係【23・24・25・39】
・斉彬鹿児島西海岸巡見【27】
・平常倉【28】
・鳥目拝領、抜荷取締【29・30・31・32・34・35・36】
・唐端布類持登一件【33】
・新旧在番奉行交替【37】
・嘉永三年英国船渡来【38】
・具志頭間切外国船来着【40・41・42】
・ロバート・バウン号事件【43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74】
・国中島々疫癘流行、飢饉【75】
・箱根山地震【76】
・ペリー艦隊来航【77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・112・113・114・115・116・117・118・119・120・121・122・123・124・125・126・127・128・129・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154】
・久米島・那覇へ異国船来着【105・106・107・108・109・110・111】
・宮古島へ英船漂着【129・130・131・132・133・134・135・136・137・138・139・140・141】

史料の主題や内容によってばらつきがあるが、表５にまとめた『島津斉彬文書』中の原「評定所文書」からの転載史料には、現「評定所文書」[27]の欠落を補うに足る内容の記事が数多く含まれている。

たとえば、ペリー艦隊の最初の琉球来航の日付は、嘉永６（咸豊３）年４月19日だが、艦隊の那覇到着をリアルタイムで語る当日の記録は現「評定所文書」に残されていない。現行「評定所文書」のペリー艦隊に関する最初の記事は、1502号「亜米利加国船来着亜人天久寺江止宿ニ付泊ニ而之日記」冒頭の４月23日の記事である（第７巻109頁）。到着後４日目のこの記事では、艦隊員らは既に泊学校所に止宿しており、琉球での生活が常態化し始めるところからしかこの記録を読むことができない。一方、『島津斉彬文書』は４月19日の記事２件と４月20日の記事１件を含み、ここではペリー艦隊那覇到着時のよりリアルな記述を読むことができる[28]。

また、ジョン万次郎関係の重要史料は『琉球王国評定所文書』で目録情報しか読むことができず、『島津斉彬文書』掲載史料の情報は貴重である[29]。

また、比較的史料が豊富に残るロバート・バウン号事件関係でも、現「評定所文書」では目録のみが残る史料を『島津斉彬文書』や「稿本」史料で本文に当たることができる[30]。

表５の『評定所文書』欄に記した文書番号のうち「号」「番」を表記できた記事は154件中の80件に過ぎない。この80件のみが現「評定所文書」で本文を確認できた史料であり、残りの74件の記事はすべて、現「評定所文書」では目録の項目（綱文）のみの確認か、「表紙のみ」史料としての確認かのいずれかである。つまり74件の記事はすべて『琉球王国評定所文書』「拾遺集」として編集の対象になりうるということである。

3　おわりに

以上で、『島津斉彬文書』に原「評定所文書」を探索する短い史料の旅は終わった。

本稿は「史料学的研究」と銘打っているものの、実際は若干のデータの整備を行ったに過ぎない。前稿と合わせて、本稿のデータを活用・参照していただければさいわいである。

最後に、本稿の掲載を許可していただいた浦添市教育委員会文化部の皆様、「尚家資料」を閲覧させていただいた琉球大学附属図書館の皆様、「横内家文書」紙焼き写本資料を提供していただいた那覇市歴史博物館の皆様に感謝いたします。

註

(1) 浦添市教育委員会が『琉球王国評定所文書』(『総索引』含め全20冊、1988 ～ 2003年) として刊行。

(2)「尚家資料」として原本を那覇市歴史博物館が所蔵。文書・記録類1166点。マイクロフィルム及び紙焼き製本版を琉球大学附属図書館が所蔵。目録として『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ・Ⅱ』(2003年・那覇市)『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて 尚家資料 / 目録・解説』(2006年・沖縄タイムス社) がある。

(3) 沖縄県教育委員会が1992年から現在までに諸写本を校合した『校訂本』12冊、『訳注本』６冊を刊行。

(4) 那覇市が『那覇市史資料篇 第１巻５～８ 家譜資料 (1) ～ (4)』(４冊、1976 ～ 1983年) を刊行。

(5)「尚家文書」の史料群としての性格分析は今後の課題だが、明治12年３月１日付の「琉球藩処分法案」第14条に、「藩」に属するものと「家」に属するものを分けて申告させ、「藩」に属するものは「県」が引き継ぎ、墳墓その他「家」に属するものは尚家に与えるという基本方針が示されている (松田道行『琉球処分』所収)。実際には大部分の藩政文書 (「評定所文書」) が明治政府に接収され東京へ持ち去られた訳だが、「家」に属すると見なされた多数の図書を含む「百般の器具物品」が明治12年３月29日に首里城内から中城御殿や按司親方の屋敷等に運搬されている (喜舎場朝賢『琉球見聞録』p118)。また、真栄平房昭は、昭和９年に中城御殿旧蔵の「尚家文書」の調査を行った森谷秀亮 (維新史料編纂会) の報告に注目し、「琉球王国の滅亡が間近に迫った明治期、重要書類の押収・消滅を恐れた人々は、尚家文書の一部を秘かに城外に持ち出した」「夜闇に紛れて首里城の石垣を乗り越えた男たち」について語っている (真栄平2008)。上記の「喜舎場証言」と「森谷証言」を突き合わせて検討する必要があるだろう。

(6)「評定所文書」の歴史的性格を解説した文章に、梅木1978、高良1989等がある。

(7) 浦添市教育委員会教育長西原正次「発刊のことば」(『琉球王国評定所文書』第１巻)

(8)「評定所文書」の全体像を俯瞰した論考は思いのほか少ない。上記の梅木1978、高良1989以外では、上原1971, 梅木1990、真栄平1990等がある。

(9)『琉球王国評定所文書』刊行時の試算では約７％という数字がある。上記高良論文 (高良1989) 134頁。

(10) 原「評定所文書」という言葉で前稿 (栗野2008) ではこれを表現した。前稿では、原「評定所文書」、現「評定所文書」、「内務省文書」、「首里王府文書」等の言葉を使用し、その相関関係を以下のように (首里王府文書⊃原「評定所文書」≠「内務省文書」⊃現「評定所文書」) 示した。本稿では、この用語法をある程度踏襲したが、必ずしもこの相関関係式にとらわれず、やや漠然とした用語として使用している。

(11) 東京大学史料編纂所所蔵。「内務省総務局文書課蔵本」「明治36年８月謄写」の後書がある。1989年に浦添市教育委員会が『旧琉球藩評定所書類目録』として活字版を印刷発行した。

(12) 目録によれば2000冊以上の行政資料が評定所 (その後は内務省) で保管されていたことになる。

(13) 栗野2002。

(14) 表紙のみの残存史料は除外して考えた。本文が残る史料でも目録のみが残存する史料も多く、丁数で言えば実際にはこの数字よりも相当程度低い残存率と思われる。咸豊４年は神奈川条約と琉米条約締結の年、咸豊８年は下田条約と島津斉彬死去の年であることから、「外国船来航期」終期の基準点として設定してみた。

(15) 田名2003、輝2004他。田名真之は「この王府の文書は、琉球処分によって分割され、旧来の様相を失った。分割保管したのは、①明治政府②尚家③沖縄県庁④沖縄県立図書館である。まず①は、首里城を接収した明治政府が押収した資料群で、内務省が「旧琉球藩評定所書類」として保管し、1295(ママ)件（1952件カ）分の同「目録」を作成している。②は首里城を明け渡した藩王尚泰が世子邸の中城御殿に移った際、ともに移された資料である。尚家の「御蔵本目録」（明治43年）に見える3499件6078冊の資料と考えられる。③は、首里城旧蔵の資料のうち旧沖縄県庁に収納された分である。2400余冊の検地帳、裁判記録、評定所僉議などがある。知事の事務引継書などで、その概要を知ることができる。④は旧沖縄県立図書館に収納された分である。明治政府が押収資料を返還したと見られる約200冊余の諸士系譜、また県庁からの移管分と目される資料である。同図書館の「郷土資料目録」（昭和4年他）により確認される」と述べている（田名2003)。また、輝広志は丸岡莞爾知事時代（明治21～25年）に編纂された史料集「琉球史料」の研究という観点から出発して詳細な史料学的研究を行い、「琉球処分時に評定所の史料の一部分が沖縄県によって引き継がれた事実が存在し、「旧慣書類」のなかにも含まれる可能性がある」という、一つの結論を得ている（輝2004)。

(16) これらの史料群間の史料の移動と変遷については、「琉球処分」時の記録などを詳細に検討する必要がある。また、本文で「第三の史料群」と記した史料群（田名2003の見解のように沖縄県庁と沖縄県立図書館を分ける場合は「第三・第四の史料群」）以外にも、首里士族の各「家」で分散保存された「首里王府史料」が存在したという事実がある。先に註５で触れた「喜舎場証言」にも「中城殿及按司親方等の大家に運搬し」と記述されている（喜舎場朝賢『琉球見聞録』同頁)。ハワイ大学「宝玲文庫」や京都大学「琉球資料」の出自も「按司親方等の大家」由来の「第四」「第五」の史料群が散逸したものと推測される。

(17) このノートの記事データは比較的早い時期に翻刻されている。小野他1987。

(18)『横内家文書県政関係資料目録』「①県治一般」「松田処分官が接収した元評定所帳簿書類借用依頼」目録番号４、マイクロ№22。那覇市歴史博物館から提供を受けたマイクロフィルムからの紙焼き資料に基づき、以下に翻刻文をあげておきたい。「舊琉球藩ニ於テ施行シタル政度／目今縣治上ノ参照ニ致度事件時々／有之候處旧藩時政度ノ細目ヲ詳記シタル元／評定所ノ帳簿書類ハ皆置縣ノ際松田處分／官携帯帰京御省ノ備付ニ相成候ニ付／昨十八年右書類ノ内本朝寶永年間ニ係ル／旧藩政度ノ雑録七冊清国康熙年間ニ係ル／モノ二十八冊同乾隆年間ニ係ルモノ六冊同嘉慶／年間ニ係ルモノ四冊同雍正年間ニ係ルモノ／二冊同道光咸豊同治年間ニ係ルモノ各一冊／都合五十五冊拝借シ夫々取調中ニ有之候／處這回公爵島津忠義家譜去ル丁丑ノ乱／書庫兵熱燹ニ罹リ藏本過半焼亡セシヲ以テ／目下編修中ニ付本縣元評定所ノ書類借用／致度旨別紙ノ通該家令ヨリ願出候故／松田處分官携帯セシ帳簿書類ハ本縣／政治上ノ参考ニ相成ルヘキハ勿論島津氏／家譜編修ニモ亦応用ノ事件多々可有之／ニ付該家ニモ貸渡シ度候条悉皆本縣へ／御貸下ケ相成候様ニ致度此段候也／明治十九年五月　　日　森沖縄大書記官」。以上は、那覇市歴史博物館から提供された紙焼き資料に付された翻刻文を参照しつつ筆者が翻刻したものに、2012年12月８日に沖縄大学で開催された近世史フォーラムで輝広志氏が発表された翻刻文を参照して校正を加えたものである。

(19) 栗野2008。

(20)（21）四本1981、9p。

(22)『東京大学史料編纂所史史料集』790-791p による。

(23) 東京大学史料編纂所のＨＰによれば、現在4217冊の「稿本」原本が特別資料庫に配架されている。

(24) 通常は表１とすべきところだが、前稿で作成した表１・表４に言及する上、表１のデータにも関係する内容なので連続番号の「表５」と表記した。

(25)【7 ～ 9】【11 ～ 14】の７件については､「大日本維新史料稿本」の画像データで本文を確認することができなかった。７件のうち【8・9】の２文書については「尚家資料」492号「土佐人漂着日記」に同内容の文書が存在することを確認した。ただし、若干の漢字と多数の仮名遣いについて表記上の相違が存在すること、【9】の「別紙」に相当する「尚家資料」492号の文書の方には頭書として「本文御鎖之側小禄親雲上別御用ニ付御在番所致参上居候砌附役衆を以被御渡候也」の一文が見られることなどから、同史料からではなく別の史料からの転載と判断した。確証はないが、史料の性格から考え、『旧琉球藩評定所書類目録』に記載のある1472号「廻文」という史料からの転載ではないかと推測した。

(26)『維新史料綱要』第１巻327頁の綱文に「琉球評定所記録」等の史料名はあげられていない。一方『稿本』データの史料画像には「鹿児島琉球館在番親方届 / 三司官」「琉球評定所記録所載」の記載が史料表紙にある。

(27)「琉球評定所記録」（東京大学法学部法制史資料室所蔵）「琉球評定所書類」（国立公文書館所蔵）他４件（東京大学史料編纂所所蔵）の写本と刊本『琉球王国評定所文書』（浦添市教育委員会発行）を指す。

(28)「大日本維新史料稿本」では４月19日当日のさらにリアルな動きを具体的に見ることができる。前稿「表１」の「206」の記事によれば、19日は前々からの予定どおり、ベッテルハイム（伯徳令）を若狭町公館に招いて宴会をしていた（琉球側は総理官、布政官、久米村大夫、板良敷里之子親雲上が出席)。その宴会の最中に「外国船三艘」が「那覇港北表」に入ったとの報告がもたらされる。これが現在読むことのできるペリー艦隊那覇入港についての最初の記述である。また、いくつかの史料によって、遡ること10日前の４月９日の時点で板良敷が「米仏両国船江戸訪問」の風説情報をベッテルハイムから入手している事実を確認できる（「206」「217」)。これらの転載記事の元史料は順に1493・1494号であり、現在は「表紙のみ」史料しか伝わっていない咸豊３年の英人関係史料「英人逗留ニ付那覇ニ而之日記」４冊がペリー艦隊到着時の史料としていかに重要かを物語るものと言える。

(29) 仲地1998参照。ただ、仲地論文におけるジョン万次郎の琉球滞在記録に関する記述については、現在公開され容易に読むことが可能になった先記「尚家資料」492号「土佐人漂着日記」や「大日本維新史料稿本」の史料によって更新されなければならないだろう。

(30) このうち【74】の記事について、稿本史料「192」に同一文書を発見したが、表紙の記載が「一五八七」「案書」となっていた。1587号は別文書であり、「稿本」編纂者の誤記とみなし、「1487号」に改めた。

＊参考文献

上原兼善「沖縄の記録－「旧琉球藩評定所書類」を中心に－」『新編古文書入門』、高橋碵一編、1971年、河出書房新社

梅木哲人「「旧琉球藩評定所書類目録」について」『文献史料による近世沖縄の社会・文化的研究』、1978年、琉球大学・短期大学部

同「評定所の機構と評定所文書」『琉球王国評定所文書』第４巻、1990年、浦添市教育委員会

小野まさ子・里井洋一・豊見山和行・真栄平房昭「「内務省文書」とその紹介」『史料編集室紀要』12号､1987年

喜舎場朝賢『琉球見聞録』、1879年→1977年、至言社

栗野慎一郎「「維新」「変革」情報について（１)」『浦添市立図書館紀要』14号、2003年、浦添市立図書館

同「幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究－『大日本維新史料』『維新史料綱要』に見る琉球関係記事－」『よのつぢ』４号、2008年、浦添市教育委員会文化部

高良倉吉「評定所文書をめぐる状況」『旧琉球藩評定所書類目録』、1989年、浦添市教育委員会発行

田名真之「琉球王国と尚家」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ古文書編』、2003年、那覇市

輝広志「「琉球史料」の史料学的研究（１）」『琉球列島における社会的、文化的ネットワークの形成と変容に関する総合的研究』（研究代表者安江考司）、2004年
仲地哲夫「ジョン万次郎と豊見城」『豊見城村史』第９巻、1998年
真栄平房昭「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」『九州文化史研究所紀要』第35号、1990年、九州大学九州文化史研究施設
同「尚家文書を調査した先駆者の足跡について」『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』、2008年
松田道行編『琉球処分 上中下』1879年→1980年（琉球所属問題関係資料６・７巻）、本邦書籍刊
四本健光「解題」『鹿児島県史料 斉彬公史料』第１巻、1981年、鹿児島県維新史料編さん所編

＊

鹿児島市島津斉彬刊行会『島津斉彬文書』上巻・中巻・下巻１、1959年・1964年・1969年。
浦添市教育委員会『琉球王国評定所文書』第１～18巻、補遺別巻、総索引、1988～2003年。
琉球王国評定所文書編集委員会編『旧琉球藩評定所書類目録』、1989年。

屋嘉比朝寄の墓調査報告
－浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果から－

安斎　英介・鈴木　悠・上原　千明・玉那覇　有登
（浦添市教育委員会文化課）

〈要旨〉

屋嘉比朝寄は、18世紀に生きた琉球古典音楽の大家で、琉球三味線音楽の楽譜の元となる『屋嘉比工工四』を編纂した人物である。屋嘉比は、これらの功績から後世の琉球古典音楽継承の礎を築いたとの評価から「琉球古典音楽中興の祖」と呼ばれる。しかし、屋嘉比朝寄を始祖とする屋嘉比家は、戦災による家譜が現存せず、後に記された文書の中で音楽・芸能に関する功績を記したものがあるものの、屋嘉比朝寄個人やその家族については、ほとんど分かっていないのが現状である。

本稿は、浦添市前田の大規模開発事業に伴う緊急発掘調査で確認された屋嘉比家の墓調査とその後の追加調査の成果について報告を行うものである。調査の主な成果は、屋嘉比朝寄やその家族の厨子甕と銘書を確認できたことである。これらの成果は、これまで不明であった朝寄個人やその家族に関する貴重な歴史資料であるとともに、前田・経塚近世墓群という遺跡の評価にも関わる貴重なものである。

A Report on the Investigations of the Tomb of YakabiChoki
－ From the Results of the Investigations of Modern Tombs in Urasoe City, Maeda Kyouzuka －

ANZAI Eisuke, SUZUKI Yu, UEHARA Chiaki, TAMANAHA Yuuto
(Cultural Affairs Section, Urasoe City Board of Education)

ABSTRACT

YakabiChoki, a leading figure in classical Ryukyuan music, lived in the 18th century and is the individual who compiled the “YakabiKunkunshi” which is the basis for the musical scores for the Ryukyu sanshin. For such accomplishments, he is credited with laying the basis for classical Ryukyuanmusic to be passed down to posterity and is called the father of the revival of classical Ryukyuan music. The genealogy, however, for the Yakabi family for which YakabiChoki is the progenitor does not exist due to the ravages of war and though later recorded documents refer to his accomplishments in the fields of music and the performing arts, little is actually known about YakabiChoki himself and his family.

This paper is to report the results confirmed by the survey of the Yakabi family tomb in an exigent excavation work conducted in conjunction with a major development project of Urasoe City, Maeda and from an additional subsequent survey.The major results of these investigations were the authentication of the burial urnsof YakabiChoki and his family and the inscriptions. The results are not only valuable historical materials regarding YakabiChoki himself and his family, which have up to now been obscure, but valuable information that affects the assessment of the ruins known as the Modern Tombs of Maeda-Kyouzuka.

屋嘉比朝寄とその家族について

鈴木　悠
（浦添市教育委員会文化課）

〈要旨〉
屋嘉比朝寄は、今日においては琉球古典音楽の大家として広く知られている。また、その業績から「琉球古典音楽中興の祖」とも評価されている。しかし、このような評価の一方で戦災によって屋嘉比家の家譜が失われたこともあって屋嘉比朝寄個人とその家族については、ほとんど明らかにされてこなかった。本論は、屋嘉比家の墓調査とその後の追加調査の成果をもとに、屋嘉比朝寄とその家族の歴史の再構築を試みるものである。具体的には厨子甕に記された銘書、家譜資料および関連する文献史料の分析が中心となる。
この分析をもとに屋嘉比朝寄を従来の「音楽家」像に加えて近世琉球という時代を生きた一人の士族男性として描き出した。本論によって明らかになったことは次の２点である。屋嘉比朝寄の家族の存在が明らかになったこと、屋嘉比朝寄が晩年に名乗りを「朝儀」に改めていることである。

YakabiChoki and His Family

SUZUKI Yu
(Cultural Affairs Section, Urasoe City Board of Education)

ABSTRACT
YakabiChoki is widely known today as the leading figure in classical Ryukyuan music.For his achievements, he is alsocalled the father of the revival of classical Ryukyuanmusic. In spite of this recognition, little was known of YakabiChoki himself and hisfamily because the genealogy of the Yakabifamily was lost due to the ravages of war.This paper is an effort to reconstruct the history of YakabiChoki and his family based on the survey of the Yakabi family tomb and a subsequent supplemental investigation.The analysis of the inscriptionson the burial urns and the genealogical information and other related historical documents will be central to this effort.
In addition to the former image of YakabiChoki as a musician, a picture of YakabiChoki as a male member of the samurai rank who lived through the modern Ryukyu era emerged from this analysis. The following two points became clear from this paper, namely the existence of YakabiChoki's family was established and that late in life YakabiChoki changed his name to Chogi.

浦添市の文化財行政について（５）
－浦添の文化財保護行政のあゆみ－

下地　安広
（浦添市教育委員会文化部）

〈要旨〉
私は『よのつぢ』でサブタイトルを変えて過去４回の報告を行った。今回は浦添市の文化財行政の激動の時代を記録に残す視点で、サブタイトルを「浦添の文化財保護行政のあゆみ」として1945年以降の年毎の主な出来事を概述する。
1972年の日本復帰以降、文化財保護行政は市町村教育委員会でも所管が位置づけられ社会教育行政の中で対応された。しかし、浦添の社会教育の復帰後の取り組みは婦人学級、成人学級、青年学級、公民館活動の支援、PTA の設立や支援、スポーツ振興が主体となっている。文化財行政の具体的な取り組みを現時点で確認できるのは1973年の条例制定からである。後述する「浦添の文化財保護行政のあゆみ」は1945年以降の「浦添村や浦添市が係わった可能性が高い浦添城跡の現状変更に関すること」「琉球政府の文化財保護委員会が浦添で行った文化財保護に関すること」「浦添ようどれの文化財保護に関すること」をはじめ、1972年以後の浦添の文化財保護行政に関係する主な出来事を年毎に略述した。

The Administration of Cultural Assets of Urasoe City (5)
－ The History of Protective Administration of Cultural Assets of Urasoe City －

SHIMOJI Yasuhiro
(Cultural Affairs Department, Urasoe City Board of Education)

ABSTRACT
I have submitted four reports in the past under different subtitles in “Yonotsuji”.This time, I will summarize the main events annually from 1945 onward under the subtitle “The History of Protective Administration of Cultural Assets of Urasoe City” from the viewpoint of preserving a record of an exciting era of administration of cultural assets of Urasoe City.
After the reversion to Japan in 1972, the protective administration of cultural assetswas placed under the jurisdiction of the city, town and village boards of education aswell andhandled within the administration of socialeducation. The involvement of Urasoe in social education after the reversion, however, has been mainly with classes for women’s groups, adult groups, and young men’s groups, and the support of community center activities, the setting up and support of PTAs, and the promotion of sports.
The actual confirmable activity in administering cultural assets at present is from 1973 when city ordinances were enacted. “The History of Protective Administration of the Cultural Assets of Urasoe City” which follows has outlined the main events in connection with the administration of cultural assets of Urasoe City from 1972 onward on an annual basis, and starts from 1945with “Changes Pertaining to the Condition of the Urasoe Castle Ruins in Which the Involvement of Urasoe Village or Urasoe City is Highly Probable,” “Cultural Assets Protection Activities of the Cultural Assets Protection Committee of the Civilian Government of the Ryukyu Islands in Urasoe City,” and “Cultural Assets Protection Pertaining to UrasoeYodore”.

極楽寺創建場所の考察
－極楽寺と山岳信仰－（上）

武部　拓磨・長濱　健起
（浦添市教育委員会文化課・宜野湾市教育委員会文化課）

〈要旨〉
英祖王代の咸淳年間（1265 ～ 1274年）に創建された極楽寺は琉球最初の寺院としてよく知られるが、その創建場所は判然としない。極楽寺の様子を伝えるのは主に『琉球国由来記』（1713年）、『琉球国旧記』（1731年）、『球陽』（1745年編纂開始）といった文献史料であるが、これらの史料にはより詳細な建立場所は示されておらず、さらには沖縄戦や戦後の地形改変などが追い打ちとなって、具体的な場所は不明確な状態となっているのである。したがって、歴史学ばかりに頼らず、様々な情報を駆使して考察していかざるを得ないのが、極楽寺研究の現状である。
本稿（上）では、極楽寺と同時期に造営されたと伝えられる浦添ようどれが、山岳信仰の聖山に位置すると考えられること、また、浦添ようどれの造営場所が極楽山と称されるように、極楽寺と浦添ようどれに深い繋がりがあると考えられることなどから、極楽寺も浦添ようどれも、同じ山岳信仰の聖山に造営されたと推測し、極楽寺創建場所を想定していく。

A Study of the Construction Site of Gokurakuji Temple
－ Gokurakuji Temple and Sangaku Shinko (Mountain Worship) － (Study 1)

TAKEBE Takuma[1], NAGAHAMA Tatsuki [2]
([1]Cultural Affairs Section, Urasoe City Board of Education)
([2]Cultural Affairs Section, Ginowan City Board of Education)

ABSTRACT
Gokurakuji Temple erected in the reign of KingEiso during the Kanjun era (1265 to 1274) is well known as the first temple built in the Ryukyus, but the construction site is not clear.References to Gokurakuji Temple are mainly found in historical records such as“The Origin of the Ryukyu Nation”(1713), “The Old Chronicles of the Ryukyu Nation” (1731), and “Kyuyo” (compilation begun in 1745). Detailed information as to where it was built, however, is not included in these records. In addition, changes in topography in the Battle of Okinawa and post-war have added to the difficulty and the actual location has remained in a state of uncertainty. Therefore, in the present state of any study of Gokurakuji Temple, it is necessary to examine various sources of information at our disposal without relying solely on history.
The Urasoe Yodore (tombs of kings), which is said to have been constructed at the same period as Gokurakuji Temple, is thought to be located in the sacred peak of “Sangaku Shinko” (mountain worship) and as the place where the UrasoeYodore was built is referred to as Gokuraku Mountain, Gokurakuji Temple and Urasoe Yodore can be thought to have a close connection. It will be assumed, therefore, in this paper (Study 1) that Gokurakuji Temple and Urasoe Yodore were both constructed on the same sacred peak of “Sangaku Shinko” (mountain worship) and from this supposition I proceed to ascertain where Gokuraku Temple was erected.

ラオスの漆文化と歴史的なラオス漆器の科学分析
－ランサーン王国の漆芸試論－

宮里　正子
（浦添市美術館）
本多　貴之・宮腰　哲雄
（明治大学理学部応用科学科）

〈要旨〉
ラオスでは漆器をナム・キエン（Num Kiang）やナム・ハン（Num Hang）と呼び、寺院の供物具や建物さらに旧王宮の調度類や壁面などに用いられており、高い漆文化をうかがうことができる。しかし、王国から共和制に大きく国家体制が替わったことや、ヴェトナム戦などの影響を受け、現在では専門の漆職人が消滅している状況である。また、漆樹も地元では関わる人もおらずウルシの種類の特定も困難な状況にある。本稿では、1990年代から調査を始めたラオスの漆文化の状況や、古いラオス漆器の熱分解分析を通してラオス漆器についての研究の嚆矢としたい。

ラオス産の樹液と歴史的なラオス漆器について、デジタル光学顕微鏡を用いて赤外線吸収スペクトル、熱分解－GC/MSスペクトル、^{1}H－NMRスペクトルの分析を行った。それらの分析においてミャンマーやタイ産の漆液や漆塗膜の分析結果と比較した結果、歴史的なラオスの漆器は、ミャンマーやタイの漆樹液と同様に、漆器作りに使われる漆液にチチオール類が含まれていることが明らかになった。これらの結果は、ラオスの漆芸文化と歴史の発展の中では、ラオスの漆職人達は漆器をつくるのに自国の漆資源を利用していたことを示唆している。

Studies of culture, history and lacquer technique of Laos lacquerewares and applying pyrolysis-GC/MS spectrometry to the identification of Laos lacquer saps and historical a Laos lacquerware

MIYAZATO Masako[1], HONDA Takayuki[2], MIYAKOSHI Tetsuo[2]
([1] Urasoe Art Museum)
([2] Department of Applied Chemistry, School of Science and Technology, Meiji University)

ABSTRACT
In Laos, lacquer wares are called the Num Kiang and/or Num Hang. Laos lacquerwares are used for furniture, for coatings of wall of buildings and temples, and for offering implement of the king's palace. The Laos lacquer culture is considered to be fairly advanced from those lacquer work and articles. However, Laos changed from the kingdom to republican organization. Moreover, since there is no lacquer craftsman by influence of Vietnam War in Laos now, species of lacquer tree cannot be specified. Through the survey begun in the 1990s of the state of the lacquer culture of Laos and the analysis by pyrolysis of the historical lacquerware of Laos, it is hoped that this paper will pave the way for other studies on the lacquerware of Laos.

Laos lacquer saps and historical Lao lacquerware were analyzed by the digital optical microscope, infrared IR spectra, pyrolysis gas chromatography-Mass spectrometry and ^{1}H NMR spectra. After comparing with the Myanmer and Thailand lacquer saps and lacquer film, the results showed that a historical Lao lacquerware was coated by thitsiol was used coating of lacquer wares such as Myanmer and Thailand lacquer sap. These results suggesting that in the development of Lao lacquered history and culture, the lacquer workers had used the local lacquer resources to produce lacquer ware.

浦添市美術館における教育普及活動
－教育普及活動と地域ネットワーク－

又吉　さやか
（浦添市美術館）

〈要旨〉
私は子ども達にとって苦手意識のある美術やアート、工作といった分野は得意・不得意で決めつけられているように感じてきた。今後、地域の子ども達が遊び場として学び舎のひとつとして美術館を選択肢の中に入れ、自らの意思で訪れてほしいと願っている。これまで、「学校では体験できないものづくりの場」を念頭に企画してきた子ども体験教室。平成22年度～ 24年度まで当館で開催した教育普及事業や地域連携の実態と今後の事業のあり方を見据えながら述べる。また、毎年夏休み期間に行われている学芸員資格取得のための博物館実習の中の教育普及事業における実習生と子どものコミュニケーションの問題・子ども向け出前講座のグループワークに焦点を当てて考察する。美術館と近隣施設との交流やネットワークによって生まれる対人、対地域とのコミュニケーションの必要性や地域活性化のための美術館の役割や教育普及事業の提案など担当者の立場から述べる。

Educational Activities Sponsored by the Urasoe City Art Museum
－ Promoting Educational Activities and Networking with the Local Community －

MATAYOSHI Sayaka
(Urasoe City Art Museum)

ABSTRACT
I have felt that arbitrary lines have been drawn as to what art and fine arts are not suited for children and whether children are good or not good at the constructing things. In the future, I hope that the local children will place the art museum as one choice in their selection of places to entertain themselves and to learn things and visit the facility of their own volition. Up to now, we have planned experimental classes for children with the desire to give them an opportunity to experience a place where they can create things - something they cannot experience at school. I will relate the events that we have had from 2010 to 2012 at our facility to promote educational activities and the essence of the relationship that exists with the local community with due consideration to how things should be planned in the future. In addition, there is an annual program that is held during summer vacation for students participating in the educational promotion project within their practical training at a museum in order to obtain the curator’s license. Consideration will focus on the communication problems thesestudents have with the children as well as the group work for off-site courses for children that are delivered to wherever they are gathered.The need for communication that arises between individuals and between communities from the exchange programs,setting up a network between the art museum and the nearby facilities, the role of the art museum in the revitalization of the community and suggestions for educational revival projects will be related from the standpoint of the one overseeing the projects.

幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究Ⅱ
－『島津斉彬文書』に見る「評定所文書」関係記事－

栗野　慎一郎
（浦添市立図書館）

〈要旨〉

本研究テーマは、筆者が琉球王国評定所文書編集嘱託員だった頃から学習を継続してきた史料学的研究の一部である。幕末から明治期にかけて編纂された多くの史料集に「評定所文書」をはじめとする琉球関係史料が引用・参照されている。これらの史料集の編纂過程自体が今日では既に歴史であり、近代史料学の研究対象となっている。これらの史料集のうち、明治維新政府が収集・編纂した史料集について、前回『よのつぢ』第４号掲載の拙稿「幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究」で取り上げ、『大日本維新史料』『維新史料綱要』について琉球関係記事をデータ化した。今回は明治維新以後、鹿児島県の関係者によって編纂された『島津斉彬文書』（1840－1852）に注目し、同書に引用・転載されている「評定所文書」関係記事の足跡をたどった。これらの記事の中には刊行された『琉球王国評定所文書』に目録や標題しか登場しない史料も多く、関東大震災で焼失する以前に内務省が保管していた「原評定所文書」と言うべき史料の原型を知ることができる。

Historical Studies II Dealing with “Information About the Ryukyus” During the Last Days of the Shogunate Restoration Era
－ Related Articles on the “Supreme Court Documents” in “The Shimazu Nariakira Papers” －

KURINO Shinichirou
(Urasoe City Library)

ABSTRACT

The theme of this study is a part of the historical studies continued from the time the writer was a member of the editorial staff of the Supreme Court documents of the Ryukyu Kingdom. Beginning with the “Supreme Court Documents” a great deal of historical materials related to the Ryukyus have been quoted or referred to in many historical collections that have been compiled from the last days of the shogunate into the Meiji Era. The process of compiling these historical collections in itself has now become history and the objectof contemporary historical studies.Among these historical collections, the historical collection gathered and compiled by the Meiji Restoration Government was taken up in a previous “Yonotsuji” edition number 4 in “The Historical Study Concerning ‘Information About the Ryukyus’ During the Last Days of the Restoration of the Shogunate Era,” and the articles related to the Ryukyus in “The Historical Materials of the Dai Nippon Restoration” and “The Main Historical Elements of the Restoration” have been digitalized. This time the attention was concentrated on “The ShimazuNariakira Papers” (1840–1852) compiled after the Meiji Restoration by individuals affiliated with Kagoshima Prefecture and traced the footsteps of the articles related to the “Supreme Court Documents” that are cited and reproduced in the publication. Among these articles there are many pieces of historialinformation that appear only as lists or captions in the publication, “The Supreme Court Documents of the Kingdom of the Ryukyus” and one can discern the original historical materials which can truly be called the “Original Supreme Court Documents” that the Home Affairs Ministry had stored before they were destroyed by fire in the Great Kanto Earthquake.

一九三〇年代における沖縄出身南洋漁業移民の渡航について

川島　淳
（沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員）

〈要旨〉
近代日本による沖縄と南洋群島の統治政策遂行の過程ないしは結果として、沖縄から南洋群島に渡航した人々が増加した。本稿では、一九三〇年代における漁業従事者を分析の対象として、渡航動機・渡航形態・渡航後の就業形態という三つの軸を設定し、沖縄出身漁業従事者の渡航について考察する。
この分析によって、1930年代の沖縄における漁村の状況と、新聞報道や知人などの情報によって南洋群島イメージの形成に伴って漁業従事者の渡航増加という観点から、近代沖縄社会の一端を明らかにする。また、南洋群島における沖縄出身漁業従事者の就業形態を明らかにする。こうした検討を通じて、沖縄出身漁業従事者が近代日本の統治政策の遂行に巻き込まれていく様相の一端を明らかにするとともに、沖縄から南洋群島に渡航した人々の特質についても考察する。

From of and Reason for the Nigration Engaged in Fishing From Okinawa to Japanesse Pacific Island Possessions in the 1930′s

KAWASHIMA Jun
(Special Fellow, Institute of Ryukyuan Culture, Okinawa International University)

ABSTRACT
As a process or result of the execution of administrative policies for Okinawa and Japanese Pacific Island Possessions by modern Japan, the number of persons who crossed over from Okinawa to Japanese Pacific Island Possessions increased. In this paper, those engaged in fishing in the 1930s are the object of analysis and the investigation of those who engaged in fishing from Okinawa is conducted from three established aspects namely, the motivation forcrossing over, how the voyage was accomplished, and the type of work engaged in after crossing over.
This analysis will clarify a part of modern Okinawan society from the standpoint of changes to fishing villages in modern Okinawa and the increase in the departure of those engaged in fishing as a result of images created of Japanese Pacific Island Possessions by newspaper articles and information obtained from friends. In addition, identification of the type of work engaged in Japanese Pacific Island Possessions by the former fishermen from Okinawa will clarify the characteristics of Okinawa in modern Japan. Through such aninvestigation, one can get a general idea of how those who were engaged in fishing from Okinawa were caught up in the execution of the administrative policies of modern Japan and the characteristics ofthose who crossed over from Okinawa to Japanese Pacific Island Possessions will also be a matter of study.

（20）大城力「テニアン島において」（前掲『玉城村史　第七巻　移民編』五三一頁～五三五頁）。
（21）中本亀太郎「テニアン出稼体験記」（前掲『玉城村史　第七巻　移民編』五三五頁～五三七頁）。
（22）仲里専徳「輸送船に徴用されて」（佐敷町史編集委員会編『佐敷町史　4　戦争』佐敷町役場、一九九九年、一九二頁～一九三頁）。
（23）註（15）と同じ。
（24）新垣敏造「パラオでの戦争体験」（前掲『渡嘉敷村史　資料編』三二〇頁～三二二頁）。
（25）上原政松「パラオの戦争体験」（渡名喜村編『渡名喜村史』上巻、渡名喜村、一九八三年、三二五頁～三三〇頁）。
（26）金城良一「パラオでの鰹漁業」（前掲『渡嘉敷村史　資料編』三五二頁～三五五頁）。
（27）なお、二人の証言は、渡航年について齟齬があるものの、南洋群島に向かう船の名前や、事故が起こったこと、渡航状況が極めて類似していることから、同じ組合で渡航したのであろう。
（28）糸数太郎「サイパンからトラック・ポナペへ」（前掲『渡嘉敷村史　資料編』三四九頁～三五二頁）。
（29）註（22）と同じ。
（30）註（17）と同じ。
（31）註（19）と同じ。
（32）註（20）と同じ。
（33）註（16）と同じ。
（34）高江洲盛功の証言（具志川市史編さん委員会編『具志川市史　第四巻　移民・出稼ぎ証言編』具志川市史教育委員会、二〇〇二年、六三三頁～六三四頁）。
（35）国吉繁信「ポナペでの生活と戦争」（前掲『渡嘉敷村史　資料編』三二九頁～三三三頁）。
（36）註（18）と同じ。
（37）外務省茗荷谷研修所旧蔵記録「本邦会社関係雑件　東洋拓殖株式会社　関係会社関係」（E42）。
（38）「南洋群島開発調査委員会ヲ廃止ス」（国立公文書館所蔵「公文類聚　第五十八編・昭和九年・巻六・官職門　官制　逓信省　鉄道省　拓務省」）。
（39）註（15）と同じ。
（40）註（24）と同じ。
（41）註（26）と同じ。
（42）註（25）と同じ。
（43）註（28）と同じ。
（44）註（22）と同じ。
（45）註（16）と同じ。
（46）註（35）と同じ。
（47）註（34）と同じ。
（48）註（21）と同じ。
（49）註（17）と同じ。

移民は、図らずも沖縄と南洋群島に対する日本の統治・経営政策の遂行のなかに巻き込まれることとなったのである。かかる統治・経営政策の展開に関しては、今後の自らの課題にしたいと考える。

（1）山室信一「『国民帝国論』の射程」（山本有造編『帝国の研究―原理・類型・関係』名古屋大学出版会、二〇〇三年、八九頁）において、「近代の帝国」は「主権国家体系の下で国民国家の形態を採る本国と異民族・遠隔支配地域から成る複数の政治空間を統治していく統治形態」と定義されている。本稿では、この定義に基づくことにする。

近代日本における沖縄の位置については、冨山一郎「ナショナリズム・モダニズム・コロニアリズム」（伊豫谷登士翁・杉原達編『講座外国人定住問題第一巻　日本社会と移民』明石書店、一九九六年）などを参照のこと。

（2）「琉球処分」以降における沖縄の社会経済的構造の変容と移民との関係については、『沖縄県史　第七巻　各論編六　移民』（沖縄県教育委員会、一九七四年）や石川友紀『日本移民の地理学的研究』（榕樹書林、一九九七年）、「徴兵忌避」のハワイ移民を事例とした伊佐由貴「沖縄移民のなかの『日本人性』―近代化と徴兵制から移民を考える」（近藤健一郎編『沖縄・問いを立てる―2　方言札―ことばと身体』社会評論社、二〇〇八年）などを参照のこと。

（3）今泉裕美子「南洋興発㈱の沖縄県人政策に関する覚書」（『沖縄文化研究』第一九号一九九二年）、同「サイパン島における南洋興発株式会社と社会団体」（波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文舘出版一九九七年）、同「南洋群島」（具志川市史編さん委員会編『具志川市史第四巻移民・出稼ぎ論考編』（具志川市教育委員会二〇〇二年）などを参照のこと。

（4）今泉裕美子「南洋群島経済の戦時化と南洋興発株式会社」（柳沢遊・木村健二編著『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、二〇〇四年）、川島淳「戦間期における日本の南洋群島の統治・経営について」（『駒沢史学』第七三号、二〇〇九年）。

（5）沖縄出身南洋移民の特質については、赤嶺秀光「南洋移民とは何だったのか」（『新沖縄文学』第八四号、一九九〇年）、同「南洋移民は幸せだったか」（『けーし風』第三二号、二〇〇一年）、冨山一郎「ミクロネシアの『日本人』」（『歴史評論』第五一三号、一九九三年。のちに冨山『戦場の記憶』日本経済評論社、一九九五年に再録）、前掲「ナショナリズム・モダニズム・コロニアリズム」などを参照のこと。

（6）湧川紀子「南洋移民の状況―本部町字崎本部の事例―」（地域と文化編集委員会編『地域と文化　沖縄をみなおすために』第二八号、南西印刷出版部〔ひるぎ社〕、一九八四年）。

（7）安仁屋政昭「一九三〇年代における佐良浜漁民の南洋諸島出漁」（『南島文化』第七号、一九八五年）。

（8）片岡千賀之『南洋の日本人漁業』同文舘出版、一九九一年、及び同「沖縄県の海外出漁」（西成彦・原毅彦編『複数の沖縄　ディアスポラから希望へ』人文書院、二〇〇三年）。

（9）今泉裕美子「南洋群島」（具志川市史編さん委員会編『具志川市史　第四巻移民・出稼ぎ論考編』具志川市教育委員会、二〇〇二年）。

（10）「南洋へ進出の漁業者が殖える沖縄県各水産界から指導船派遣方を申請」（「大阪朝日新聞　附録　九州朝日」昭和五年九月九日付、那覇市歴史博物館所蔵複写版）。

（11）同右。

（12）「渡名喜村長が南洋群島鰹漁業視察」（「琉球新報」昭和五年八月一二日付、浦添市立図書館所蔵複製版）。

（13）「節値暴落と餌漁難で漁村組合の解散続出・南洋出漁船も絶望」（「沖縄日報」昭和一三年一月一三日付）。

（14）「沖縄県下の出漁団が裏南洋でトモ食ひ　表南洋へ出漁助成に転換」（「大阪毎日新聞」一九三七年一月一三日付、北谷町公文書館所蔵複製版）。

（15）崎山辰雄「トラック島からポナペへ」（渡嘉敷村史編集委員会編『渡嘉敷村史　資料編』渡嘉敷村役場、一九八七年、三一七頁～三一九頁）。

（16）内原勇作「赤城丸撃沈される」（前掲『渡嘉敷村史』三三三頁～三三七頁）。

（17）中本新太郎「テニアンで漁業に従事」（玉城村史編集委員会編『玉城村史　第七巻　移民編』玉城村役場、二〇〇五年、五四一頁～五四五頁）。

（18）大城清栄「南島の山中をさまよって」（豊見城村史戦争編専門部会編『豊見城村史　第六巻　戦争編』豊見城村役所、二〇〇一年、九六九頁～九七二頁）。

（19）安次富剛「終わりなき私の戦後」（前掲『玉城村史　第七巻　移民編』五二八頁～五三一頁）。

なった」という。ここでは「マグロ漁業の経験がないことや、若年との事で、一ヵ年は実務に就かせることなく、陸で乗組員の食事づくりや、事務所掃除等の雑役」であったが、「二年目に入ると、本業のマグロ漁業」をし、「叔父のもとで、三ヵ年務めた後、他のマグロ船に職場変える」と証言する。そして結婚後には、「海の事情に馴れ、漁業にも自信がついたので独立して漁業を営むことを決意し」、「沿岸漁業に限ると、これに適した沖縄産のくり舟を取り寄せ同字の後輩である大城信一郎と操業」したという。一九四〇（昭和一五）年になると、義弟の大城力とともに、トビ魚漁業とさし網漁業などに従事した。このように、テニアン渡航後、漁業に従事し、独立して経営するまでになったのである。

以上において、個人単位で南洋群島に渡航した漁業移民についてみてきた。南洋群島の組合の募集に応じてサイパンで漁業に従事した後に南興水産株式会社に所属して水産業に従事するものや、渡航後に連絡船の仕事に就いたが、後に南興水産に入社して漁業に従事するものもいた。また、親と雇い主との契約により、個人経営の鰹漁船での仕事に従事した後に海運業に転じるものもいた。さらには、南興水産で働いた後に、経営不振になった船に出資し、独立して経営するものもいた。このように、渡航後の就業形態も多種多様であったのである。

むすびにかえて

本論において、沖縄から南洋群島に渡航した漁業移民の実態について明確にしてきた。最後に、本論をまとめることでむすびにかえたい。

一九三〇年代の沖縄で不漁が続いたが、南洋群島での沖縄出身者が漁業で「好成績」をあげていたとの新聞報道や親戚・知人などの情報によって南洋群島に対するイメージが沖縄社会で形成された。これによって、沖縄在住の漁業従事者は、南洋群島に対する好奇心をもつと同時に、沖縄での「閉塞感」を感じたこと、さらに母村の社会経済的事情などから、親戚や知人とのネットワークが契機となって、沖縄から南洋群島に渡航する漁業従事者もいたのである。

渡航形態としては、組合単位と個人単位の場合があった。組合単位の渡航では、母村での既存の組合の場合と、新たに組織された組合の場合があった。他方、個人単位の渡航には、既に南洋群島に所在の組合の募集に応じた場合、住み込みの年季奉公のような場合、家族・親戚などを頼った場合、自由移民で渡航して現地で採用された場合があった。

南洋群島に渡航した後に、組合単位で操業したものの、不漁になると、組合が解散されたがゆえに、南興水産株式会社で漁業に従事する場合や、組合自体が南興水産株式会社に吸収される場合、すでに南洋群島在住の同郷者の組合と合流する場合もあった。さらに、渡航直後に、組合の解散が余儀なくされたので、他の船で漁業に従事するものや、沖縄出身者との関係によって漁業に従事するものもいた。他方、個人単位の場合では、南洋群島の組合の募集に応じて漁業に従事した後に南興水産株式会社に所属して水産業に従事するものや、渡航直後に連絡船の仕事に就いたものの、南興水産に入社して漁業に従事したものもいた。さらには、親と雇い主との契約によって、個人経営の鰹漁船での仕事に従事した後に海運業に転じるものもいた。あるいは、南興水産で働いた後に、経営不振になった船に出資し、独立して経営するものもいた。

組合単位であれ、個人単位であれ、一九二〇年代から南洋群島で水産業に従事した家族・親戚などを含む同郷者ネットワークの存在が、新たな渡航者の活動に影響を及ぼした。あるいは、南洋群島での水産業「開発」を担った南興水産株式会社に吸収されることもあったのである。

以上のように、沖縄での社会経済的状況や南洋群島における水産業「開発」、南洋群島在住の親戚や同郷者との関係が複合的に絡み合って、沖縄から南洋群島に渡航することになった。そして、沖縄出身南洋漁業

を釣り、それを売って稼いでいました」と証言する。その後、海運業に雇われて、パラオ本島とコロールを結ぶ連絡船で、主に薪を運んでいたという。このように、親と雇い主との契約によって南洋群島に渡航して漁業に従事し、それが終了すると、海運業に転じたのである。

内原勇助[45]は、父に呼び寄せてもらい、トラック諸島に渡航して、約三ヵ月間夏島と秋島を往復する定期船で働いた。その後「夏島に引っ越した。そこには南興水産という会社があって、一号・三号・五号・七号・十一号・十五号の計六隻のカツオ船があった。漁師はほとんど沖縄人で、本部の出身が一番多かった。南興水産は大分儲かっていたし配当金も多かった」のであり、「私は定期船の機関士の仕事をやめて、父や兄たちの乗っている一号船に機関士見習いとして乗ることになった」と証言する。このように、内原勇助は、渡航後に別の仕事に就いたが、後に南興水産に入社して漁業に従事するようになった。

その後、内原勇助は、阿波連出身者とともに経営不振の船で働くようになった。「夏島のエンリ村に王宇丸というカツオ船があった。所有者は内地の人であったが、経営がうまくいかないということで、その人が株を半分持ち、残りの半分を阿波連出身の漁師たちが出して、船とカツオ節加工場を共同で経営することになった。経営は順調で、一年後には出資金を取り戻すことができたし、王宇丸も阿波連の漁師の船になった」と証言する。このように、南興水産で働いた後に、経営不振になった船に出資し、独立して経営するようになったのである。

自由移民で渡航して漁業に従事した国吉繁吉と高江洲盛功を事例として検討しよう。一九三三（昭和八）年渡航の国吉繁吉[46]は、パラオで西銘順石所有のカツオ船に乗ったが、新たに造られた船に移り、そこで二年間餌を撒く仕事をした。その後、南洋貿易株式会社の機帆船に乗ってコプラなどを運搬する仕事に従事した。その時に「トラック島にいた阿波連の先輩が、組合を結成して船を作ったということで、乗組員を募集するためにパラオに来ていた。私はそれに応募して同郷の先輩たちと同じ船で働くことになった」と証言する。しかし、一九三九（昭和一四）年頃から不漁が続いたために、ポナペで定期船の機関長となり、一年後に南洋貿易株式会社の機関士に転じて、日本からの定期船入港の際に、乗客と荷物を波止場まで船で運ぶ仕事に就いた。このように、南洋群島に渡航して漁業に従事した後に、運搬船や定期船の仕事に従事したのである。いずれも船の仕事であった。

高江洲盛功[47]は、テニアンで会社に入って鰹船に乗り、その後延縄船の船長になった。「漁の時期はだいたい三月ごろから八月ごろまでで、冬になったら鰹はいないからやらない。その時期は潜りでえびやたこを捕ったりした」と証言する。このように、南洋群島では会社に入って漁業に従事したのである。

最後に、家族や親戚を頼って渡航した中本亀七郎・中本新太郎を事例として検討しよう。

中本亀七郎[48]は親戚をたよりにテニアンに渡航した。「テニアン島では親戚の家で寝泊まりし、仕事を探していました。十日くらい経って幸いに親戚の方の紹介で漁船に乗ることになりました」と証言する。その漁船は、マグロ延縄漁や一本釣り漁をする小型船で、「最初は飯炊きをしながら機関士見習いとして、油差しをしながら働きました」という。一九四〇（昭和一五）年一〇月になると、サイパンに移動して「マグロ船進海丸、船主は奥武島の中村貫吉所有の船の機関士」となり、一九四二（昭和一七）年にはグァム島に渡航して漁業に従事した。この事例から、渡航後継続的に漁業に従事していたものの、拠点をテニアンやサイパン、グァムに移していったことが判る。

中本新太郎[49]は叔父の誘いでテニアンに渡航した。叔父は「同郷の友人六人で株式でマグロ船を建造して漁業を行っており、乗組員も六人で、皆同字の者であった。叔父の紹介でそこで働かせていただくことに

では「会社が船を提供して、配当は会社が六、私たちが四という条件であった。しかし、私は結局一年間で南興水産を退職し」、一九三七（昭和一二）年には、ポナペで南洋拓殖株式会社のタグボート機関士として働いた。このように、不漁になると、組合が解散されて、崎山辰雄は南興水産で漁業に従事したが、その後南洋拓殖株式会社でタグボートの機関士となった。

新垣敏造[40]は組合単位でヤップ島に到着した直後に、組合が解散された。その後、知人を頼ってパラオに渡航し、「座間味のエビス丸に乗ることになったが、船酔がひどくて殆んど仕事にならなかったので船から下りて陸の仕事をすることになった」という。そして鍛冶屋の見習いを経て、鉄工所に勤務した。このように、渡航後に組合が解散したので、他の船で漁業に従事したものの、結局は転職するものもいた。

金城良一と上原政松は、同じ組合で渡航したが、パラオ到着後に現地で組合を解散した。金城良一[41]は「パラオに着いて現地の組合に加入しようとすると、本部出身の組合の連中から「パラオには漁船が多すぎるので、新たに加入させるわけにはいかない」と断られた。トクホウ丸を桟橋に横付けにしたまま組合を解散しなくてはならなくなった」という。組合解散後に、「他の船に乗ることもできなかったので、一緒に来た弟と二人で現地の住民の家を借りて港で荷役の仕事」をしていたが、「ある日、慶留間出身の大城という鰹船の親方がやってきて「こんな仕事を続けるよりも鰹船に乗った方がいいではないか」と誘ってくれた。そこで私は間もなく荷役の仕事をやめて彼の組合に入った。その組合には二隻の船があり約五〇人の漁師がいた。私は結局、その組合で約九年間餌を撒く仕事をすることになった。また、鰹の群れを見つけるのも私の仕事であった」と証言する。このように、組合解散後に別の仕事に従事したが、沖縄出身者との関係によって再び漁業に従事したである。

他方、上原政松[42]は、渡名喜出身の組合に合流した。「その時はパラオには渡名喜の人たちがたくさん行っていました。第三朝日丸、第五朝日丸、得豊丸、それに照島丸が加わったわけですが、後から南興水産の太平丸も加わって、五隻の鰹漁船が活躍し」、また「会社の宿舎はありますが、昼は漁で、夜は餌とりで忙しいですから、乗組員はほとんど船泊りです。陸で生活するのは不漁の時ぐらいのものです」と証言する。この証言によると、当初渡名喜出身者で構成された組合で漁業に従事したが、南興水産の船も加わったとのことから、おそらく南興水産に吸収されたのであろう。一九三八（昭和一三）年以降には、不漁になり、南洋アルミ鉱業に転職した。

以上のように、組合単位で南洋群島に渡航して操業したものの、不漁になったがゆえに、組合が解散された。その後、南興水産株式会社で漁業に従事する場合や、組合自体が南興水産株式会社に吸収される場合、既に南洋群島在住の同郷者の組合と合流する場合もあった。さらに、到着するや否や、組合が解散されたので、他の船で漁業に従事するもの、なかでも、沖縄出身者との関係によって漁業に従事するものもいた。

（2）個人単位の場合

糸数太郎は[43]組合の募集に応じてサイパンに渡航した。「サイパンに着くと本部出身の新城コウゴロウ氏のショウエイ丸に船長代理として乗船した」が、三年後に「トラック島が活気があったのでそこへ移ることにし」、「南興水産に入社して七号船に乗った」という。その後に南興水産からの依頼で、ポナペに移動して漁業に従事した。このように、組合の募集に応じてサイパンに渡航したものの、活気のあるトラック島に移動して南興水産で水産業に従事するようになったのである。

仲里専徳[44]は、親と雇い主との契約によって個人経営の鰹漁船での仕事に従事したが、「仕事は三年契約でしたが、実績が認められて満期にならないうちに終わり」、また「自分の小遣いの分は、仕事明けに魚

た」と証言する。このように、父に呼び寄せを依頼して南洋群島に渡航し、その後に定期船の機関士に転じたのである。

以上のように、既に南洋群島で漁業に従事していた家族や親戚を頼りに南洋群島に渡航して、漁業に従事するものもいれば、あるいは転職するものもいたのである。

最後に、自由移民で渡航した場合をみてみる。高江洲盛功[34]は、「亡くなったお父さんの借金があったので、ひとりで糸満まで歩いていき、自分を買ってくれと頼み、できるだけ遠い離れ島にやってほしいと言ったら、糸満の人が八重山の人に売った」のであり、「八重山で潜り漁の仕事をやった」と証言する。その後大東島で艀漕ぎの仕事をして渡航費を貯めて、南洋群島に渡航した。「南洋に行くときには、紹介ではなかった。鰹船持っている会社に自分で行った。テニアンに行って、ひとの鰹船に乗った」と証言する。また国吉繁信[35]は一九三三（昭和八）年に「南洋に行きたいと思うようになった」のであり、「父は切符を買って私をパラオ行きの船に乗せてくれた」という。ポナペでは「西銘順石さん所有のカツオ船に乗った」と証言する。さらに、大城清栄[36]は、一九四一（昭和六）年に真珠貝の漁を希望して、パラオに渡航したが、その際に「となりの親戚のおばあさんから旅費として百円を借りた」という。このように、沖縄で渡航費を工面して渡航するものもいた。

以上において四つの場合を検討した。すなわち、既に南洋群島に所在の組合の募集に応じた場合、住み込みの年季奉公のような契約の場合、家族・親戚などを頼った場合、自由移民で渡航して現地で採用された場合があった。この背景には、一九二〇年代頃に沖縄から南洋群島に渡航して漁業に従事し、経営の基盤を固めた人々が沖縄からの渡航に大きな役割を果たしたといえる。

三、渡航後の就業形態について

漁業移民のなかには、渡航当初南洋群島で漁業に従事したが、数年が経過すると、南興水産株式会社で「漁業労働者」として働くものもいれば、別の業種へと転職するものもいた。就業形態の背景には、不漁だけではなく、近代日本による漁業政策の遂行もあげられる。一九三三（昭和八）年に南洋興発株式会社に水産部が設置され、一九三五（昭和一〇）年には、南興水産株式会社が設立された。南洋興発株式会社社長の松江春次は南洋庁に南興水産株式会社の設立を申請し、東洋拓殖株式会社を経て拓務省で承認された[37]。時を同じくして、一九三四（昭和九）年一二月に南洋群島開発調査委員会が設置され、翌年一〇月に答申書を拓務大臣に提出した。この答申書には、「水産業ニ依ル発展ハ邦人ノ外南洋進出上極メテ効果的ノ方法ト認メラル仍テ此等方面ノ水産業ニ対シ一層適切ナル指導奨励ヲ行フコト緊要ナリ」といった漁業政策の基本方針が明記された[38]。これに基づいた漁業政策が遂行されることになった。

以下では、組合単位と個人単位を軸として、渡航後の就業形態について検討する。

（1）組合単位の場合

崎山辰雄[39]は組合単位で南洋群島に渡航した。「当初は渡嘉敷の出身者だけで出漁していたが、半年を過ぎた頃から次第に他の町村の出身者が私たちの組合に加入して来るようになった」のであり、「二、三年は大漁が続き、一年間で十八万円も儲け」、「このまま大漁が続き生活も次第に安定するだろうと思っていたが、一九三四年（昭和九）になると不漁が続き儲けも半分以下になった。そしてやむを得ず組合を解散して、私たちは南興水産の船で働くことになった」と証言する。南興水産

名喜のトクホウ丸とテルシマ丸の二艘に分乗してヤップ島に向かった」が、最終的にはパラオに着いた。このように沖縄で組合を新たに結成して南洋群島に渡航するものもいた。しかし、後述のように、会社と契約せず、あるいは既存の組合との関係で、組合は解散せざるをえなかった。ただし、上原はパラオ在住の渡名喜出身者とのネットワークによって操業が可能となったのである。

以上のように、母村の既存の組合が渡航する場合もあれば、新たに組織された組合が渡航する場合もあった。その際に、組合は会社と契約することもあったのである。こうした組合単位での渡航は、漁業移民特有の性質であったと言える。

(2) 個人単位で渡航

個人単位での渡航には、南洋群島の組合の募集に応じた場合、年季奉公のような契約で渡航した場合、南洋群島在住の家族や親戚などを頼った場合、自由移民で渡航して南洋群島で雇用された場合がある。この四つの場合をみてみよう。

まず南洋群島における組合の募集に応じた場合である。糸数太郎[28]は、徴兵で小倉に行き、二年後に除隊して渡嘉敷村前島で鰹漁船に乗っていた。一九三一（昭和六）年に「サイパンでの鰹漁業への募集案内を見て前島から七人が一緒に行くことになった」という。この証言から、既に南洋群島に所在する組合の募集に応じて渡航したことが判る。

次に、年季奉公のような契約で渡航した場合をみてみる。仲里専徳[29]は、先述のように、親と雇い主との契約によって、三年間「個人経営の鰹船の乗組員」として南洋群島に渡航した。このように、親と雇用者との契約によって、南洋群島で漁業に従事せざるを得なかったのである。

さらに、南洋群島在住の家族や親戚などを頼った場合もある。玉城村奥武島の人々は一九二〇年代に南洋群島のテニアンなどに渡航し、漁業経営の基盤を固めた。こうした状況のなかで、一九三〇年代になると、奥武島から南洋群島在住の家族や親戚などを頼って渡航する人々もいた。ここでは、奥武島出身の中本新太郎・安次富剛・大城力の事例をみてみよう。

中本新太郎[30]は、先述のように、一九三四（昭和九）年にテニアンから帰郷した叔父の誘いで渡航したが、「渡航費用は、我が家ではとうてい捻出できないとの事である。叔父は私が立替えしてあげましょう、償還は月賦払いで良いとの事で面倒をみてくれ」たという。このように、中本新太郎は、渡航費用をテニアン在住の叔父に借りて渡航した。

次に安次富剛と大城力の事例だが、二人はともに南洋群島に渡航した。安次富剛[31]は一九四〇（昭和一五）年九月に「テニアン島へ友人の大城力と共に漁業移民として一旗上げようと固く決意して渡航した」と証言し、また「兄安次富信郎や信義らも昭和八年にテニアンに渡航し、家族ぐるみで漁業に従事して成功を収めていた」ので、テニアンで「兄信郎と一緒にトビウオ刺網小船に乗り組み、毎日一生懸命に漁業に精を出していた」と証言する。他方の大城力[32]は「テニアン島に渡航後は姉の夫、中本新太郎と共にトビ魚刺網漁業に従事しました」と証言している。このように、両者はともに南洋群島に渡航したが、その後各々の家族とともに漁業に従事したのである。

他方、母村では漁業に従事していたが、呼び寄せによって南洋群島に渡航するや、他の職に就くものもいた。内原勇助[33]は、先述のように、鰹漁業に従事しつつ、漁期が終わると農業などに従事していた。将来の見通しもなかったので、一九三〇（昭和五）年にトラック島在住の父に呼び寄せを頼んだところ、「父から折り返し、「フネノキカンシナラデキルカ」という電報が届いた。私は自信がなかったのでこの話はあきらめようかと思ったが、何とかなるだろうと思い直して行くことに決め

胸に抱き那覇港より貨客船笠置丸二、五〇〇屯に乗船し、南洋向け出港しました」と述べる。このように、母村の経済的事情が厳しいなかで、南洋群島で儲けて沖縄の家族に送金するために渡航したのである。

以上の証言から、経済的事情や、南洋群島在住の家族・同郷者などの情報に基づく南洋群島についての好奇心、沖縄での「閉塞感」などが密接に絡み合ったことが、渡航動機となったことが判る。

他方、本人の希望とは反して、南洋群島に渡航したものもいた。仲里専徳[22]は、「農家のイリチリー（住み込みの年季奉公）のように、個人経営の鰹船の乗組員としての契約」で一九三八（昭和一三）年にパラオに渡航し「契約金は親が受け取っているので、いくらだったのか私は分かりません」と証言する。このように、自らのあずかり知らぬところで、南洋群島に渡航せざるを得なかったものもいた。

本節で論じたように、沖縄で不漁が続く反面、南洋群島での沖縄出身者が漁業で「好成績」をあげているとの新聞報道や知人の情報によって南洋群島に対するイメージが形成された。これによって南洋群島に対する好奇心をもつと同時に、沖縄での「閉塞感」を感じ、さらには母村の社会経済的状況や家庭の事情などから、親戚や知人とのネットワークが契機となって、南洋群島に渡航する漁業従事者もいたのである。

二、渡航形態について

南洋群島への渡航としては、基本的に組合単位と個人単位という二つの場合がある。以下では、この二つを軸としてそれぞれの渡航形態について検討する。

（1）組合単位で渡航

組合単位での渡航には、母村での既存の組合が南洋群島に渡航する事例と、新たに組合が組織されて南洋群島に渡航する事例がある。

まず既存の組合の渡航についてみてみよう。崎山辰雄[23]は、一九三一（昭和六）年に「私たちの組合では光徳丸を売り払って組合ごと南洋に出稼ぎに行くことになった」のであり、「機械の部品は那覇のミナモト鉄工所で作ってもらってそれを持って」渡航し、トラック諸島の冬島で「船大工の安座間という人に頼んで造ってもらった。船が完成すると機械を取り付けて早速操業を開始した」という。また「組合の当座の費用は那覇のマルソウという鰹節問屋から借りた。南洋で製造した鰹節は全てマルソウに委託するというのが借金の条件であった」と証言する。このように、崎山辰雄の所属する組合は、問屋と契約したうえで、組合単位で渡航して、船を南洋群島で建造させたのである。

また、新垣敏造[24]は、一九三二（昭和七）年一二月に「祐大丸という渡嘉敷の組合の船に乗ってセレベスに向かった」と証言し、また「パスポートは台湾でも取れるということで寄港したが発行してもらえなかった」ため、セレベスに向かい、セレベスでは「半年分の入国金三六〇円さえ納めれば簡単に入国できた」けれども日本人商人が事件を起こしたために、セレベスを出港してパラオに向かった。「途中でコースを間違えてヤップ島に到着した。そしてそれから間もなく私たちは組合を解散した」という。このように、組合単位で南洋群島に渡航しても、会社との契約がなく、また無計画に南洋に渡航する場合があった。

次に、南洋群島への渡航にあたって、新たに組合を組織した事例もある。上原政松[25]と金城良一[26]の証言によって明確にしよう[27]。

一九三四（昭和九）年頃に、渡名喜島で二四、五名の組合が組織され、「寿丸という母船」・「糸満の照屋林顕さんの照島丸」・「渡名喜の船ですが乗組員は慶良間の人と半々」だった得豊丸の三隻で南洋群島に向かったと、上原政松は証言する。得豊丸に乗った、慶良間出身の金城良一は「渡名喜の漁師たちと一緒に南洋に行くことになった。そして渡

漁業従事者の証言に基づいて渡航動機について考察しよう。

まず、不漁のために渡航を決意した組合について検討する。崎山辰雄[15]は、「学校を出るとすぐに光徳丸に乗ることになった。光徳丸の組合には漁師が約五〇人いた。私はその船の炊事係になった」という。そして光徳丸の組合で「一年は炊事係として働き、二年目から数年間は機関士の見習いとして働くようになった」が、「昭和初年になると不漁が続き、負債の額が次第に大きくなった。このままでは生活が苦しくなるばかりであったから、私たちの組合では光徳丸を売り払って組合ごと南洋に出稼ぎに行くことになった。一九三一年（昭和六）、私が二〇歳の時のことである」と証言する。このように、一九二〇年代後半から、渡嘉敷では不漁が続いて、生活が苦しくなるとともに、組合の負債額が大きくなったので、組合ごとトラック諸島に渡航することになった。

次に単身で渡航した背景としては、経済的事情と、それに伴う「閉塞感」による場合があった。内原勇作[16]は「与那嶺さんの船に乗ってカツオ漁に出たり、那覇まで薪を運搬したりして暮らしていた。当時は、旧正月の十六日を過ぎるとカツオ漁の準備を始め、二月から旧の七、八月まで漁に出た。漁期が終わると農業をしたり、山から薪を採ってきたりして生計を立てていた」が、「その日暮らしで将来の見通しも立たなかったので、一九三〇年（昭和五）にトラック島に行っていた父に呼び寄せてくれるように頼んだ」と証言する。このように、「将来への見通しが立たなかった」との「閉塞感」によって、父に呼び寄せを頼んだ。

また中本新太郎[17]は「一九三四年（昭和九）九月テニアン島へ出稼ぎに行った叔父が里帰りし我が家に訪れた。貧しい生活状況をいたく感じ、出稼ぎに出た方が家のためにも、あなたのためにもなる。一緒にテニアンに行こうと誘いがあり、親達も大賛成、出稼ぎに出て家計の支えになればと考えがあったからだった。もちろん、私も機会があればぜひ、出稼ぎに出たい気持ちを抱いていたので希望が叶えて嬉しかった」と証言する。このように、テニアンから一時帰郷した叔父の誘いが契機となり、経済的事情や、沖縄から他地域へ行きたいとの希望から、渡航することとなった。

さらに、大城清栄[18]は、一九四一（昭和一六）年に、「八名兄弟の長男だったし、母の豆腐づくりでの生活は大変だと思ったのと、船が好きだったので漁業、特に真珠貝の漁をやろうと思っていて、自分の部落の先輩にその真珠貝の漁をやっている人が二名いたので、パラオに行く決心をした」という。このように、経済的事情と好奇心によって南洋群島に渡航した。

安次富剛[19]は「玉城尋常高等小学校を昭和十五年三月に卒業し、その年の九月に南洋諸島テニアン島へ友人の大城力と共に漁業移民として一旗上げようと固く決心して渡航し」、また「私の故郷玉城村奥武は、昔から漁業が盛んな土地柄であり私の兄安次富信郎や信義らも昭和八年にテニアンに渡航し、家族ぐるみで漁業に従事して成功を収めていた。私もそれに刺激されての渡航であった」と証言している。安次富剛とともに渡航した大城力[20]は、「昭和の年代に入っても私達奥武島の貧困生活は今の時代では考えられない、言葉では言い表せない生活であり」、「貧困生活を乗り越えていくために多くの先輩達は、明治・大正時代より一九四〇年（昭和十五）頃迄にハワイ・キューバ・フィリピン及び南洋群島のサイパン・テニアン・ロタ・トラック・ポナペ・パラオ諸島へ移民した。そして各地で活躍され、故郷に送金して生活の支援活動を行っていた時代でありました。そのため健康な人は、尋常高等小学校を卒業するのを待ち兼ねていったような状況でありました」という。さらに、中本亀七郎[21]は「昭和十四年三月二十四日玉城尋常高等小学校高等科二年を卒業し」、「翌十五年五月、十六歳の時に親戚を頼りに漁業者として南洋テニアン島に出稼ぎに行く事になりました」が、その際に「父母との別れの水盃を受け「元気で儲けてきなさい」と言われ希望を

一、渡航動機について

渡航動機は三つの要素で構成されていたと考えられる。すなわち、南洋群島在住の沖縄出身者の活動などが新聞報道や親戚・知人の情報などによって沖縄で南洋群島に対するイメージが形成された。また、母村での社会経済的状況や家庭の事情によって生活が厳しくなったという背景があり、肉親の呼び寄せや会社の募集・契約が渡航の契機となった。こうしたことから南洋群島に渡航するものもいた。以下では、南洋群島に対するイメージ・沖縄での背景・渡航の契機という三要素を軸として、渡航動機について検討する。

一九三〇年代前半期に、沖縄県内の漁業が不況となった反面、南洋群島在住の沖縄出身漁業従事者は「好成績」をあげていた。一九三〇（昭和五）年九月九日付の新聞で「業界不振のため行詰りの苦悩にあえいでゐる県下鰹漁業者はこの難関を打開すべく敢然裏南洋群島方面の方向を目指して進出するもの漸く続出し現在サイパン、パラオ、トラックの各島には糸満、多良間、伊平屋、本部方面出身の人達により七八隻の発動機漁船が盛んに活躍しいずれも好成績を挙げてゐる」[10]ことが報じられた。そしてこの「吉報に接した県内漁業者はこの際南洋群島における漁場および漁業経営状態を詳細に調査して今後の南洋進出方針を確立したい念願にかられ県当局に水産試験場の指導船図南丸を南洋漁場調査にあてられるやう県下各郡市水産会員連名で申請することになつた」[11]という。また、同年に渡名喜村長が南洋群島の漁業視察に赴く前の新聞記事では「島尻郡渡名喜村長南風原健雄氏は裏南洋群島に於ける鰹漁業経営状態視察の為め六十日間の予定を以て近便より同群島ポナペ島に出張すべく県に管外出張許可申請したか右は当地に於ける鰹漁業の行詰り打開の為め村内当業者の南洋進出余地ありや否や業態の調査かその使命である」[12]と報じられている。以上の新聞記事から判ることは、沖縄県内における漁業が不況になる反面、南洋群島在住の沖縄出身者が漁業で「好成績」をあげているため、南洋群島における漁業の可能性に関する調査が期待されたことである。かかる報道は、沖縄社会において「南洋ブーム」を醸成させ、渡航者の増加につながったのであろう。

一九三三（昭和八）年以降、沖縄県は南洋群島に渡航する漁船に補助をした。渡航に対する補助の具体的内容は、一九三八（昭和一三）年の新聞記事に、次のように記されている。すなわち「県当局は県内沿岸漁業の不振打開及び鰹漁業の経営難を緩和する方策として昭和八年以来振興費より補助政策を執り、南洋群島に遠征する鰹漁業者に鰹船建造費の五割補助、鰹漁業経営費補助（一隻六百四十一円宛三ヶ年間継続交付）を実施し、毎年四隻宛、十ヶ年継続で総計四十隻の鰹漁船を南洋群島に移動させ南洋の島々に沖縄漁村を建設せしむる計画を実行し既に二十隻の助成船の出漁を見てゐる」[13]という。このように、一九三三（昭和八）年以来、県当局は南洋群島に渡航する漁業従事者に補助金を交付し、毎年四隻ずつ渡航させ、一〇年間で四〇隻の漁船を派遣して「沖縄漁村」の建設を計画していた。その反面、この新聞記事の後半部には、沖縄出身漁業移民が漁業労働者になっていく過程が報じられている。

この新聞記事は、一九三八（昭和一三）年のものであるが、一九三七（昭和一二）年までの新聞では、渡航の補助が次のように報じられている。「南進国策の潮に乗つて沖縄県では昭和八年以来同県振興費により建造費の半額を補助して毎年四隻の漁船を南洋庁管下に出漁させてゐる」[14]とある。また、一九三九（昭和一四）年以降になると、南洋群島における沖縄出身漁業従事者の「活躍」が報じられるようになったのである。こうした新聞報道もまた、漁業従事者に南洋群島への渡航を促す基盤になったのだろう。

こうして、沖縄社会における南洋のイメージが形成されて、沖縄から南洋群島に渡航を希望する漁業従事者が増加したと考えられる。次に、

一九三〇年代における沖縄出身南洋漁業移民の渡航について

川島　淳（沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員）

はじめに

近代日本は、大日本帝国憲法を制定し、日清戦争で「国民意識」を確立させ、国民国家として形成された。他方、琉球王国を解体して沖縄県を設置し、日清戦争から第一次世界大戦まで、台湾・朝鮮・樺太・関東州・南洋群島を統治下に置いた。このように、近代日本は国民国家として形成されると同時に帝国として成立した(1)。

近代日本の統治地域の拡大と統治政策の遂行に伴って、沖縄出身者のなかには他地域に渡航するものがいた。日清戦争以降の沖縄では、「土地整理事業」の実施や、一八九八（明治三一）年の徴兵令の適用などの結果として、経済的事情や徴兵忌避などによって、他地域へと移動するものが増加した(2)。第一次世界大戦後に黒糖相場の下落によって、沖縄でも不況に陥った。かかる沖縄統治政策の展開が沖縄出身者のプッシュ要因となった。他方第一次世界大戦後に日本の委任統治地域となった南洋群島で、南洋興発株式会社の製糖業を中心とした産業「開発」(3)や、一九三〇年代後半期以降に「南進政策」と密接に関連づけられた「開発」(4)の労働力として沖縄出身者があてられた。かかる沖縄と南洋群島の関係性は近代日本の国家・社会構造の内実の一端を示している(5)。

こうした近代沖縄と南洋群島との重層的関係性のなかで、沖縄出身南洋漁業移民の特質を検討することも重要な課題である。というのも一九二〇年代に、南洋群島へ渡航した沖縄出身漁業移民は、経営の基盤を確立し、一九三〇年代になると、南洋群島在住の漁業従事者をたよって渡航するものや、沖縄の組合単位で渡航するものもいたからである。その特質に関する先行研究を概観しよう。湧川紀子は、本部町崎本部の漁業移民を事例として、母村の状況、県による移民の奨励、南洋群島での生活形態について明確にした(6)。安仁屋政昭は、南洋群島をめぐる国際関係、第一次世界大戦後における日本の南洋群島の統治・経営政策の展開、産業開発と移住者との関係を概観したうえで、伊良部島佐良浜出身漁業移民の移住・出漁の特質を明確にした(7)。片岡千賀之は南洋群島の漁業政策の展開と漁業従事者との関係性について考察した(8)。今泉裕美子は、南洋群島をめぐる国際関係、日本統治下の統治制度、産業開発と沖縄出身者との関係などについて論じるなかで、南洋群島における水産業の展開と、それに従事した沖縄出身者の就業形態などを明確にした(9)。

かかる先行研究を発展的に継承し、一九三〇年代に沖縄から南洋群島に渡航した漁業移民の特質について考察することが本稿の課題である。その際、渡航の動機・形態・南洋群島での就業形態を軸に、あらゆる人々が検証可能な状態にある沖縄県内自治体史掲載の証言に依拠する。

執筆者名［執筆順］

安　斎　英　介	ANZAI Eisuke	浦添市教育委員会文化課
鈴　木　　悠	SUZUKI Yu	浦添市教育委員会文化課
上　原　千　明	UEHARA Chiaki	浦添市教育委員会文化課
玉那覇　有　登	TAMANAHA Yuuto	浦添市教育委員会文化課
下　地　安　広	SHIMOJI Yasuhiro	浦添市教育委員会文化部
武　部　拓　磨	TAKEBE Takuma	浦添市教育委員会文化課
長　濱　健　起	NAGAHAMA Tatsuki	宜野湾市教育委員会文化課
宮　里　正　子	MIYAZATO Masako	浦添市美術館
本　多　貴　之	HONDA Takayuki	明治大学理学部応用科学科
宮　腰　哲　雄	MIYAKOSHI Tetsuo	明治大学理学部応用科学科
又　吉　さやか	MATAYOSHI Sayaka	浦添市美術館
栗　野　慎一郎	KURINO Shinichirou	浦添市立図書館
川　島　　淳	KAWASHIMA Jun	沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員

〔裏表紙写真〕

中頭方西海道（なかがみほうせいかいどう）

中頭方西海道は15世紀後半以降に整備された宿道と呼ばれる街道の一経路で、首里を起点に浦添・北谷を経由して読谷山へと至った。写真の安波茶橋は小湾川にかかる南北二基の石造アーチ橋であり、その前後に石畳道が連続する。「浦添城の前の碑」によれば、尚寧王代の1597年（万暦25）に首里・浦添間の道が石畳道に整備された際に、安波茶橋も木橋から石橋に改修されたと考えられている。中頭方西海道は普天満参詣道とともに平成24年9月19日に国の史跡に指定された。

よのつぢ　浦添市文化部紀要　第９号

編　集：浦添市教育委員会　文化部　文化課
〒901-2103　沖縄県浦添市仲間１－１－２
ＴＥＬ：098－876－1234（内線6216／6217）
ＦＡＸ：098－878－1487
発行日：平成25年(2013) ３月29日
発　行：浦添市教育委員会　文化部
〒901-2501　沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市役所ホームページ　http://www.city.urasoe.lg.jp
印　刷：沖縄コロニー印刷